

広域自治体のコミュニティ政策

政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～ 岡野内 俊子
津久井 稲緒

要 旨

一般に、コミュニティ政策は、居住地域・隣近所・暮らしなどの、比較的狭域エリアに関わることとして、国の政策や基礎自治体の事業として把握されており、補完性の原則（the principle of subsidiarity）に従えば、広域自治体（都道府県）は基礎自治体のコミュニティ政策を補完する役割を担っている。しかし、コミュニティ政策を、教育・文化・ビジネス・観光などに関連する広域エリアに関するものとして捉えるならば、このとき最も能率的な最下層レベルの自治体が、都道府県となることも考えられる。広域自治体のコミュニティ政策には、「基礎自治体のコミュニティ政策の補完」の他に、「広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること」という二つの役割があると考えられる。

広域自治体のコミュニティ政策は、居住生活の課題に対応する集団のみならず、教育・文化・ビジネス・観光など、人々の様々な場面の課題に対応する集団に関することで、現代社会における人々のトータルなく生活への価値の問い直しに貢献することができる。また、現代の共同性は、閉じられた地域の中からは生まれない。個々の住民の一つひとつのニーズに、小さなエリアの中で問題解決を図ろうとするだけでなく、「逆転した共同性」という現実に鑑み、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことが、広域自治体のコミュニティ政策では可能となる。

広域自治体のコミュニティ政策は、「自治体と市民との協働」「自治体と市民との間の中間的関係の構築」「コミュニティ型問題処理方式の多面展開」という目的のために必要とされており、これを推進することは、地方自治の強化を図るという意味を持つ。

目 次

序 章 本研究の背景と目的

第1章 コミュニティの諸相

第2章 コミュニティ政策の論理と広域自治体の役割

第3章 条例等と総合計画にみるコミュニティ政策

第4章 神奈川県におけるコミュニティ政策の検討

終 章 広域自治体のコミュニティ政策の可能性

資 料 神奈川県（2012）「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」（抜粋）

参考文献

序章 本研究の背景と目的

本格的な高齢社会の到来、医療・介護・雇用保険等の社会保障設計の再構築、新しい公共、幸福感の問い直し等に関連して、「コミュニティ」に対する期待が高まっている。コミュニティに対する期待とは、一つには、公共サービスの担い手を行政以外にも求めるという期待である。90年代以降の不況と財政危機により、人々の生活を支える公共サービスのうち、行政サービスの重点化が進められ、地域コミュニティ（市民活動団体等の諸団体）と行政との協働が進められている。また一方では、現代社会の人々は、複数組織に属しながらそれぞれの組織に対する帰属意識が極めて低いという傾向を持ち、コミュニティ活動を通じて得られる、仲間や生きがいといった個々人の幸福感の向上に対する期待がある。さらに、互いのつながり・絆を強化することにより、地域社会の防犯力を高めるなど、随伴的効果に対する期待もある。

一般に、コミュニティ政策は、居住地域・隣近所・暮らしなどの、比較的狭域エリアに関わることとして、国の政策や基礎自治体の事業として把握されており、補完性の原則（the principle of subsidiarity）¹に從えば、広域自治体（都道府県）は基礎自治体のコミュニティ政策を補完する役割を担っている。しかし、コミュニティ政策を、教育・文化・ビジネス・観光などに関連する広域エリアに関するものとして捉えるならば、このとき最も能率的な最下層レベルの自治体が、都道府県となることも考えられる²。

60年代後半に始まるわが国のコミュニティ政策は、日本経済の急速な成長が、人々の生活の場と与えた影響に対応するべく始まった。それゆえ、コミュニティ政策は、居住生活に関わる比較的狭域の課題について、主に基礎自治体はその役割の中心を担ってきた。そして現代社会においては、グローバル社会における金融危機や地球規模での自然環境問題・自然災害の脅威、制御不能な経済システム・自然環境が、人々に〈生活〉の価値の問い直しを迫っている。コミュニティ政策の対象を、従来どおり狭域課題（主に居住生活）に限定して今後も進めていってよいのだろうか、ということが、本研究を始めるにあたっての問題意識である。

こうしたことから本研究は、政策実施主体の役割の観点から、本来求められるコミュニティ政策とは何かという問い直しを行い、「広域自治体（都道府県）のコミュニティ政策には、基礎自治体のコミュニティ政策を補完するものと、広域的観点で講ずるものがある」と考え、特に後者の観点〔広域自治体（都道府県）が実施することが最も能率的と考えられるコミュニティ政策〕に焦点を当てて、検討を行うものである。

広域自治体のコミュニティ政策を推進するということは、地方自治の強化を図るという意味を持つ。それは、政府と住民とを媒介する中間的集団の内に、民主的な両者の接近様式、すなわち市民の声が政治に届く仕組みを見出すことが期待できるからである。中間的集団との関係が弱いということは、（地方）政府と住民とがむき出しのままに相対することを意味し、それは広範な大衆行動が惹起される危険性をもはらんでいる。広域自治体のコミュニティ政策の推進は、「団体自治・住民自治」双方の立場からも、求められるものである。

神奈川県においても、総合計画審議会でもコミュニティの重要性が取り上げられているものの、基礎自治体のコミュニティ政策を更に強化すべく補完していこうとするのか、広域的な観点でのコミュニティ政策の推進なのか、それらが明確にされないままに、コミュニティに対する期待だけが高まっている。本研究は、コミュニティへの期待・機能性を整理することで、一般に議論されている基礎自治体のコミュニティ政策とは異なる、広域自治体が講じるべきコミュニティ政策とは何か、何をすべきか、を明らかにするものである。

¹ 『欧州地方自治憲章』第4条第3項には、「公的責務（public responsibilities）は、一般に、市民に最も身近な（closest to the citizen）地方自治体により優先的に執行されるものとする。他の団体への権限配分（allocation of responsibility）は、業務の範囲と性質及び能率と経済的要求を考慮して行われるべきものとする」と規定されている。最上層の中央政府は下層の政府レベルで効率的に果たすことのできない責務を補完するということで、基礎自治体のコミュニティ行政を、広域地方政府（都道府県）と中央政府はそれぞれに補完する役割を担っている。

² もちろん、教育・文化・ビジネス・観光などの推進において、基礎自治体が最効率なケースも多々ある。2011（H23）年夏のロードショー、横浜を舞台にしたスタジオジブリ映画「コクリコ坂から」は、横浜市の観光集客キャンペーンとして行われた、等。

第1章 コミュニティの諸相

1-1 コミュニティの多様性

地域コミュニティ、コミュニティケア、コミュニティビジネス、コミュニティカフェ、コミュニティレストラン、コミュニティFM、コミュニティバンク、コミュニティハウス、コミュニティスクール、コミュニティバス、スマートコミュニティ、コミュニティサイクル、ソーシャルコミュニティ、インターネットコミュニティなど、「コミュニティ」という言葉は、日常生活の多様な場面で、多義的に捉えられ使用されている³。

国立国会図書館の蔵書のうち、タイトルに「コミュニティ」を含む資料数は、16,428件（内、図書2,570件、雑誌59件、博士論文276件）⁴、また、Googleの検索エンジンを用い「コミュニティ」という語を検索すると、274,000,000件が抽出される⁵。コミュニティは、日常的に用いられる言葉として、また、学術的な研究対象としても存在している。

上述の例のコミュニティという部分に別の言葉を当てはめてみると、「集団」または「領域」という言葉が連想される。地域コミュニティ・ソーシャルコミュニティ・インターネットコミュニティは、コミュニティの部分に「集団」という言葉を当てはめることができ、コミュニティケア・コミュニティビジネス・コミュニティカフェ・コミュニティレストラン・コミュニティFM・コミュニティバンク・コミュニティハウス・コミュニティスクール・コミュニティバス・スマートコミュニティ・コミュニティサイクルには、「領域」という言葉が当てはまる。コミュニティは、人々の集まりを指すこともあれば、地理的なエリアを指すこともある。

さらに、コミュニティは、必ずしも実存するものばかりとはいえない。新たに作り出す理想形として、コミュニティという名称を用いる場合がある。例えば、スマートコミュニティは、情報通信技術を活用し地域のエネルギーシステム全体の最適化をはかる実験的なエリアであり、新しい社会システムを構想した一形態といえる⁶。また、わが国の義務教育を、学校のみならず地域社会と一体となり実践していこうとするコミュニティスクールも、新しい教育の仕組みを模索した一形態である⁷。コミュニティバンクは、地域信用金庫や地域信用組合の代名詞として使われることが多い言葉だが、運用先の比重が当該地域内であるか否かが議論的とされるように、地域内社会の円滑な金融流通の理想形を表している言葉といえる。

では、（町内会や自治会等の地縁集団の言い換えとして使用されることの多い）地域コミュニティについてはどうだろうか。地域コミュニティの衰退、地域コミュニティの崩壊、などと一方では言われ、しかし地域コミュニティとの協働なる議論も盛んに行われている。地域コミュニティは、理想や郷愁としても、実存するものとしても、考えられているようである。

一方、バーチャルなものと言われてはいるものの確かに存在するものとしては、インターネットコミュニテ

³ ヒラリーは、94のコミュニティの定義の分析から、「地域性」「社会的相互行為」「共同のきずな」という要素を諸定義における一致の領域として抽出した（Hillery, G. A. Jr. (1955) "Definitions of Community", *Rural Sociology*, vol. 20, No. 2）。この三要素は、永く、コミュニティ論の基礎概念と成り得たが、現代社会に広く浸透し始めた「インターネットコミュニティ」は、この要素で括ることは難しい。現代社会に新たに登場したコミュニティ（インターネットコミュニティやソーシャルコミュニティなど）の要素には、リアルな「地域性」が薄れる一方で、人々の「関心」や「情報」等の要素が含まれているように思われる。

⁴ 資料の内訳は、図書、雑誌、新聞、電子資料、和古書・漢籍、博士論文、地図、音楽映像、蘆原コレクション、記事、企画レポート類、国立国会図書館ホームページ <http://www.ndl.go.jp/> 2012(H24)年12月6日アクセス。

⁵ Google 2012(H24)年12月6日アクセス。

⁶ 「エネルギーの有効利用という観点からは、電力だけでなく、熱エネルギーや交通システムも含め、「スマートコミュニティ」ともいふべき、人々のライフスタイル全体を視野に入れた社会システムの在り方の検討が必要次世代エネルギー・社会システムの在り方の検討が必要となります」一般社団法人新エネルギー導入促進協議会「平成24年度次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金（次世代エネルギー・社会システム実証事業）」公募要領

⁷ 「コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。」文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm 2012(H24)年12月21日アクセス。

⁸ (財)地域活性化センター(2012)『地域づくり2012年5月号』「特集 自治会・町内会の活性化と地域づくり」等の事例がある。

ィがある。フェイスブックやツイッターのようなインターネットコミュニティは、現代社会に新しく登場してきた、確かな実存的コミュニティといえる。インターネットを通じて即時に情報を伝播させる有用性に着目した地方自治体や政府機関は、公式フェイスブックやツイッターアカウントを開設し、これらを行政に活用することを模索している⁹。

さらに、コミュニティは、科学技術との関係も深い。金融システム¹⁰、除雪車や廃棄物処理設備の登場といった科学技術の発展により不要とされたのは、地域共同体が担ってきた無尽や講、共同作業などであり、これにより地域コミュニティは衰退した。反対に、科学技術の発展がコミュニティを創ったとみなされるものもある。インターネットコミュニティやスマートコミュニティなどである。

このように、コミュニティという言葉は、多様に捉えられている。ではコミュニティ政策といった場合には、コミュニティなる語とどのように結びつくのだろうか。次節以降では、多様なコミュニティの様相を概観した上で、コミュニティ政策論への架橋を試みる。

1-2 コミュニティの様相

(1) 地域コミュニティ（町内会・自治会・NPOなど）

地域コミュニティとは一般に、町内会・自治会等の居住地域に基づく地縁団体をいうが、そこでは、居住地域の課題解決のために活動するNPOや市民団体なども活動しており、それらを総称したものを地域コミュニティという場合が多い¹¹。

ア. 町内会・自治会

総務省がまとめた町内会・自治会など地域住民による地縁団体数は、29万4,359団体となっている（2008(H20)年4月1日現在、総務省調べ）。団体数が最も多いのは北海道の1万5,467団体で、続いて、茨城県1万3,459団体、愛知県1万3,218団体である。最も少ないのは、沖縄県の1,071団体で、山梨県2,170団体、佐賀県2,770団体、群馬県2,845団体、鳥取県2,906団体、となっている（図表1-1）。

また、地縁団体のうち不動産等の登記上の権利を有するために市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体を「認可地縁団体¹²」というが、同団体の規約で定められた目的の状況によると、住民相互の連絡（88.7%）、区域の環境美化・清掃活動（85.9%）、集会施設の維持管理（79.9%）、を掲げている団体が多い（図表1-2）。

⁹ 「行政によるソーシャルメディアの活用は、90年代後半から2000年代前半にかけての電子掲示板の設置に始まり、その後徐々に増加してきていた。2011(H23)年3月の東日本大震災では、ソーシャルメディアが個人をつなぎ、救援要請や支援物資のニーズ情報が公的機関に届けられるなど、インターネットを通じて即時に情報を伝播させる有用性に着目し、ツイッターアカウントを開設する地方自治体や政府機関が増加する契機となった。」庄司昌彦「ソーシャルメディアを地域の活性化に役立てるために」（財）地域活性化センター（2012）『地域づくり2012年11月号』

¹⁰ 日本の伝統的な地域共同体では、庶民の相互扶助的な無尽や頼母子講などの金融手段が利用されていた。現代の日本社会では、銀行等はほとんどの国民が利用可能であり、また銀行間の為替システムも発達しており、こうした無尽等の金融手段に頼るケースはほとんど見られなくなっている。国際的には、「マイクロクレジット」と呼ばれる発展途上国の個人に対する融資が、無尽の形式をとっていると考えられている。

¹¹ 地域コミュニティの範囲（単位）をめぐる議論は収束していない。「地域コミュニティの単位としては、「自治会・町内会」が群を抜いて多く、「小学校区」がこれに次ぐという結果であったが、いずれにしても比較的小規模なものである。」広井良典（2008）「これからの地域コミュニティ政策をめぐる課題—全国市町村アンケート調査結果を踏まえて—（後編）アンケート調査結果の概要」『自治体チャンネル』2008(H20)年8月号

¹² 地方自治法第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

図表1-1 地縁団体の名称別総数一覧

(単位: 団体)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	3,124	10,204	659	213	173	398	696	15,467
青森県	539	1,740	720	133	2	30	143	3,307
岩手県	1,638	748	2	304	101	573	739	4,105
宮城県	793	1,643	5	107	64	1,577	624	4,813
秋田県	1,339	2,124	7	862	0	34	908	5,274
山形県	912	1,195	185	546	80	329	829	4,076
福島県	686	2,229	393	146	105	2,378	394	6,331
茨城県	2,236	4,906	317	1	950	2,664	2,385	13,459
栃木県	3,606	249	169	0	1	426	19	4,470
群馬県	587	498	111	0	1	1,415	233	2,845
埼玉県	4,704	322	763	0	67	1,072	267	7,195
千葉県	3,929	1,038	1,420	291	191	2,157	426	9,452
東京都	4,577	471	3,175	0	1	0	738	8,962
神奈川県	5,080	1,531	227	0	13	82	348	7,281
新潟県	2,804	2,914	1	78	61	863	1,461	8,182
富山県	3,311	764	0	22	1	324	123	4,545
石川県	16	1,382	1,421	0	92	781	345	4,037
福井県	2,196	274	0	0	87	1,195	127	3,879
山梨県	1,131	8	0	0	28	937	66	2,170
長野県	1,521	1,311	2	128	126	2,472	1,545	7,105
岐阜県	4,453	461	0	0	146	367	35	5,462
静岡県	1,995	2,008	0	217	269	614	48	5,151
愛知県	2,497	7,849	129	57	35	934	1,717	13,218
三重県	4,264	67	29	0	2	716	22	5,100
滋賀県	2,374	504	0	0	0	512	132	3,522
京都府	1,512	688	1	2	0	1,061	190	3,454
大阪府	6,005	106	6,264	0	2	249	356	12,982
兵庫県	7,291	899	75	9	4	777	1,524	10,579
奈良県	3,377	245	32	0	6	218	58	3,937
和歌山県	1,849	872	0	0	101	903	215	3,940
鳥取県	1,004	442	25	467	3	309	656	2,906
島根県	3,163	2,689	0	0	1	152	332	6,337
岡山県	2,341	4,112	0	88	14	482	4,338	11,375
広島県	1,942	2,954	1	28	0	1,501	2,023	8,449
山口県	6,122	297	0	144	7	152	606	7,328
徳島県	2,228	1,821	189	433	91	114	816	5,692
香川県	6,892	1	0	0	0	0	2	6,895
愛媛県	2,564	1,079	0	297	56	1,178	265	5,439
高知県	454	1,270	204	1,652	515	39	571	4,705
福岡県	1,870	1,024	1,103	30	77	2,562	4,755	11,421
佐賀県	1,122	13	0	76	19	1,012	528	2,770
長崎県	2,865	787	3	4	189	216	423	4,487
熊本県	1,637	290	0	280	18	2,932	507	5,664
大分県	2,878	75	1	0	6	1,109	339	4,408
宮崎県	714	0	0	0	246	751	2,145	3,856
鹿児島県	4,072	765	1	243	29	124	2,022	7,256
沖縄県	702	35	0	45	0	189	100	1,071
合計	122,916	66,905	17,634	6,903	3,980	38,880	37,141	294,359

(出所) 福田巖 (2009) 「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果について」
地方自治制度研究会編『地方自治』4月号、第737号、p.126

図表1-2 目的別認可地縁団体数の状況 (複数回答あり)

(単位: 団体、%)

区分	団体数 (割合)
住民相互の連絡 (回覧版、会報の回付等)	31,542 (88.7)
集会施設の維持管理	28,430 (79.9)
区域の環境美化、清掃活動	30,546 (85.9)
道路、街路灯等の整備・修繕等	7,217 (20.3)
防災、防火	10,938 (30.8)
交通安全、防犯	9,510 (26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	9,621 (27.1)
スポーツ・レクリエーション活動	10,965 (30.8)
文化レクリエーション活動	11,635 (32.7)
慶弔	3,666 (10.3)
独居老人訪問等社会福祉活動	4,469 (12.6)
行政機関に対する要望、陳情等	4,546 (12.8)
その他	12,377 (34.8)

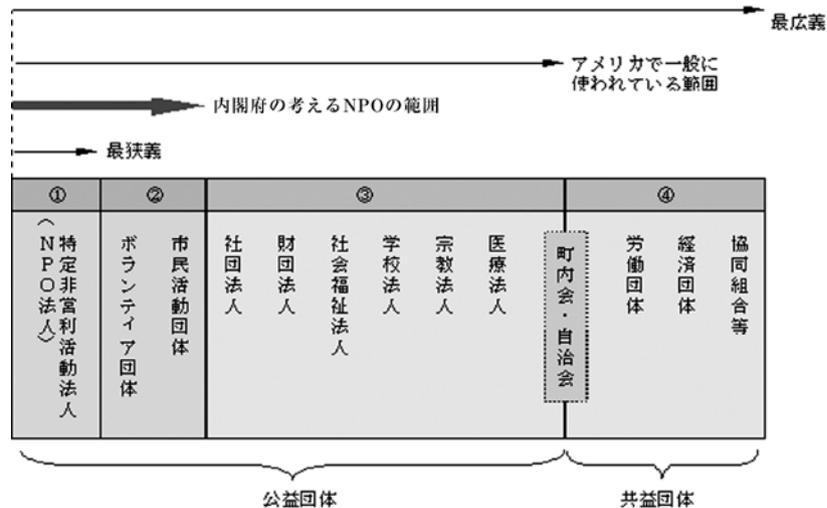
(注) 「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

(出所) 福田巖 (2009) 「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果について」
地方自治制度研究会編『地方自治』4月号、第737号、p.122

イ. NPO

内閣府NPOホームページ¹³によれば、「NPO (Non Profit Organization) とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称¹⁴」をいう。NPOに含まれる団体の種類は定義の解釈によって大きな幅があるが、内閣府では図表1-3の「①特定非営利活動法人 (NPO法人)」と「②市民活動団体、ボランティア団体」をNPOの範囲としている (図表1-3)。

図表1-3 NPOに含まれる団体の種類



(備考) 1. 各種資料をもとに当庁にて作成。

2. まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

(出所) 経済企画庁 (2000) 『平成12年度 国民生活白書 ボランティアが深める好縁』
第5章第一節「2 NPOの定義」図に、筆者一部加筆。

「特定非営利活動法人 (NPO法人)」とは、特定非営利活動促進法¹⁵に基づき法人格¹⁶を取得した法人をいい、2012 (H24) 年3月末現在のNPO法人数は45, 146法人となっており、その認証数は、1998 (H10) 年の制度発足以来、増加を続けている (図表1-4)。

NPO全体のおよそ4分の3は、ローカルレベルで活動している (市町村レベル49. 6%、都道府県24. 2%) との実証結果¹⁷もあり、都道府県や市町村の重要なパートナーと位置づけられている。

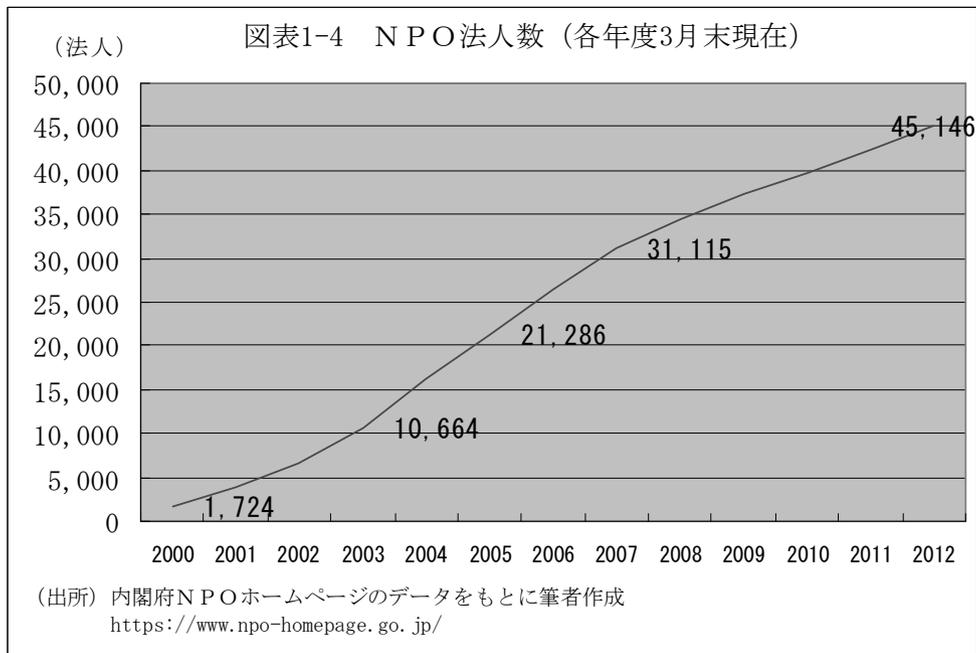
¹³ 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/index.html> 2012 (H24) 年12月6日アクセス。

¹⁴ 収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

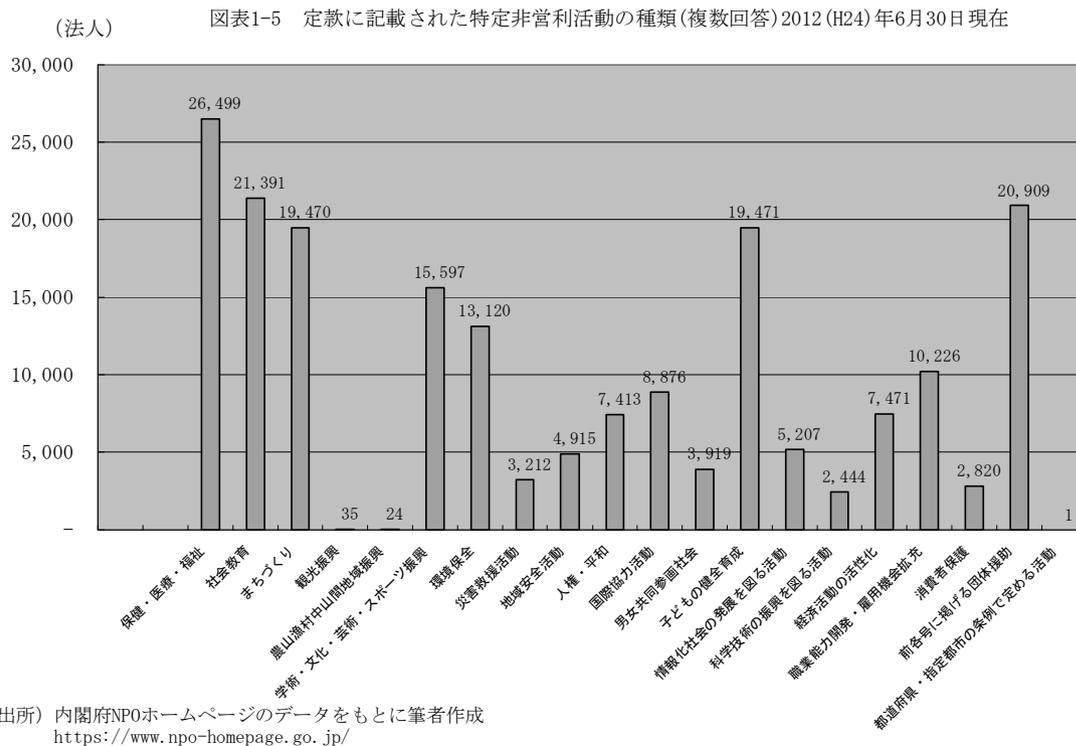
¹⁵ 「特定非営利活動促進法」1998 (H10) 年3月25日法律第7号。

¹⁶ 法人格とは、個人以外で権利や義務の主体となり得るものをいう。NPOの中には法人格を持たず活動しているところも多数あるが、銀行口座の開設や事務所の賃借などを団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがある。特定非営利活動法人制度は、こうした不都合を解消しNPO活動を促進することを目的に、NPOが簡易な手続きで法人格を取得できる仕組みである。法人格の有無を問わず、様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など) で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

¹⁷ 辻中豊・坂本治也・山本英弘編著 (2012) 『現代日本のNPO政治—市民社会の新局面—』現代市民社会叢書4、木鐸社、p. 66。



特定非営利活動の活動分野は20種類あり、定款に記載された特定非営利活動の種類¹⁸（複数記載あり）を集計すると、「第1号：保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「第2号：社会教育の推進を図る活動」「第3号：まちづくりの推進を図る活動」「第13号：子どもの健全教育を図る活動」「第19号：前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」が多い（図表1-5）。



¹⁸ 特定非営利活動促進法第二条に、20種類の活動の定めあり。

ウ. ボランティア団体等

2000(H12)年度の国民生活白書の副題は「ボランティアが深める好縁」とされており、わが国で増大するボランティア活動についてまとめられている¹⁹。この白書からは、環境保護や社会福祉、国際交流等、様々な場面で人々はボランティア活動を行っており、またその活動は個人で行われる場合も団体に所属して行われる場合もあることから、ボランティアに従事する人の数を正確に把握することの難しさが窺われる。

図表1-6「多様なボランティア」は、社会福祉に関するボランティア人数や団体数を把握するための、手がかりとなる資料である(図表1-6)。社会福祉協議会が把握しているボランティア数や、図書館や博物館等に登録しているボランティア数の伸びが目立っている。

図表1-6 多様なボランティア

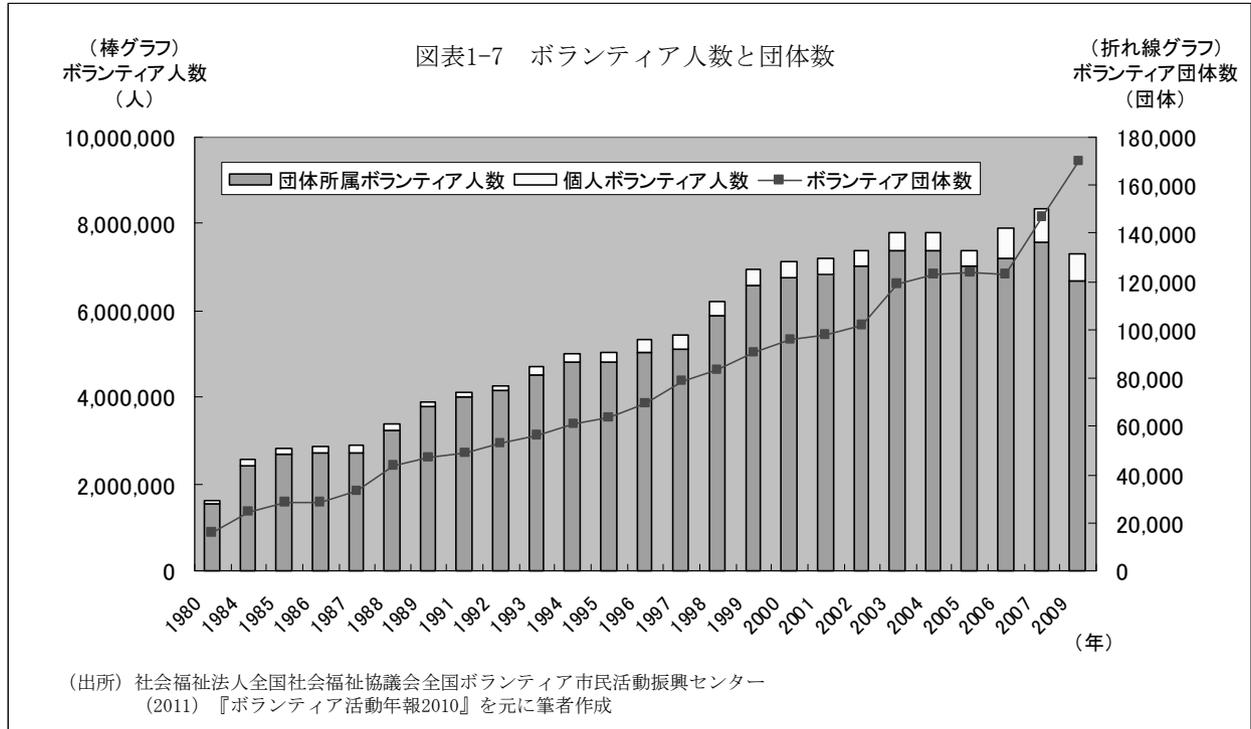
社会福祉協議会が把握しているボランティア人数		
社会福祉協議会またはボランティアセンターに登録または把握されているボランティア人数	696万人 1999年4月現在	1.6倍(99年/92年)
赤十字奉仕団		
地域赤十字奉仕団(3,119団体) …市区町村の地域単位で組織	401万人 2000年3月末現在	0.9倍(2000年/91年)
青年赤十字奉仕団(183団体) …青年(社会人と学生)、学生、看護学生	6,656人	1.0倍(2000年/91年)
特殊赤十字奉仕団(589団体) …専門技術、特定活動(災害救護、看護、芸能等)	34,474人	1.1倍(2000年/91年)
社会教育施設に登録しているボランティア人数		
公民館(類似施設を含む)	231,003人 1996年の登録者数	1.0倍(96年/90年)
図書館	35,926人	1.6倍(96年/90年)
博物館(類似施設を含む)	39,876人	1.7倍(96年/90年)
青少年教育施設	39,635人	0.6倍(96年/90年)
婦人教育施設	12,876人	1.5倍(96年/90年)
文化会館	24,378人	0.2倍(96年/90年)
募金等		
共同募金(一般募金:赤い羽根募金)	171億9737万円 1999年度	1.0倍(99年/92年)
共同募金(歳末たすけあい募金)	82億7121万円	1.0倍(99年/92年)
緑の募金(旧名:緑の羽根募金)	24億円	1.9倍(99年/91年)
国際ボランティア貯金(累計加入件数)	2614万件 2000年9月末現在	-
国際ボランティア貯金(寄付配分金額)	6億5041万円 2000年度	-
献血		
献血者数	612万6712人 1999年度	0.8倍(99年/91年)

(備考) 社会福祉協議会が把握しているボランティア人数は(社福)全国社会福祉協議会 全国ボランティア活動応援センター「ボランティア活動年報」(1999年)、赤十字奉仕団は日本赤十字社資料、社会教育施設に登録しているボランティア人数は文部省「社会教育調査報告書」(1996年度)、共同募金は(社福)中央共同募金会資料、緑の募金は(社)国土緑化推進機構資料、国際ボランティア貯金は郵政省資料、献血は日本赤十字社資料により作成。

(出所) 経済企画庁(2000)『平成12年度 国民生活白書 ボランティアが深める好縁』第1章第1節ボランティアの現状

¹⁹ 経済企画庁(2000)『平成12年度 国民生活白書 ボランティアが深める好縁』

全国の社会福祉協議会において把握しているボランティアの人数（ボランティア団体に所属するボランティアの人数と、個人で活動するボランティアの人数の合計）は、2009（H21）年4月現在、730万4,089人となっており、特にここ数年では、ボランティア団体数の伸びが目覚ましい（図表1-7）²⁰。



また、社会福祉法人全国社会福祉協議会が、社会福祉協議会を通じてのボランティア組織・個人に加えて、社会福祉協議会以外のボランティア関係組織・個人も含めて行った調査によれば、ボランティア活動を行う団体・グループのうち、「ボランティア活動を主目的とした団体・グループ」は70.6%、「活動の一環としてボランティア活動を行っている」とする団体・グループが24.4%であった（図表1-8）。

図表1-8 団体のボランティア活動の位置づけ

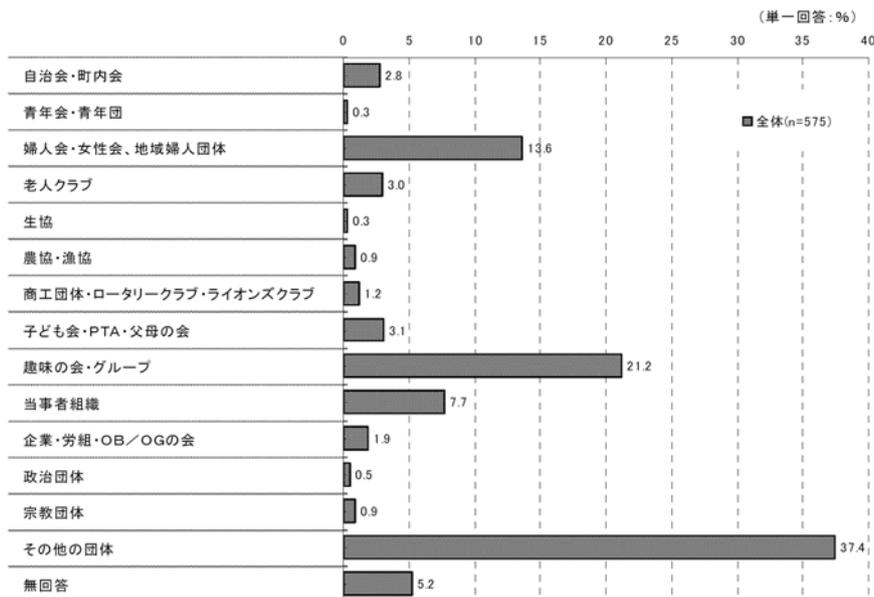
調査数	<単一回答：%>			
	ボランティア活動を主目的とした団体・グループである	ボランティア活動をするための団体・グループに分かれた	活動の一環としてボランティア活動を行っている	無回答
全体 2357	70.6	2.1	24.4	2.9

(出所) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2010) 『全国ボランティア活動実態調査報告書』 p. 32

²⁰ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国ボランティア市民活動振興センター (2011) 『ボランティア活動年報2010』

「活動の一環としてボランティア活動を行っている」団体・グループの親団体は「趣味の会・グループ」(21.2%)が最も多く、続いて「婦人会・女性会、地域婦人団体」(13.6%)、「当事者組織」(7.7%)が比較的多くなっている(図表1-9)。

図表1-9 活動の一環としてボランティア活動を行っている団体・グループの親団体



(出所) 社会福祉法人全国社会福祉協議会(2010)『全国ボランティア活動実態調査報告書』 p.34

「活動の一環としてボランティア活動を行っている」集団・団体は、東日本大震災の復興支援の過程を見ても明らかのように、主婦グループ、医師グループ、企業、経済団体等々、多岐に渡っている。都道府県や市町村が、ボランティア活動を推進していこうとするならば、ボランティア活動を主目的とした団体・グループ以外にも、目配りをする必要がある。

エ. ローカル団体²¹

日本社会に存在する様々な団体を網羅的に捉えたりリストのようなものは存在しない。そこで辻中ら(2010)は、NTT iタウンページを用いて郵送による調査票調査を行い、多様な団体の把握を試みた²²。この調査結果によると、活動団体の分類で多いものは、経済・業界団体(25.3%)、農林水産業(17.6%)、となっている。また、活動レベル(横軸:市町村、都道府県、広域圏、日本全国、世界)でみると、「日本に存在する団体の80%近くが、ローカルレベルを活動対象としている」(図表1-10)。

わが国における市民団体は、都道府県や市町村の行政エリアと同様のエリアを活動範囲としている団体が多く、これは地方自治の重要なパートナーと成り得る可能性を持つということでもある。

²¹ 辻中らは、「市民社会における団体」のうち「市町村あるいは都道府県を対象として活動している団体」のことを、「ローカル団体」と呼んでいる。市民社会というのも多義的な言葉であるが、辻中らは「家族と政府の中間的な領域であり、そこでは社会的アクターが市場の中で(経済的)利益を追求するのではなく、また、政府の中で権力を追求するのでもない領域」

(Schwartz, 2003)の定義を採用している。市民社会には、政府との接触面では、政府とは異なる組織であることを明確にするためにNGO(Non Governmental Organization、非政府組織)が存在し、市場(営利企業)との接触面では、営利企業とは異なる組織であることを明確にするためにNPO(Non Profit Organization、非営利組織)が存在し、家族などの親密圏との接触面では、NIO(Non Intimate Organization、非私的組織)が位置づけられている。辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘(2009)『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス—』現代市民社会叢書1、木鐸社

²² 辻中らは、NTT iタウンページを用い母集団91,101団体へ、郵送による調査票調査を行った。辻中豊・森裕城編著(2010)『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会—』現代市民社会叢書2、木鐸社

図表1-10 レベル別団体分類と活動範囲

団体分類	N	%	市町村	都道府県	広域圏	日本全国	世界	N
農林水産業	2,777	17.6	61.7	26.2	3.9	7.4	0.8	2,766
経済・業界	4,000	25.3	48.9	32.8	6.4	9.9	2.0	3,990
労働	1,184	7.5	38.0	31.9	11.1	17.1	1.8	1,176
教育	570	3.6	25.0	44.5	3.2	21.3	6.2	569
行政関係	845	5.4	44.7	37.6	5.8	10.5	1.4	842
福祉	1,175	7.4	54.9	28.3	2.6	9.4	4.8	1,173
専門家	857	5.4	36.1	41.4	6.7	12.3	3.6	856
政治	337	2.1	51.6	32.5	1.5	11.6	2.7	335
市民	704	4.5	52.7	24.9	5.4	9.5	7.4	702
学術・文化	592	3.8	22.6	21.9	3.9	35.8	15.8	589
趣味・スポーツ	460	2.9	25.7	38.9	7.4	19.3	8.7	460
宗教	136	0.9	27.4	17.8	13.3	17.0	24.4	135
その他	1,985	12.6	45.4	27.0	5.9	11.9	9.9	1,946
不明（無記入など）	169	1.0						
全体	15,791	100	46.9	31.0	5.7	12.1	4.4	15,640

太字は全体より5ポイント以上高いものを示す。

(出所) 辻中豊・森裕城編著(2010)『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会—』現代市民社会叢書2、木鐸社、p.25

(2) コミュニティケア

わが国におけるコミュニティケアとは、1969(S44)年に東京都社会福祉審議会答申「東京都におけるコミュニティケアの進展について」によって示された概念で、高齢者、障害者などの援助が必要な人を、収容施設ケアと在宅ケアの両面から実践していこうとするものである。こうした考え方の背景には、「収容保護が個人の社会関係を絶ち、社会から隔離してしまうということへの反省があり、地域の中での在宅ケアへと社会福祉の実践を転換していくという方向性がある²³⁾」とされている。

(3) コミュニティビジネス

一般的に、コミュニティビジネスは「ソーシャルビジネス」と同義とされることが多い。経済産業省ソーシャルビジネス研究会の定義によれば、ソーシャルビジネスとは「様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、その解決を目的とする事業」である²⁴⁾。そしてソーシャルビジネスの中でも特に、「活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在する」ものをコミュニティビジネスという²⁵⁾。

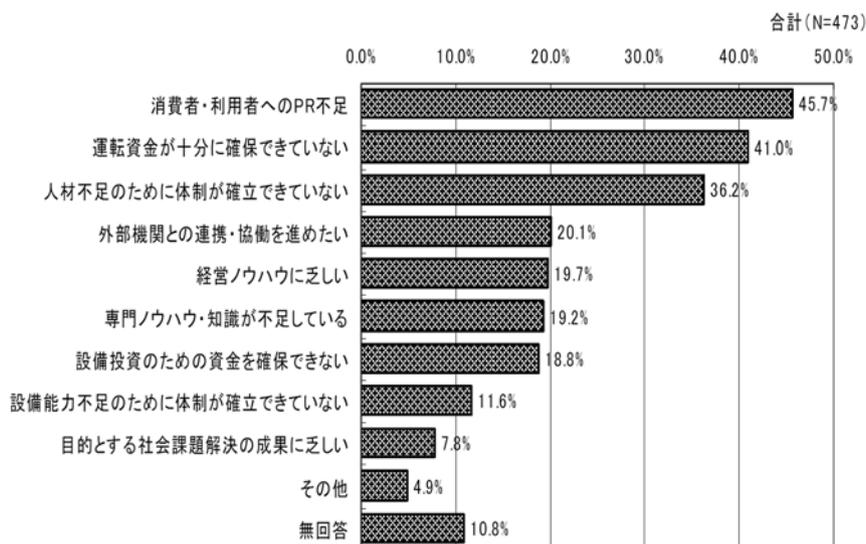
コミュニティビジネスは、近年、「事業の社会的意義」の他にも、地域に新たな雇用をもたらす「雇用の受け皿」としての側面にも注目が集まっている。しかし一方で、事業の採算性への見通しや、事業規模拡大に伴う資金確保、人材不足といった課題を抱えている（図表1-11）。

²³⁾ 川島ゆり子(2007)「コミュニティ・ケア概念の変遷」関西学院大学社会学部紀要、第103号

²⁴⁾ ソーシャルビジネス研究会(2011)「ソーシャルビジネス推進研究会報告書」経済産業省。同報告書によれば、ソーシャルビジネスは「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件としている。「社会性」とは、現在、解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。「事業性」とは、ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。「革新性」とは、新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること、また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

²⁵⁾ ソーシャルビジネス研究会(2008)「ソーシャルビジネス研究会報告書」経済産業省

図表1-11 ソーシャルビジネス事業展開の主要課題

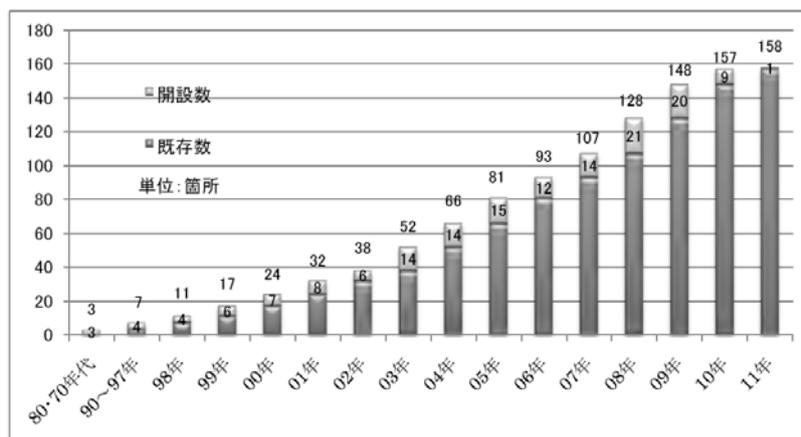


(出所) ソーシャルビジネス研究会 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」 経済産業省、p.9

(4) コミュニティカフェ、コミュニティレストラン

コミュニティカフェは、地域活性化や高齢者・子育て支援等の保健福祉を目的とする飲食スペースである。NPO、個人、任意団体が運営主体となり、住宅地や商店街などに開設されており、地域との強い関係を持ちながら全国各地に広まっている²⁶ (図表1-12)。

図表1-12 コミュニティカフェの開設数の推移



(注) 調査時点が2011年1～2月なので、2011年は新規開設数が少ない。

(出所) 大分大学福祉学科研究センター (2011) 「コミュニティカフェの実態に関する調査結果[概要版]」 大分大学福祉学科研究センター

²⁶ 「まちづくり関係機関や利用者グループとそれぞれ4割以上が協力関係があり、他にも福祉関係機関、自治体、趣味等の団体など、9割が地域の様々な組織団体と連携協力をしています。共催や共同で事業を行ったり、広報に協力してもらったり、逆にイベントなどに参加したり、場所を提供したりと多様な連携協力が行われています。特に利用者が企画、運営、広報など幅広い事業に協力しています。」 「開業費、運営費に補助金がある割合はそれぞれ約3割で、大半は補助なしで設置、運営しています。1/4は会費制をとっており、1/5は寄付金を得るなど運営に市民の金銭的支援を得ています。また、6割にはボランティアスタッフがいて、人的支援も得ています。」 大分大学福祉学科研究センター (2011) 「コミュニティカフェの実態に関する調査結果[概要版]」 大分大学福祉学科研究センター

コミュニティレストランは、(特非)NPO研修・情報センター²⁷が推進しているコミュニティビジネスの一形態であり、「地産地消」「旬産旬食」「エコ・クッキング」を基本として、美味しく安心安全な食事を地域で共にすることができる場を開くこと目指している。特に北海道での普及が進展しており、2010(H22)年7月現在、北海道には24のコミュニティレストランが開かれており、その輪は全国に広がっている²⁸。

(5) コミュニティFM

コミュニティFMは、放送エリアが地域(市町村単位)に限定²⁹された、総務大臣の免許を受けて運用される民間の放送局であり、全国に260局ある(2012(H24)年6月現在)³⁰。災害・防災報道の有効なメディアとして自治体の関心が高まっており³¹、東日本大震災で被災自治体が立ち上げた「臨時災害放送局³²」は27局で、現在、20局が運営されている(2012(H24)年5月7日現在)³³。

(6) コミュニティバンク

コミュニティバンクという言葉は、信用金庫や信用組が地域密着経営をPRするために自らの代名詞として使われることが多いが、近年では、コミュニティビジネス会社や市民団体、低所得者向の投融资を行う「NPOバンク³⁴」等の中間支援団体を指す言葉としても使われている。

全国NPOバンク連絡会による調査によれば、全国のNPOバンクは12団体存在する(2012(H24)年3月末現在)(図表1-13)。

2001(H13)年に北海道浜頓別町に建設された風車「はまかぜちゃん」は、自然エネルギー普及のために市民が電気料金の5%を寄付する基金「NPO法人北海道グリーンファンド」と217人の市民からの出資で賄われている日本初の「市民風車」である。これを契機として、市民風車が次々と誕生し、2010(H22)年12月末現在で、計12基(定格出力計17770kW)、出資に参加した市民は延べ3800名を越えている³⁵。

信用金庫、信用組合、NPOバンク等をコミュニティバンクと呼ぶのは、限定された地域への資金供給という役割を担っている点に見出されよう³⁶。

²⁷ (特非)NPO研修・情報センター(東京都国分寺市)ホームページ <http://www2u.biglobe.ne.jp/TRC/topmain.htm> 2013(H25)年1月9日アクセス。

²⁸ (財)地域活性化センター(2010)『地域づくり2010年8月号』特集「コミュニティ・レストランと地域づくり」

²⁹ 1992(H4)年に制度化された超短波放送(FM)用周波数(VHF76.0~90.0MHz)を使用する放送事業者は、「県域放送」と「コミュニティ放送」に区別されている。このうちコミュニティ放送は、原則として、空中線電力が20W以下で必要な放送エリアをカバーできるものとされている。

³⁰ J C B A日本コミュニティ放送協会ホームページ <http://www.jcba.jp/index.html> 2012(H24)年6月4日アクセス。

³¹ 「特に阪神・淡路大震災時のコミュニティ放送局の活動が報道された後、災害・防災報道の有効性が確認された。防災行政無線と比較しても、設置費用やメンテナンス費用が格段に安くできることや受信設備のインフラ整備が不要なこと、誰でも聞けることなど、自治体の関心は高まった。」田村紀雄、染谷薫(2005)「多様化するコミュニティFM放送」東京経済大学人文自然科学論集第119号

³² 臨時災害放送局とは、大規模災害時、安否や生活関連情報を被災者に届けるため、自治体の希望により国が臨時に5年間以内の無線免許を付与する制度。免許は必要に応じて更新できる。1995(H7)年1月の阪神淡路大震災を契機に、同年2月に制度化された。

³³ 総務省東北通信局HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/rinziFM.html> 2012(H24)年6月27日アクセス。

³⁴ 全国NPOバンク連絡会によるNPOバンクの定義は、「市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関」である。全国NPOバンク連絡会ホームページ http://npobank.net/about_npobank.html 2013(H25)年2月3日アクセス。

³⁵ 株式会社自然エネルギー市民ファンドホームページ <http://www.greenfund.jp/index.html> 2013(H25)年2月3日アクセス。

³⁶ 信用金庫法、中小企業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律により信用金庫と信用組合は、預金については員外からも受け入れられるが(信用金庫は制限なく受入可、信用組合は原則組合員に限る、例外として総預金の20%まで受入可)、貸出に関しては原則組合員・会員に限られている(例外として貸出総額の20%まで可)。

図表1-13 全国のNPOバンクの現況 (2012(H24)年3月末現在)

調査・全国NPOバンク連絡会 単位:千円

組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高	備考	
						(融資制度)	(出資金以外の融資原資)
未来バンク事業組合	1994年	太陽光発電融資、NGO・NPO事業、環境グッズ融資等	163,878	989,595	42,861	金利:2% ^(特定担保提供融資は1%) 上限:500万円 最長10年	—
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行うNPO、社会的企業、W.Co(※1)等	119,840	509,465	78,720	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	—
特定非営利活動法人北海道NPOバンク	2002年	地域の課題解決や地域資源の活用などに積極的に取り組むNPO、W.Coなどの市民活動団体	43,980	289,270	13,880	金利:一般ローン 2%、3ヶ月ローン 1.5% 上限:500万円 最長2年	寄付金7,030
NPOバンク事業組合	2003年	特定非営利活動法人NPOバンク(長野県)	14,060	192,500	37,303	金利:2~3% 上限:300万円 最長3年	寄付金35,110 借入金27,000
NPOバンク事業組合	2003年	東京コミュニティバンク	87,850	172,880	33,550	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	—
ap bank(正式名:一般社団法人APバンク)	2003年	自然エネルギー事業等	非公開	208,460 (2007/12)	非公開	休止中	
コミュニティ・ユースバンク memo	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	48,080	71,210	13,230	金利:2.5% ^(つなぎ融資2.0%) 上限:500万円(原則) 最長3年(原則)	—
天然住宅バンク	2008年	リフォーム資金、住宅購入時のつなぎ資金	69,410	18,000	5,470	金利:0~2.0% 上限:300万円 最長10年	—
もやいバンク福岡	2009年	福岡県内および近隣地域で活動するNPOや社会起業家など	12,740	11,700	795	金利:1.5~3.0% 上限:300万円 最長3年	—
公益財団法人信頼資本財団	2009年	社会的事業(自然資本と社会関係資本の増加に資する事業)	0	33,070	18,800	金利:0% 上限:300万円 最長2年	寄付24,750
ピースバンクいしかわ	2010年	北陸3県に居住し生活する市民、または、北陸3県において事業を行なう小規模事業者、非営利事業者。	8,189	6,850	2,442	金利:3.0% (つなぎ融資1.0%) 上限:300万円 最長5年	—
(小計)			568,027	2,503,000	247,051		
日本共助組合	1990	NPO各教会支部の信託組合員に限り個人貸付を行なっている。その他教会や修道会建設資金貸付も行う	480,000	10億円超	314,000	金利:3.65%~6.0% ^(教育資金1.8%) 限度なし(個人向け50~100万円)審査による	

(※1)W.coとは、「ワーカースコレクティブ」(雇う-雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

(出所) 全国NPOバンク連絡会HP http://npobank.net/about_npobank.html

(7) コミュニティハウス

地方自治体が生涯学習や交流の場として地域住民に利用してもらうために提供する施設を、コミュニティハウスと呼ぶことが一般的である。地区センター・公民館³⁷・地域ケアプラザなどの施設名称に用いられることも見受けられる。近年では小・中学校の余裕スペースを利用して整備が行われている³⁸。

(8) コミュニティスクール

「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)とは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現す

³⁷ 「公民館は、誰でもが参加できる多様な学習文化活動の地域置ける拠点であり、市町村が設置する中核的な社会教育施設」であり、国に約1万8千カ所普及している(義務教育期間と並ぶ数)。成人教育施設の国際的な比較では、成人教育においては学校的教育機関が主流を成してきたが、近年、地域における住民の自主的活動に重点を置いて、その活性化に勤める施設の比重が増えている。その中でも、「公民館は、この両面を統合するものとして、国際的にも注目されている」。小林文人・佐藤一子(2001)『世界の社会教育施設と公民館—草の根の参加と学び』エイデル研究所

³⁸ 横浜市では、小・中学校の余裕スペースを利用して、コミュニティハウス(コミュニティスクール)を設置している。横浜市「生涯学習ページはまなび」ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/commu/> 2013(H25)年2月3日アクセス。

るための仕組みである。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、2004(H16)年9月に制度化された³⁹⁾もので、2012(H24)年4月現在、1,183校がコミュニティスクールに指定されている。

教育振興基本計画(2008(H20)年7月閣議決定)には、わが国の義務教育の目標として、「公教育の質を高め信頼を確立すること」と「社会全体で子どもを育てること」が掲げられており、その施策として「家庭・地域と一体になった学校の活性化」のため「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)」の設置促進が示されている⁴⁰⁾。

(9) コミュニティバス

国土交通省の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン⁴¹⁾」によれば、コミュニティバスとは、「交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、(1)一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス(乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む)、(2)市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送、により運行するもの」をいう。天野、中山(2006)の調査によれば、2005(H17)年の総路線数は2,100路線であり、都道府県別の導入割合には地域ごとに偏りがあり、「コミュニティバスの運行は人口規模が大きい都市よりも人口30万人未満の市区町村で多い」という傾向がある⁴²⁾。

(10) スマートコミュニティ

現代社会は、地球温暖化、化石燃料の枯渇、エネルギー消費量の増加などの課題を抱えている。スマートコミュニティは、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの最大活用、エネルギー消費量の抑制可能社会の構築など、新しいエネルギーとの付き合い方を考えるプロジェクトである。具体的には、実証地域⁴³⁾において、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、エネルギーの有効活用を図るものである。

(11) コミュニティサイクル

コミュニティサイクルは、自転車を使った公共交通システムで、環境対策の一環として社会実験を行う都市が増加している⁴⁴⁾。歩道などの公共空間を利用して街の中に自転車の貸出場所を配置し、事前登録をした利用者が自由に利用することができるようにするなど、海外でも広く普及している。

³⁹⁾ 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(2011)「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」文部科学省学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議

⁴⁰⁾ 「保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の設置促進に取り組む。公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促す。また、学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める。」文部科学省学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(2011)「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」

⁴¹⁾ 国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/000193649.pdf> 2013(H25)年2月3日アクセス。

⁴²⁾ 全国各地の運輸局が作成したコミュニティバスの運行リストに基づき集計。未導入地域は「大分県」「沖縄県」、導入割合70%超は「岩手県」「群馬県」「福井県」「静岡県」「岐阜県」「愛媛県」、10%未満は「北海道」「神奈川県」「福岡県」「長崎県」「熊本県」である。天野圭子・中山徹(2006)「コミュニティバス運行取り組み状況に関する研究—全国自治体の実施状況把握と分析—」日本建築学会技術報告集、第23号

⁴³⁾ 神奈川県横浜市「3エリア(みなとみらい21、港北ニュータウン、横浜グリーンバレー)」、愛知県豊田市東山「スマートコミュニティ」、京都府「けいはんな学研都市」、福岡県北九州市八幡東区東田地区など。

⁴⁴⁾ 東京都港区「TOKIYO CITY BIKE」、広島県広島市「ひろしまコミュニティサイクル」など。

(12) ソーシャルコミュニティ、インターネットコミュニティ

ソーシャルコミュニティやインターネットコミュニティは、インターネット上の人々のつながりである。日本では2000年代初頭からグリーやミクシイなどにより普及が始まり、2010年代初頭の現在では、モバゲー、ツイッター、フェイスブック等の交流サイトや、グーグル、アップル、マイクロソフトなどの動画や写真の共有サイトといったサービスも加わり多種多様となっている。また、グローバル規模ではフェイスブックは10億人のユーザー数に達している。

様々なソーシャルメディアが人々に浸透し始めた中で発生した2011(H23)年3月の東日本大震災では、こうしたソーシャルメディアが人々をつなぎ、情報伝達やコミュニケーションといった側面で機能性を発揮した。

1-3 コミュニティ論におけるコミュニティ

これまでに現代社会における「コミュニティ」なる語の様相を概観してきたが、ここでは「コミュニティ論」の中におけるコミュニティ概念について考察する。そして、本論の主題である「コミュニティ政策」との関係について一考を述べる。

「コミュニティ」なる語は、一般に「共同体」と訳されることが多い。テンニエース (Tonnies, F.) は『ゲゼルシャフトとゲマインシャフト⁴⁵』という著書で、社会の近代化の過程を人々の結合関係の変化という観点から説明し、「共同体の崩壊」を指摘した。このゲゼルシャフトとゲマインシャフトという二元論によれば、「ゲマインシャフト(中世以来の農村における血縁集団や地縁集団、教会を中心とした集団、家族、村落など)」（≒共同体）は、近代化や産業化により「ゲゼルシャフト(利害に基づく契約的集団、企業、大都市など)」へ移行していく。近代社会とは、共同体の崩壊した社会とされる。

それでは現代社会においてコミュニティ政策を論じるとき、ゲマインシャフトが持っていた肯定的な側面(例えば、絆や互惠など)を評価して、そこへの回帰を求めればよいのだろうか。それはできまい。ゲマインシャフトは絆や互惠など、現代社会においても必要とされる要素を確かに持つが、同時に近代以前の閉鎖的・排他的・同質的な、個人の自由を認めない否定的な一面をも内包している。ゲマインシャフトそのものの再興を求めることは現実的ではあるまい。

パーク (Park R. E.) は、コミュニティとソサエティを対比し、コミュニティを「単に人々の集まりであるだけでなく、制度が統合されたもの」と定義する⁴⁶。パークによれば、コミュニティはコミュニケーションを欠いた(動物と同じように)無意識的協同によるもので、ソサエティはコミュニケーションに支えられたもので慣習や伝統を持つ。コミュニティとは第一次的な人間関係であり、ソサエティとは第二次的な人間関係、都市である。これはパークがコミュニティを、「人間社会だけでなく動植物全体を包含するより本源的なレベルで捉えた」ことからもたらされる把握である。

マッキーバー (MacIver, R. M.) は、コミュニティとアソシエーションなる概念を提示した。マッキーバーによれば、コミュニティは「社会的存在の共同生活の焦点」、アソシエーションは「ある共同の関心または諸関心の追及のために明確に設立された社会生活の組織体」であり、「どのアソシエーションもコミュニティの一器官」と把握される⁴⁷。

⁴⁵ Tonnies, F. (1890) *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der Reinen Soziologie* (杉之原寿一訳 (1957) 『改訂版 ゲマインシャフトとゲゼルシャフト—純粋社会学の基本概念』岩波書店)

⁴⁶ 「人間というよりむしろ制度であるということは、コミュニティを他の社会的状況から区別する最終的な決め手である」 Park Robert Ezra, E. W. Burgess, R. D. McKenzie (1925) *THE CITY* (大道安次郎・倉田和四生訳 (1972) 『都市 人間生態学とコミュニティ論』鹿島出版会)

⁴⁷ 「コミュニティは意志と意志の間の無数の関係の全体系であるが、アソシエーションは<あらかじめ>意思された (pre-

マッキーバーのように、社会的存在としての人間の様々な制度や体制を剥ぎ取り、共同生活というものを解積するならば、この後に続くコミュニティ政策とは、アソシエーションを手がかりとしてコミュニティへの何らかの変化を期待するものとなろう。実際、現行のコミュニティ行政は、人々の生活の向上を図ることを目的に、町内会や自治会、ボランティア団体やNPOなどのアソシエーションと、行政（主に市町村）というアソシエーションとの協働が行われている。しかし、政策を講じる側の行政も「関心の追及のために明確に設立された」アソシエーションであり、その関心がコミュニティの関心と一致しているかどうかについては、今「公共性」をめぐる議論が活発化していることと関係が深い。また、次章で詳しく論じるが、現行のコミュニティ行政は、人々の居住生活面に対して講じているが、コミュニティが「社会的存在の共同生活の焦点」であるならば、人々の生産活動や学習活動、余暇活動、人間社会を包摂する自然環境においても様々な方策が求められていると考えられる。

パトナム (Putnam, Robert D.) はコミュニティを「ソーシャルキャピタル (社会関係資本)⁴⁸」という観点から捕捉し、「21世紀に向けて米国コミュニティを再生させることが課題」と指摘している⁴⁹。但し、ここでパトナムが危惧しているのは「コミュニティの絆が衰退した」ことにある。これは「コミュニティがソーシャルキャピタルの苗床を形成⁵⁰」しているという見方である。

都市化とコミュニティとの関係について、松本 (2006) の整理によれば三つの見解で示すことができる⁵¹。第一は「コミュニティ衰退論」で、都市化によってコミュニティは衰退する。第二は「コミュニティ存続論」で、都市においてもコミュニティは存続している⁵²。第三は「コミュニティ変容論」で、コミュニティを親密な紐帯のネットワークと定義し、社会的分業の発展によって、コミュニティは空間的制約から解放され、広域分散的なネットワークに変容したというものである。この見解で考察するならば、テンニエースやパーク、パトナムの見解は「コミュニティ衰退論」、マッキーバーの見解は「コミュニティ存続論」、パトナムが示したソーシャルキャピタルという考え方を都市化と切り離して捉えるならば「コミュニティ変容論」と、みなすことができよう。

1-4 コミュニティ政策論への接近

「コミュニティ」という言葉は、日常的に用いられる言葉としても、また、学術的な研究対象としても注目され、しかし、その定義は一様には規定され得ないことは、これまでに見てきたとおりである。こうした多様なコミュニティの中で、一般に論じられているコミュニティ政策論では、その目的となる範囲を「狭域」とし、特に住民生活に身近なものを取り上げてきた。どのようなコミュニティが、どのような目的で政策の対象とされているのかについては、次章で詳しく説明を行うが、現実のコミュニティについてひととおりの概観を終え

willed) 形態であり、そのもとでは、明確に限定された種類の意志関係を整えるのである。人々はどのようなアソシエーションから離れても独自に学び教えるが、人々が望んだのは、学生と学生、教師と教わるものとの主要な関係を方向づける特殊な組織体である。最大のアソシエーション、すなわち産業団体や教会や国家についても同様のことがいえる。このように、どのアソシエーションも、コミュニティ内の一組織であるとともに、<コミュニティの一器官>である。」MacIver, R. M. (1924) *Community: A Sociological Study; Being An Attempt to Set Out The Nature and Fundamental Laws of Social Life, 1917; 3rd ed.* (中久郎・松本通晴監訳 (1975) 『コミュニティ—社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論—』ミネルヴァ書房)

⁴⁸ 人々間の協調的な行動を促すもので、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク (絆)」という要素を内包する。

⁴⁹ Putnam, Robert D. (2000) *BOWLING ALONE: The Collapse and Revival of American Community* (柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)

⁵⁰ 稲葉陽二 (2011) 『ソーシャル・キャピタル入門』中公新書

⁵¹ 松本康「都市化とコミュニティの変容」似田貝香門監修 (2006) 『地域社会学講座 第1巻 地域社会学の視座と方法』東信堂、第3章

⁵² 多くの実証研究により、初期シカゴ学派の社会解体論に疑問を呈するもの。

ところで、コミュニティが必要とされる理由には、二つの側面があることに、ここではふれておきたい。一つには、人々の間に生じる利害や対立を解消する側面であり、もう一つには、人々の生活を充実させる側面である。町内会自治会は、居住地域内におけるゴミの出し方を定めたり地域防犯を高めたりすることのために必要とされる一方、サークル活動やお祭りなど、生活充実面において必要とされる側面もある。コミュニティスクールは、学校・家庭・地域の信頼関係の回復を図るために必要とされている⁵³。インターネットコミュニティは人々が孤立化する現代社会において、コミュニティに参加する人々に心的なつながりが必要とされ社会に浸透してきた⁵⁴。

第2章 コミュニティ政策の論理と広域自治体の役割

本章は、一般に論じられているコミュニティ政策について考察し、広域自治体のコミュニティ政策はどのような意味を持つのか、広域自治体のコミュニティ政策とはどのようにあるべきかについて論じるものである。

2-1 コミュニティ政策の変遷

わが国におけるコミュニティ政策が本格的に始まったのは、1960年代末より1970年代初頭にかけてである。日本経済の急速な成長は、産業構造・地域構造を変え、人々の生活様式や価値観に大きな変化をもたらした。こうした時代に提起された二つの報告と計画には、高度経済成長がもたらす様々な課題について、コミュニティ政策により対処していこうとする考え方が示されている。一つには、1969(S44)年の国民生活審議会『コミュニティ生活の場における人間性の回復』である⁵⁵。この報告書は、内閣総理大臣から「経済社会の成長発展に伴い変化しつつある諸条件に対応して、健全な国民生活を確保するための方策いかに」という諮問を受けた国民生活審議会コミュニティ問題小委員会が、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任制にもとづいて、多様化する各種の住民要求と相違を実現する集団たるコミュニティづくり」を、その解として示したものである。そしてもう一方は、巨大開発方式を打ち出した『新全国総合開発計画⁵⁶』である。二つは、「狭域的な地域管理を目指す前者と、大規模開発を目指す後者ではあるが、それらは、かつての地域開発が大規模であるがゆえに、地域への配慮を欠いて地域の共同管理基盤を弱めることにつながったことへの反省と、開発の基礎的地域単位としてコミュニティを取り上げるという点で相補性をもっていた⁵⁷」という関係にある。

国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告では、コミュニティの定義を「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団を、われわれはコミュニティと呼ぶことにしよう⁵⁸」としており、

⁵³ 「子どもの「生きる力」は、多様な人々と関り、様々な経験を重ねていく中でよりはぐくまれるものであり、学校のみではぐくめるものではない。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や行政の力だけで対応していくことは困難となっており、学校が地域社会においてその役割を果たしていくためには、地域の人々（保護者・地域住民等）の支えが必要となっている。」学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議（2011）「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」文部科学省学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議

⁵⁴ 必要とされる理由と、それに伴い生じる逆機能とは別の次元のことでありここでは取り上げない。逆機能面が新たな社会問題を生起させていることの重大性・深刻性には、注意を要する必要がある。

⁵⁵ 国民生活審議会（1969）『コミュニティ生活の場における人間性の回復』国民生活審議会調査部会

⁵⁶ 「さらに、豊かさを旨として革新を続ける社会では、物質的な豊かさにまじて、社会的、生活的な豊かさが求められ、個人に対しては自立の人間形成が要求されるとともに、社会的には広い連帯感が醸成されなければならない。同時に、生活においては余暇活動が増大し、余暇が生活の重要な目標になる。このような新しい生活中心の価値観に対応する、よりよい社会環境の形成を図る必要がある。」国土交通省（1972）『新全国総合開発計画（増補版）』昭和44年5月30日（昭和47年10月31日一部改訂）

⁵⁷ 山崎丈夫（2009）『地域コミュニティ論〔3訂版〕—地域分権への協働の構図』自治体研究社

⁵⁸ 国民生活審議会（1969）同上書、p.2

「居住生活に関する集団づくり」が提起されている。この居住生活に関する集団づくりは、伝統的な地域共同体への回帰を目指すものではなく、「新しい時代の要求に合致した機能を持つ組織」の創造を目指しており、この点は、すなわち郷愁としてではなく理想としてのコミュニティを創ろうという提起といえる。

日本経済の急速な成長は、産業構造・地域構造に変化をもたらし、それらを通じて生活の場に対しても重大な影響を与えた。人々は、伝統的な地域共同体の拘束から解放される一方、孤立感の深まり、個人の方では処理できない問題についての不満感や無力感を蓄積した。ここから、「新しい時代の要求に合致した機能を持つ組織」が、居住生活の場に求められたのである⁵⁹。

ここで、わが国のコミュニティ政策の動きと、コミュニティ政策の系譜について、概覧しておく（図表2-1）（図表2-2）。

図表2-1 コミュニティ政策の動き

時代背景	1960年代 高度成長期 <都市化><公害問題>	1970年代 低成長期	1980年代	1980年代 バブル経済	1990年代 バブル崩壊	2000年代
国	★ (1962) 全総計画 (拠点開発構想) ★ (1969) 新全総 (大規模プロジェクト構想)	★ (1973) 第1次(5533) ★ (1980) 都市計画法改正【地区計画法】 ★ (1973) 福祉元年 ★ (1977) 三全総 (定住構想) ★ (1969) 国民生活審議会『コミュニティ-生活の場における人間性の回復』	★ (1980) 都市計画法改正【地区計画法】 ★ (1977) 三全総 (定住構想) ★ (1983~89) コミュニティ推進地区指定 (計147地区)	★ (1987) 四全総 (多極分散型国土) ★ (1990~94) コミュニティ活動活性化地区指定 (計141地区)	★ (1991) 地方自治法改正【地縁による団体の権利能力取得制度】 ★ (1995) 阪神大震災<ボランティア元年> ★ (1998) 特定非営利活動促進法施行 ★ (1998) 21世紀の国土のデザイン (参加と連携) ★ (1992) 都市計画法改正【都市マスタープラン】	★ (2000) 地方制度調査会「地方分権時代の住民自治のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」
自治体	★ (1969) 国民生活審議会『コミュニティ-生活の場における人間性の回復』 ★ (1971) 中央社会福祉審議会『コミュニティ形成と社会福祉』 ★ (1971) 社会教育審議会『地域社会における生涯教育のための公民館の活用』	★ (1971) 「コミュニティ (近隣社会) に関する対策要綱」 ★ (1971~73) モデル・コミュニティ地区指定 (計83地区) ★ (1973) 「コミュニティ研究会中間報告」 ★ (1977) 「コミュニティ研究会報告」	自治省・経企庁・国土庁「コミュニティセンター」(過疎対策)、「児童管理センター」, 「離島開発総合センター」 農林水産省「山村開発センター」, 「農村環境改善センター」 厚生省「児童館」, 「老人福祉センター」等の整備 労働省「働く婦人の家」, 「勤労青少年ホーム」等	テーマ・コミュニティの隆盛 (1980年代) コミュニティ21世紀、まちづくりアライアンス	★ (1991) コミュニティ懇親会 ★ 北九州市 (1994) 「まちづくり協議会+市民福祉センター」	
市・特別区	★ 横浜市 (1971) コミュニティ研究会、(1973) 地区センター ★ 三鷹市 (1973) 「住民協議会+コミュニティセンター」 ★ 目黒区 (1974) 「住区住民会議+住区センター」 ★ 中野区 (1975) 「住区協議会+地域センター」 ★ 武蔵野市 (1976) 「コミュニティ協議会+コミュニティセンター」	★ 大津市 (1971) 自治省による晴嵐行「コミュニティ地区」の指定	★ 神戸市 (1981) 「地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」 ★ 世田谷区 (1982) 「街づくり条例」	★ (1991) 総合支所制度、まちづくりセンター		
府都県道	★ (1969) 東京都社会福祉審議会『東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について』 都道府県独自の「モデル・コミュニティ」地区指定					★ (2000) 東京都「協議会の推進指針」策定への発言
コミュニティ政策の		第1期 (包括型コミュニティに重心) ・伝統的な住民自治組織とは異なる開かれたコミュニティ組織を志向 ・コミュニティ施設整備に重点	第2期 (テーマ型コミュニティの誕生・形成) ・まちづくり、地域福祉、防災等、個別のテーマに対応 ・自治会・町内会中心型、NPO・ボランティア中心型など、構成メンバーは多様化	第3期 (自治的コミュニティ) ・再び包括型へ? ・近隣自治機構の仕組みが要請されている ・市民と行政との緊密感のあるパートナーシップが重要 ・自治会・町内会は構成員の一員 ・小地域型市民活動組織とコミュニティ組織との連携が課題		

(出所) 財団法人日本都市センター (2001) 『近隣自治とコミュニティ～自治体のコミュニティ政策と「自治的コミュニティ」の展望～』財団法人日本都市センター、pp. 14-15

⁵⁹ なぜコミュニティ政策は居住地域という範域で展開されるのかについて、松原 (1978) によれば、人々の行動側面をハウジング・ビジネス・レジャーの三点から捉えたとき、この三空間は乖離している。その中でも特にハウジング空間が孤立化していることが、居住地域におけるコミュニティの必要性となって現れているとしている。松原治郎 (1978) 『コミュニティの社会学』東京大学出版

図表2-2 コミュニティ政策の系譜

- | |
|---|
| ①1970年代＝住民の連帯感の醸成、「個人」への傾斜、コミュニティ施設整備 |
| ②1980年代＝テーマ型コミュニティの重視（環境・福祉・リサイクル活動などの
アソシエーション組織の族生）、個人と各種住民団体の連携 |
| ③1980年代＝まちづくりへの総合的視点の発展
80年代の課題と防災・高齢者福祉・地域計画づくりなどが加わる |
| ④2000年代＝地域問題解決と地域像の実現、地域分権への模索
地域住民組織とNPO、行政のパートナーシップの確立 |

（出所）山崎丈夫（2009）『地域コミュニティ論 [3訂版] —地域分権への協働の構図』自治体研究社、p.52

日本都市センター（2001）や山崎（2009）がまとめているように、わが国におけるコミュニティ政策とは、居住生活の場における新しい集団づくり（新しい時代の要求に合致した機能を持つ組織）であり、そこでの力点は、「伝統的な地域自治組織とは異なる⁶⁰」という点にあったとみることができる。そうであるからこそ、包括型かテーマ型か、団体自治組織か住民自治組織か、ということが重要な論点とされてきたのである。

また現在は、「地方分権改革により、自治体の自己決定原則の強化が図られたところであるが、強化された自治体の自治権をベースとしつつ、市民社会のさらなる成熟という視点⁶¹」から、地域内分権（基礎自治体内をさらに区割りする）の議論が高まっている。地方自治制度における最小単位は市町村であるが、近隣政府、都市内分権という議論の中で、それより狭域の地域住民集団の近隣の場に制度的に権限を与えた組織を作ろうとするものである（地域協議会、地域自治組織など）⁶²。こうした地域自治組織の法制化を提言した第27次地方制度調査会の答申（2003（H15）年11月13日）を受けて、「地域自治区制度」が2004（H16）年の地方自治法改正により、「合併特例区制度」が同年「市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」により、導入された⁶³。

なお、国の各府省庁の地域活性化策は、首相官邸ホームページの地域活性化本部会合「平成24年度における地域活性化施策（予算・税制・法制度）について」から、一覧することができる⁶⁴。同資料によれば、地域活

⁶⁰ 「古いタイプの共同体、つまり基本的には同じ土地で生まれ、そこで暮らし死んでいく人々からなり、すべての人が顔見知りであるという共同体は、今日ではほとんど存在しない。生活のほとんどが一つの地域の内部で満たされることはなく、買物や通勤、通学のために別の地域に向かうこともしばしばだ。その結果、地域の輪郭でさえ厳密なものではなくなり、どこまでが同じ地域の住民として「われわれ意識」を共有できるのかも曖昧なものとなっている。」佐伯啓思、柴山桂太（2009）『現代社会論のキーワード 冷戦後社会を読み解く』ナカニシヤ出版、13コミュニティ、pp. 255-275

⁶¹ 財団法人日本都市センター（2002）『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択—市民と都市自治体との新しい関係構築のあり方に関する調査研究最終報告—』財団法人日本都市センター

⁶² ドイツとの比較による日本の都市内分権の特徴とは、「日本の都市内分権は、地域の総意を形成する合意形成・意思決定機能のほかに、地域の公共サービスの組織をも担うものとされている」点にある。西尾隆編著（2004）『住民・コミュニティとの協働』自治体改革第9巻、ぎょうせい

⁶³ 両制度は自治体の合併を契機として導入が進んでいる。

⁶⁴ 首相官邸ホームページ「平成24年度における地域活性化施策（予算・税制・法制度）について」2011（H23）年9月30日資料

性化のための施策を講じている府省庁は、14に上る。同資料を支援対象別に集計すると、国のコミュニティ政策として把握される総施策数453件の内、都道府県支援数は143件（うち30施策は沖縄県特定施策）、市町村支援数は115件となっている（図表2-3）。これは、都道府県が、市町村が担う施策を補完する役割と、都道府県独自の施策を推進する役割の、二つを担っているということでもある。

図表2-3 各府省庁の支援対象別の地域活性化施策（2012(H24)年度）

府庁省名	施策数	要求額 (百万円)	都道府 県支援	市町村 支援	備考
内閣官房	5	28	1	1	
内閣府	53	653,684	41	13	都道府県支援41施策のうち、30施策は沖縄県に特定したもの。
金融庁	2	1	0	0	
警察庁	4	33,079	3	0	
総務省	39	83,182	16	26	
法務省	3	18,358	0	0	
外務省	7	31	0	0	
財務省	2	9,962	1	0	
文部科学省	38	591,149	14	11	
厚生労働省	17	127,977	7	9	
農林水産省	83	1,586,367	21	19	
経済産業省	45	165,960	6	7	
国土交通省	129		25	19	
環境省	26	196,102	8	10	
計	453		143	115	

(注) 要求額は全施策の総計。施策重複で要求されているものもある。

都道府県支援は、支援対象に都道府県と明記されたもの。市町村支援は、支援対象に市町村と明記されたもの。

支援対象が地方公共団体となっているものは、都道府県・市町村の両方に参入。

(出所) 筆者作成

このように、一般的に議論されるコミュニティ政策とは、居住生活に関わる比較的狭域の課題について、主に国と基礎自治体はその役割の中心を担ってきたとみることができる。コミュニティ政策の対象である「集団」と「範域」は、「集団」については「町内会自治会等の地縁集団」から「地縁集団とボランティア団体等を含めた多様な集団」へと拡大した。一方、コミュニティ政策における「範域」については、居住生活という「狭域」を、一貫して扱ってきた（図表2-4）。

図表2-4 コミュニティ政策の目的と対象

		60～80年代	90年代以降
コミュニティ政策の目的		人々の人間性の回復、孤立感の解消 生涯学習、地域の合意形成	地域福祉等の公共サービスに関わる協働
政策対象	集団	居住地域における集団形成を推進（主に町内会自治会）	居住地域における多様な主体を推進（町内会自治会、地域協議会、NPO等）
	範域	居住生活に関連する比較的「狭域」	居住生活に関連する比較的「狭域」

(出所) 筆者作成

2-2 コミュニティ政策関連法等の整理

わが国のコミュニティ政策に関連する法制度等について、「地方自治法」「介護保険法」「障害者自立支援法」「特定非営利活動促進法」「老人福祉法」「高齢社会対策大綱」「空き家条例」「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（神奈川県）」などを挙げる事ができる。

特に、団体自治・住民自治との関連では、地縁団体（町内会）などの団体認可や地域自治区制度を導入した「地方自治法（2004(H16)年改正）」や「市町村の合併の特例に関する法律」、新しい集団づくりにおける包括型・テーマ型の関連では、「特定非営利活動促進法」や「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（神奈川県）」が、挙げられる。

2-3 コミュニティ政策論への国際的接近

わが国では、2004(H16)年の地方自治法改正により地域自治区制度が創設されたが、諸外国における「近隣政府・近隣自治」の概要は、次のようになっている（図表2-5）⁶⁵。

図表2-5 諸外国の近隣政府・近隣自治の仕組みの概要

	イングランド		スウェーデン	ドイツ	イタリア	バルセロナ市 (スペイン)	バーミンガム市 (イングランド)	ピッツバーグ市 (アメリカ)	インドネシア
	パリッシュ議会	パリッシュ議会	近隣政府 Kommundsamrader	"自治体内下位区分" kommunale Untergliederung	近隣政府 consigli di quartieri	近隣政府 district council	選挙区委員会 ward committee	近隣協議会 neighborhood association	R T / RW
設置根拠	法律		法律	州法	法律		法律	州法	法律
設置義務	任意 (住民の選択)		任意 (自治体の選択)	任意 (自治体の選択)	人口10万人以上: 必要 人口8~10万人: 任意 人口3万人未満: 設置禁止	バルセロナ市が独自に設置		任意 (住民の選択)	任意 (住民の選択)
法人格	あり		あり	なし	あり		なし	あり	
メンバーの 選出方法	住民の直接選挙 *ただし、補欠 選挙はコオパ ション(候補 議員による推 薦)が可能		当該地区の 有権者全 員が出席 可能	住民の直接選挙 又は 市議会議員選挙の得票数 に応じた間接選挙	住民の直接選挙 又は 議会の選出	当該地域とつながりを持つ市議会 員2名(議長・執行責任者) 及び 当該地域の市議会議員選挙の得票数 に応じ、各政党が選出する者	選挙区ごとに、当該選挙区 選出の市議会議員が任命さ れる。	住民の互選	住民の選挙(1世 帯につき1票)。結 果には郡の承認 が必要。
	報酬	無給の名誉職	—	無給の名誉職	議長のみ給与制 一般の議員は手当制	市議会議員としては有給(常勤)だ が、近隣政府議員としては無給	無給		無給
事務局	大抵は、非常勤の職員1名		あり (詳細は不明)	常勤又は名誉職 (アレンの地域事務所長)	ローマ市のある近 隣政府(人口5万4千人 では、職員は370名で、 事務局長はローマ市 長が任命する。	・事務局長(常勤) ・社会福祉、インフラ整備、 輸送、都市計画、経済発展 の担当部長	常勤の職員1名	住民の互選で選ばれた 理事から、事務長、会計 等を互選	
意思決定 機能	ディストリクトレベルの開 発許可、建築許可については パリッシュに協議しなけれ ばならない。ただし、ディ ストリクトはこれに拘束さ れない。		土地利用、環境保護 などに関するコ ミュニティの意思決 定に当たり、諮問機 関としての機能を 果たす	多くの場合、限られた分野 のみ行政を拘束する決定権 を有する。それ以外の決 議は、提案、勧告、申請に とどまる。 例外的に、ベルリンの地区 代議機構は、行政を拘束す る強い決定権を持つ。	ローマ市の権限に属 する全ての行政につ いて意見を表明でき る(拘束力はない)。 住民委員会を召集でき る。	地域の意見を代表する。	ローカル・レベルのサービ スについてコメントする。	市の委員会や公聴会へ の参加を通じて、提案 や主張を行う。	
	財産 管理	○	〔余暇施設等の 使用料収入〕		ローマ市が委任した 経費の管理と職員の 雇用ができる。		○	○	
執行 機能	公証 事務	×	×					×	転出入、婚姻、出 産、死亡等の届出 証明書発行
	サービス 提供	・コミュニティ・ホール、公 園、遊歩道、墓地、浴場、社 会福祉等の設置・管理等 *パリッシュの規模により 異なる。パリッシュには、 存しなくてもよい自由 もある。	社会福祉、教育、 レクリエーション、 文化などのソ フト面	×	ローマ市の条例に基 づき地域に影響する 公共事業、行政サー ビスを直接実施でき る。	一定の行政サービスを実施 する市の予算の5分の1は、近隣 政府で使われている。	現在はサービス行政は 行っていないが、将来的 にはローカル・レベル のサービス行政を行う ことを検討中。	コミュニティ開発事業 や雇用の創出のための 経済的活動、貧困者や障 害者に対する社会的・ 公共的サービスの提供 キャンペーン	行政当局からのお 知らせの周知徹底 保健衛生、家族計 画、予防接種等の キャンペーン
規制 行政		×	ベルリンの地区代議機構 は都市計画であるマ プラン(地区詳細計画)を議決 する権限を有する。 プレーメンの地区代議機 構は交通規則権を有する。	×	×	×	×	×	
評価・監査 機能	×	×	×	×	×	×	×	×	×
課税機能	○ (*徴収はディストリクト)	×	×	×	×	×	×	×	固定資産税の徴収 (徴税のみ)
立法機能	○	×	×	×	×	×	×	×	×

(出所) 財団法人日本都市センター (2003) 『近隣政府への途一地域における自治システムの創造』
日本都市センターブックレットNo.7、財団法人日本都市センター、pp.108-109

また、欧米においては、居住生活の場における集団の役割を積極的に評価しようとする政治思想「コミュニ

⁶⁵ 財団法人日本都市センター (2003) 『近隣政府への途一地域における自治システムの創造』日本都市センターブックレットNo.7、
財団法人日本都市センター、pp.108-109

タリアニズム」の主張がなされている。エツィオーニは、奉仕主義 (voluntarism) よりも互惠 (mutuality) が善き社会をつくるとし、「コミュニティが存在する所では、それを育てること、また、失われてしまった所では、その形成を助けることは、将来、多くの社会的な善を提供するために不可欠であり、また、将来の発展のために最も優先されるべきである⁶⁶」と主張している。そしてこの主張は、イギリスの労働党政権の「第三の道」の政策に反映されている⁶⁷。

2-4 90年代以降のコミュニティ政策の論理

「図表2-4 コミュニティ政策の目的と対象」で、90年代以降のコミュニティ政策の目的を「地域福祉等の公共サービスに関わる協働」と示した。ここでは、90年代以降のコミュニティ政策がどのような論理づけによって進められているのか、「新しい公共」「連帯」「ソーシャルキャピタル」という観点から、その論理について考察を行い、広域自治体のコミュニティ政策への架橋を行う。

(1) 新しい公共

2009(H21)年10月、同年夏の総選挙により政権交代をした民主党の鳩山元総理が、第173回臨時国会・総理所信表明演説において「新しい公共」の考え方を示した⁶⁸。これを受けて2010(H22)年1月、総理主催の「新しい公共」円卓会議が設置され、同年6月4日に「新しい公共」宣言が発表された。同宣言によれば、「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する⁶⁹」こととされている⁷⁰。以下は、宣言からの抜粋である。

【はじめに】より抜粋

人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、必ずしも、鳩山政権や「新しい公共」円卓会議ではじめて提示された考え

⁶⁶ Etzioni, Amitai (2001) *Next: The Road to the Good Society*, New York: Basic Books (小林正弥監訳 (2005) 『ネクストー善き社会への道』麗澤大学出版会、p. 33)

⁶⁷ 「コミュニティ概念をはっきりさせないことがコミュニタリアニズムの強さである。」菊池理夫 (2004) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社

⁶⁸ 「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。国民生活の現場において、実は政治の役割は、それほど大きくないのかもしれませんが。政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制、役所の仕事と予算を増やすためだけの規制を取り払うことだけかもしれません。しかし、そうやって市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、二十一世紀の政治の役割だと私は考えています。新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。政治や行政が予算を増やしさえすれば、すべての問題が解決するというものでもありません。国民一人ひとりが「自立と共生」の理念を育み発展させてこそ、社会の「絆」を再生し、人と人の信頼関係を取り戻すことができるのです。私は、国、地方、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのないものだと感じあえる日本を実現するために、また、一人ひとりが「居場所と出番」を見いだすことのできる「支え合って生きていく日本」を実現するために、その先頭に立って、全力で取り組んでまいります。」内閣府 (2012) 「新しい公共」に関する取組について」内閣府「新しい公共」HP <http://www5.cao.go.jp/npc/index.html>

⁶⁹ 「新しい公共」円卓会議 (2010) 『「新しい公共」宣言』内閣府「新しい公共」HP <http://www5.cao.go.jp/npc/index.html>

⁷⁰ 「新しい公共」には批判も多い。「行政が住民と協働して「新しい公共」を構築するという名目のもとに、国家・自治体が国民生活を支えるナショナルミニマム保障を放棄し、行政責任を棚上げして地域自治体再編を強行しようとする民営化イデオロギーだといってよい」広原盛明 (2011) 『日本型コミュニティ政策—東京・横浜・武蔵野の経験—』晃洋書房。また、広原は、自民党の2007年夏の参議院選挙のために発表したマニフェストに示された「コミュニティ基本法の制定等による地域コミュニティ活動の支援」は、平成大合併や高齢化で弱体化が進む自民党の支持基盤を強化することにある」とみる。

方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。

【「新しい公共」と日本の将来ビジョン】より抜粋

「新しい公共」が作り出す社会は「支え合いと活気がある社会」である。すべての人に居場所と出番があり、みな人が役に立つ喜びを大切にできる社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

気候変動の影響が懸念される一方で、少子高齢化が進み、成熟期に入った日本社会では、これまでのように、政府がカネとモノをどんどんつぎ込むことで社会問題を解決することはできないし、われわれも、そのような道を選ばない。これから、「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

日本には、古くから、結・講・座など、さまざまな形で「支え合いと活気のある社会」を作るための知恵と社会技術があった。「公共」は「官」だけが担うものではなかった。各地に藩校が置かれていた一方で、全国に一万五千校あったといわれる寺子屋という、当時としては、世界でももっとも進んだ民の教育システムがあったなど、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働して「公共」を支え、いい社会を作ってきた。政治（まつりごと）と祭が一体となって町や村の賑わいが生まれた。茶の湯のような文化活動から経済が発生してきた。

しかし、明治以降の近代国民国家の形成過程で「公共」＝「官」という意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中した。近代化や高度成長の時期にそれ相応の役割を果たした「官」であるが、いつしか、本来の公共の心意気を失い、地域は、ややもすると自らが公共の主体であるという当事者意識を失いがちだ。社会とのつながりが薄れ、その一方で、グローバル化の進展にともなって、学力も人生の成功もすべてその人次第、自己責任だとみなす風潮が蔓延しつつある。一人ひとりが孤立し、国民も自分のこと、身近なことを中心に考え、社会全体に対しての役割を果たすという気概が希薄になってきている。日本では「公共」が地域の中、民の中にあつたことを思い出し、それぞれが当事者として、自立心をもってすべきことをしつつ、周りの人々と協働することで絆を作り直すという機運を高めたい。

こうした「新しい公共」という考え方のもとでは、「協働の場」に国民や市民団体や地域組織の参加を図り、また寄付を促進する、ということが求められ、このことがコミュニティ政策と通じる論理となっている⁷¹。こうした考え方を受けて、例えば(財)神奈川県市町村振興協会市町村研修センター(2010)『地域コミュニティの支援施策のあり方—地域コミュニティの活性化—』には、「地域住民の価値観が多様化し、行政が財政的に厳しくなった現状では、行政が単独ではなく地域住民と協働して、まちづくりを進めていくことが必要になっている。協働のためには、地域コミュニティが機能していなければならない⁷²」と、協働の必要性が明確に打ち出されている。

⁷¹ 企業等の事業体については、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) という考え方に基づき、新しい公共に参加し寄付を行うことが推進されている。

⁷² (財)神奈川県市町村振興協会市町村研修センター(2010)『地域コミュニティの支援施策のあり方—地域コミュニティの活性化—』平成21年度行政課題調査研究報告書

この「新しい公共」と同様の考え方は、いま、多くの資本主義先進国においてもなされている⁷³。これは「私的責任に対する公共の支援 (public support for private responsibility)」であり、「福祉国家では国家が提供者であった社会サービスを、個人の自助努力と市場やボランティア活動がとって代わり、国家は彼らがそれをうまく行えるように条件を整える役割に徹する⁷⁴」ことといえる。加藤 (2004) によれば、二十世紀の資本主義国家の特徴とは、社会保障や住宅や教育など国民の生活に直接かわる社会サービスの分野に国家が本格的に関与するようになったことであり、「資本主義国家が福祉国家に変身したことによって[大きな政府⁷⁵]が生まれた」ことである。しかし、高度経済成長が終焉すると、福祉国家のコストは財政にとって過大な負担となり、また、福祉国家は少子高齢化や家族の解体をも助長していると批判されるようになる。こうして、今や福祉国家批判は「世界的な政治潮流」となり、福祉国家の民営化あるいは市場化を通じて福祉国家を解体しつつある。

田中 (2007) によれば、私化と行政化の二つの進展が原因となり「地域社会による共同性の喪失」が指摘されている⁷⁶。私化とは、例えば、地域共同体において執り行われてきた冠婚葬祭が現代においては各家庭が各々にホテルや葬祭場で行うことや、村落共同体で互いに助け合っていた農作業を現代においては機械化の進展と共に各農家が個別に作業にあたることなどをいう⁷⁷。また、行政化は、例えば、かつて農村で自家処理されていたゴミ処理を行政機関が担う体制に変えてきたことや、行政による防災対策が進んでゆくにつれて住民自身の災害に対する武装の解除が見られるようになってきたこと、雪国においてかつては集落・町内で行っていた雪処理が行政処理責任となった「雪処理主体の交代⁷⁸」などをいう。かつて、地域的な共同性は「絶対不可欠なもの」とされていたが、私化と行政化は、共同体の中における共同性を「不要なもの」に変えてきた。福祉国家、大きな政府のもとで我々が失ってきたものは、「共同性」にほかならない。

田中 (2010) は戦後日本の地域社会の変遷を、第一期：敗戦から高度成長期、第二期：高度成長からバブル経済期、第三期：バブル経済崩壊以降、という三時期に区分し、「地域への共同性の埋め込み、共同性の脱地域化、共同性の埋め戻し」と説明している⁷⁹。第一期は、共同性は地域に埋め込まれていた。「当時のむら社会では、共同性抜きには生活が成り立たなかった。その意味で、住民からすれば、生活に直結する(直接的な)共同性であり、同時に自分の好悪とは無関係に従わざるを得ない共同性、すなわち「余儀なくする共同性」であった。この共同性は、大部分の研究者からは、この自立を妨げる「封建遺制」として否定的に捉えられた⁸⁰」という。第二期は、共同性が脱地域化する。「高度経済成長にともなって急激な産業化・都市化が進展すると、それまでの共同性は急速に地域から消えていった。そのため、「地域社会は衰退した」といわれ、地域に埋め込まれていた共同性は、地域から「見えない」存在となっていった。その一方で、「新しい共同性」を求めて都市ではコミュニティづくりが進められた。現実の地域では、高度経済成長の歪みとしてさまざま

⁷³ ケインズ的Welfare Stateからシュンペーター的Workfare Stateへの移行、契約国家、空洞国家、隠れた福祉国家、社会投資国家、ポスト・モダン福祉国家、第三の道、福祉の混合経済、支援国家など。

⁷⁴ 加藤榮一・馬場宏二・三和良一 (2004) 『資本主義はどこに行くのかー二十世紀資本主義の終焉』東京大学出版会、p. 101、Neil Gilbertが説明する「支援国家」の意味。

⁷⁵ 1890年と1975年のイギリス一般政府の支出構成比と支出合計の対GDP比によれば、19世紀には、国防費・司法・警察費と一般行政費が支出合計の半分近くを占めていたが、20世紀にはそれらは15%程度に減り、代わって社会サービス費が支出の半分を占めている。社会サービス費とは、社会保障、住宅・住環境、教育への支出の合計である。支出合計の対GDP比費では、9.2%から49.9%へと増加し、大きな政府となっている。加藤・馬場・三和 (2004) 同上書。

⁷⁶ 田中重好 (2007) 『共同性の地域社会学』ハーベスト社、pp. 64-65

⁷⁷ 私化の具体例は、本論で独自に列挙したものである。田中重好 (2007) 『共同性の地域社会学』ハーベスト社の中では、私化の具体相として、(1)家族への閉塞、(2)家族制度の脱制度化、(3)生活の個人化、に分けて説明がなされている。

⁷⁸ 公共の道路空間の行政による機械除排雪の徹底化が推し進められてきた結果、除排雪費用の問題、行政という専門処理機関による除排雪の限界、住民の自主的な処理責任意識が消え行政依存意識が強まることなどが、弊害となっている。

⁷⁹ 田中重好 (2010) 『地域から生まれる公共性』ミネルヴァ書房、第3章

⁸⁰ 田中 (2010) 同上書。

まな社会問題が発生し、それに対応するために住民運動が叢生した。同じ時期に現れた住民運動とコミュニティづくりは一見すると何の共通性もないように見えるものの、両者ともに、過渡的で不安定な共同性の現われであった⁸¹とされる。第三期は、共同性の埋め戻しが始まる。「地域への埋め戻しが、地域の側の主体的な取り組みだけから始まったと考えてはならない。共同性の脱地域化も、地域への埋め戻しも、住民の意思だけで方向付けられたものではなく、社会全体の構造的な力に左右されている。地域への埋め戻しは始まったばかりであり、現実の共同性の形は重層的で、地域ごとに多様な様相を呈している。地域社会への共同性の埋め戻しが新しい公共性の基盤になっていることも看過すべきでない⁸²」とされる。

しかし、共同性を喪失したことは、「コミュニティ型問題処理を不要化したわけではない」ということに注意をする必要がある。「地域社会の私的領域化は、コミュニティ型問題処理をおこなうのに必要な共同のルールを解体させることを通して、コミュニティの衰退を導いてきた。また、行政化は、コミュニティ型問題処理を不要のものにすることによってコミュニティをつき崩してきた。ただし、ここで看過してはならない点は、地域的な諸問題の行政化は、ほんとうにコミュニティ型問題処理を不要化したわけではない。むしろ、事実上は、行政化が充分ゆきとどかないままに従来のコミュニティ型問題処理方式が消滅してしまったために、取り残された社会問題や新たに発生した社会問題も少なくない。そのことは、いいかえれば、こうした社会問題が行政的処理とコミュニティ的処理との「谷間」に取り残されてしまったということである。⁸³」

昨今の国内経済情勢を考えれば、一見、過大な財政負担という条件が新しい公共を余儀なくしているということもできるし、実際にそういう側面があることも否定できない。しかし、コミュニティ政策という観点から捉えるならば、私化と行政化がいかに進もうとも社会問題が決してなくなることはない、ということに着目すべきである。90年代以降のコミュニティ政策は、地域住民集団というコミュニティを機能させること、すなわち、私化と行政化との「谷間」に取り残された社会問題を、「コミュニティ型問題処理方式」を再構築することにより解消していこうとする試みということができる。

(2) 連帯

ブルジョワによれば、連帯概念には「事実としての連帯 (solidarite de fait)」と「義務としての連帯 (solidarite de devoir)」の二つがある (図表2-6)⁸⁴。事実としての連帯とは、人間社会の人の意思に関らない自然的な事実であり、義務としての連帯とは、人間の生活は過去及び現在の人類の能力及び活動の蓄積の上に成り立つものであるから、人間は生まれながらにして社会に対して債務を負うというものである。この考え方は、わが国の社会保障制度を根拠付ける理念として用いられている⁸⁵。

⁸¹ 田中 (2010) 同上書。

⁸² 「この埋め戻しは、グローバル化と同時に進行するローカル化の中身を指していると考えてもよい。グローバル化によって、国家はますます相対化してきた。その具体的な現われが規制緩和であり、地方分権化である。両者は、「官」すなわち国家の権限や機能を縮小することにつながってゆく。これと平行して進んでいるのが、「共」セクターへの期待の増大である。」田中 (2010) 同上書、p. 122

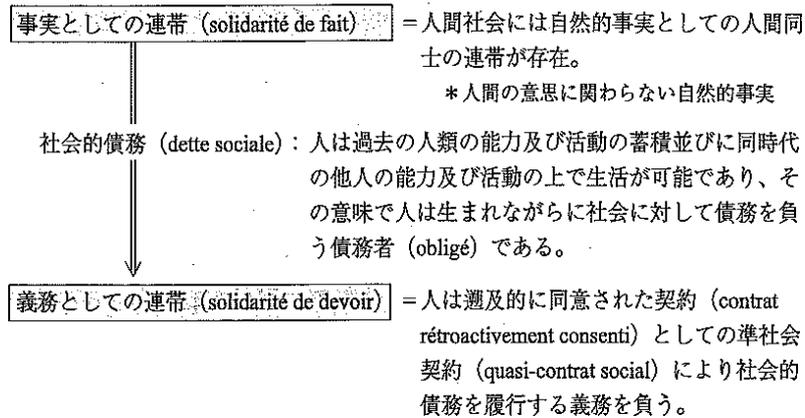
⁸³ 田中重好 (2007) 『共同性の地域社会学』ハーベスト社、pp. 64-65

⁸⁴ Bourgeois. L (1998) *La solidarite*, Presses Universitaires du Septentrion

⁸⁵ 「「連帯」の考え方は、日本の社会保障制度にも大きな影響を与えた。第二次世界大戦前をみれば、貧困な者に慈恵的な給付を行う恤救規則 (ジッキョウキョウ) (1874(M7)年制定) に代わって1929(S4)年に制定された救護法は、国家の責任による公的扶助義務を規定しており、同法立案者の著作や発言には「連帯」の考え方への言及がみられる。第二次世界大戦後には、法律の条文 (理念規定) の中に「連帯」の文言がみられるようになる。さらに、近年では政府の審議会等の文書においても社会保障の基礎に「連帯」を置く記述が見られるようになってきている。」「日本の社会制度は、自助・共助・公助のバランスを考慮して構築することとされている。現在進められている「社会保障と税の一体改革」では、今の日本では、核家族化など家族のあり方が変容していること、地域の関わり合いが希薄になっていること、非正規雇用の労働者が増えていることなど、「自助」を実現するための環境が損なわれているという認識の下、「自助」の実現を「共助」や「公助」がサポートすることで、自助・共助・公助の好循環を生み出すことが重要であると考えている。社会全体で連帯して、お互いの自立を支えあって生きていくことが、生き生きとした活力ある社会を

長期的な経済低迷、医療・介護・雇用保険等の社会保障設計の再構築が求められる現代社会において、地方政府が市民に参加を求めることや市民を協働の相手とみなすことは、「義務としての連帯」という考え方と共に、コミュニティ政策に通じる論理となっている。

図表2-6 ブルジョアの連帯の体系



(出所) 伊奈川秀和 (2010) 『フランス社会保障法の権利構造』信山社

しかし、ブルジョアの連帯の体系に依拠しつつこれまでのコミュニティ政策の目的を顧みれば、「義務としての連帯」を強調しているのは、90年代以降の現象でしかないことが分かる。わが国でコミュニティ政策が本格的に始まった60年代後半～80年代には、むしろ「事実としての連帯」に目が向けられていた。日本経済の急速な成長は、生活の場に対しても重大な影響を与え、人々は共同体の拘束から解放される一方、孤立感の深まり、個人の力では処理できない問題についての不満感や無力感を蓄積した。そこで60～80年代に講じられたコミュニティ政策では、居住生活の場において、孤立感を解消するべく隣近所とのつながりをつくり、会社⁸⁶を離れても生き活きと生活ができるよう生涯学習を支援すること等、人々の人間性の回復、孤立感の解消、生涯学習、地域の合意形成等が目的とされた。コミュニティ政策は、「事実としての連帯」と「義務としての連帯」の両方を推進するものといえよう。

(3) ソーシャルキャピタル

ソーシャルキャピタルは一般には「社会関係資本」と訳されており、人々間の協調的な行動を促すもので、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク (絆)」という要素を内包する。東日本大震災で改めて見直された「絆」など、私たちの社会には、橋や道路、港湾などのいわゆる社会資本とは異なる、人々の間に形成されたつながりという資本がある。ソーシャルキャピタルが豊かであると、コミュニティ内の自発的な協力は促進する⁸⁷。ソーシャルキャピタルは個人間のつながりでありながら、その機能が発揮される場所は社会であり、公共財であるという点が、通常の資本とは異なる⁸⁸。

つくることにつながる。」厚生労働省 (2012) 『平成24年版 厚生労働白書』

⁸⁶ 「会社人間」という言葉が流行ったように、会社と家庭の断絶が問題とされていた。

⁸⁷ 「自発的な協力は、社会資本によって促進される」Putnam, Robert D. (1993) Making Democracy Work: Civic traditions in Modern Italy, Princeton (河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT出版)

⁸⁸ ソーシャルキャピタルは公共財であるという側面の他に、一部は個人に帰属する私的財という側面や、ある特定のグループに帰属する共益財という見解もある。また、当然に、正の機能だけでなく負の機能も併せ持つ。

パトナム (2000) は「21世紀に向けて米国コミュニティを再生させること」が課題としているが、パトナムの危惧は「コミュニティの絆が衰退した」ことにある⁸⁹。また稲葉 (2011) が「独自の社会的文脈を持つ集団や地域社会をコミュニティと呼べば、コミュニティこそ社会関係資本の苗床を形成している⁹⁰」と指摘するように、豊かなソーシャルキャピタルの醸成⁹¹により自発的な協力を促進することは、コミュニティ政策に通じる考えかたである。

ソーシャルキャピタルは、田中 (2007) の指摘する「共同性」と関係が深い。伝統的な地域共同体の崩壊が「共同性の喪失⁹²」を招いたことは先述したとおりであるが、限定的ではあるが、私化と行政化が進展した現代社会においても、共同性を“発見 (発現)”することができる、と田中はいう。現代社会において共同性を発見 (発現) することができるのは、“祭り”と“災害時”である。確かに、現代社会においても“祭り”の日には地元の人々が集い共に盛り上げることが見られ、阪神淡路大震災や東日本大震災という“災害時”には、人々が心と力を共に合わせて災害に対処していた。

但し、ここで注意しておきたいのが、現代社会において共同性を発見 (発現) するときには、「逆転した共同性」の形となっていることである。1970年代初めの社会学において「共同体」から連想される共同性とは、「全員に関わる」「好悪に関係なく、避けて通ることのできない、義務的に関わらざるをえない」ことであったのに対し、いまは、「居住者すべての人が関わるわけではない」「ボランティアなことという意味へと転換していると田中は指摘する⁹³。田中の指摘どおりに、今日の行政システムや経済システム、金融システム等が発展する以前の前近代的な共同体社会においては、住民が力を合わせて地域課題にあたらなければならない⁹⁴、関わりたくない者や関わることを避ける者は共同体の中に居続けることはできなかった。しかし、現代社会において発見 (発現) される祭りや災害時の共同性は、ボランティアな人たちにより支えられている。

この「逆転した共同性」という現実、公共サービスの意思決定と供給の主体の異なりという状況をつくっている。すなわち、公共サービスの供給主体は、他所から集まるボランティアな人々によって支えられているが、公共サービスの受け手でありニーズ保有者でもある意思決定主体はそうした人々ではないという現実である⁹⁵。このことは、現代の共同性が、大きなエリアの中に見られるのであれば、居住生活に関する比較的狭域の人々のニーズを当該エリアの中で解消しようとするだけでなく、広域の共同性に訴えていくことも必要とされているということでもある。東日本大震災でソーシャルコミュニティなどのインターネット上の人々のつながりが機能したように、「逆転した共同性」という現実、広域での共同性の醸成を図る必要性も提起していると考えられる。

田中 (2007) は、共同性は「既に存在している」だけではなく、「意図的に作り出してゆく」ものであり、共同性の設計に関して、以下の二つの重要な指摘を行っている⁹⁶。

一つには、「公共交通の維持は、公共交通の利用者だけの問題ではない。公共交通を利用していない人々を含めて議論しないと、公共交通維持の問題は解決しない。その意味で、公共交通維持は「地域全体の問題」で

⁸⁹ Putnam, Robert D. (2000) *BOWLING ALONE: The Collapse and Revival of American Community* (柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』 柏書房)

⁹⁰ 稲葉陽二 (2011) 『ソーシャル・キャピタル入門』 中公新書

⁹¹ 「投票所、労働組合の集会所、PTAといったフォーマルな場所に関するデータは、社会的なつながりの傾向を調べる際に最も容易に利用可能な定量的証拠となる。」ロバート・D・パトナム「2章 ひとりでボウリングをする」宮川公男・大守隆編著 (2004) 『ソーシャル・キャピタル』 東洋経済新報社

⁹² 田中 (2007) 前掲書。

⁹³ 田中 (2007) 前掲書、「第二部 共同性の発見」pp. 68-139、「第五部 共同性の発現」pp. 332-443

⁹⁴ 今日の金融システムにあたる頼母子講・無尽講や、村単位での河川整備や道普請、婚礼や葬儀を執り行う講や、共同作業の田植えなど。

⁹⁵ 東日本大震災の災害復興過程でも、住民ニーズとボランティア活動のミスマッチが指摘された。

⁹⁶ 田中重好 (2007) 前掲書、「第六部 共同性の地域社会学へ」pp. 443-449

あり、そこから「共同性の設計」を行ってゆくことが必要」ということである。そして第二には、「災害時の情報の需要と供給のギャップを埋めるためには、共同性の観点からは、社会的に断絶している（無関係に存在している）ように見える社会的セクター間を結びつけ、地域全体を構想することが必要⁹⁷」という指摘である。

「逆転した共同性」という現実に鑑み、コミュニティ政策は、広域での共同性の醸成を図る必要性を高めていると考えられる。

2-5 広域自治体のコミュニティ政策の目的

これまでの考察によれば、コミュニティ政策は、居住生活に関わる比較的狭域の課題を政策対象として、主に基礎自治体はその役割の中心を担ってきた。このことは、これまでのコミュニティ政策の成果は、狭域地域の課題解決策の蓄積に見ることができるということであり、ここでの広域自治体の役割とは、基礎自治体の補完にあったということができる。

60年代から一貫して、コミュニティ政策が、人々の〈生活〉の価値の問い直しを転機として推進されてきたという観点から捉えなおしてみるならば、当時は、公害の顕在化や生活基盤整備の立ち遅れ、共同体の崩壊といった、経済成長に伴う負の随伴の結果が、人々に〈生活〉の価値の問い直しを求めた。そして現代社会においては、グローバル社会における金融危機や地球規模での自然環境問題・自然災害の脅威、制御不能な経済システム・自然環境が、人々に〈生活〉の価値の問い直しを迫っている。コミュニティ政策の対象を、従来どおり狭域課題（主に居住生活）に限定して今後も進めていってよいのだろうか、ということについてここでは考えてみたい。

人は社会的な存在である。人は生きていくために、集団を作り、共同作業を行い、社会をつくる。これまで講じられてきたコミュニティ政策は、ヒト社会の「狭域（居住生活）」課題への対応を目的としてきた。しかし、人々の関心領域は、交通・ITの進化により広がっている。また、人間をトータルなものとして捉えるならば、人々は「狭域（居住生活）」コミュニティのみならず、多様なコミュニティに多面的・重層的に属している。

一般的な基礎自治体のコミュニティ政策では「新しい公共」という考えのもと、「コミュニティ型問題処理方式」を居住地域の中に再び埋め戻そうとしている。本論は、この「コミュニティ型問題処理方式」が、居住生活に関する集団の内にも存在するものではなく、例えば、趣味のサークルや経済団体や企業連合など、多様な団体・集団の内にも存在するという事実に着目する。現代社会では、「狭域（居住生活）」コミュニティ以外にも、多様な団体・集団の内の「コミュニティ型問題処理方式」の機能発揮も、求められているのではないだろうか。

60～80年代のコミュニティ政策は「事実としての連帯」を推進し、90年代以降のコミュニティ政策は「義務としての連帯」が強調される傾向にあることは先述したとおりであるが、人々の関心領域の広がり、多様なコミュニティに多面的・重層的に属しているということからすれば、今再び「事実としての連帯」をも推進することが求められていると考えられる。個人（家族）が、「コミュニティ型問題処理方式」を内包した複数の連帯に包摂されることで、多面的・重層的に多くの人々を包み込むことにつながる。すなわち、地縁集団は居住生活における利害調整・生活充実に貢献し、会社集団は勤労場面の利害調整・生活充実に、経済団体は経済活動における利害調整・生活充実に貢献するのである。

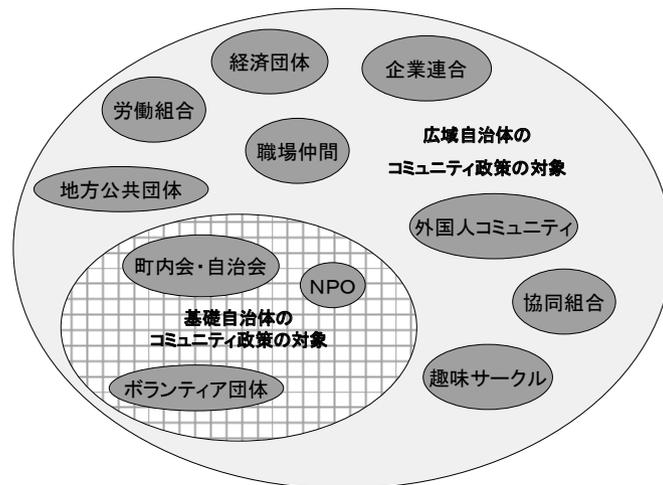
⁹⁷ 「見えない共同性」のあり方が、緊急時に生死を分けるような重要な役割を果たす。1983年の日本海中部地震時、秋田県八森町滝ノ間の崖下地域の避難銅線の分析によれば、共同性の網の目に入っていたかどうかは津波情報の入手、避難のタイミングの決定、避難時の助け合いなどを大きく左右していた。このように、平常時には意識しない「目に見えない、潜在的な」共同性が、生死を決定する力を持っていた。このことは、地域住民自身が「感じている」共同性の下に、住民自身に「意識されない」潜在的な共同性が存在していることを示している。

広域自治体のコミュニティ政策は、居住生活の課題に対応する集団のみならず、教育・文化・ビジネス・観光など、人々の様々な場面の課題に対応する集団に関することで、現代社会における人々のトータルなく生活の価値の問い直しに貢献することができると考えられる。

また、これまでのコミュニティ政策の成果である、狭域地域の課題解決策の蓄積の中にも、広域自治体に関るべきことを見出すことができることを指摘する。それは、基礎自治体が主に協働相手としてきた、居住地域の住民集団等に関して広域自治体も関っていく必要があるということである。例えば、祭りについて考えてみると、居住地域の人々の親交、駅前・商店街の活性化のために行われる祭りというものもあれば、同じような狭域の居住地域の祭りであっても、古からの謡や舞が伝承されており文化財として保護の必要なものもある。後者は、広域自治体がそれを支援する必要があるだろう。また、身近な河川清掃活動について考えてみると、居住地域の美化、環境意識の向上のために行われる河川清掃もあれば、当該河川が、広域的な影響を及ぼす重要な水源地近くということもある。前者については基礎自治体の補完を行い、後者については広域自治体が直接的に関る必要があることは明らかである。

以上のような観点から、広域自治体のコミュニティ政策の対象集団は、以下のように表される（図表2-7）。

図表2-7 広域自治体のコミュニティ政策の対象集団



(出所) 筆者作成

さらに、福祉国家に代わる新しいシステムへの理念転換（新しい公共や第三の道など）について、加藤（2004）は次のように指摘する。「社会サービスの領域は公と私が入り混じるグレイゾーンが支配することになるだろう。そこにおける私的利益と公共性の確保はどのように調整され、担保されるのだろうか。…（中略）…今後支援国家がいつそう発展していくにつれて、社会をまとめ上げる求心力はいよいよ衰弱していくのではないか。⁹⁸⁾

加藤の指摘は、非常に重要と受け止める。公共性の担保に関する前者の指摘については、まさしく今、公益法人やNPOの公益性や非営利性について活発な議論が行われていることと関係がある。公益性や非営利性の意味は、それらをどのような立場で捉えるのかによって、また社会的な要請の変化によって、グレイゾーンという言葉のとおり、一義的ではない⁹⁹⁾。それゆえ、こうした議論は今後も活発に行われていく必要があり、一旦

⁹⁸⁾ 加藤榮一・馬場宏二・三和良一（2004）『資本主義はどこに行くのか—二十世紀資本主義の終焉』東京大学出版会

⁹⁹⁾ 現代のCSR（企業の社会的責任）という考え方でも、企業に公共的な課題を担うことが求められており、「企業の社会的責任のコンフリクト」が生じている。企業の社会的責任のコンフリクトとは、拡大化を続ける役割責任から惹き起こされる結果責任は大きく、企業が追いきれない規模であるために、他の主体がそれを負うという事態を指す。90年代の金融危機に際し巨額の公的資

定めた公益性や非営利性を有することを認めた団体を、再度検討し直すという作業も続けていく必要がある。人口減少、高齢化、社会保障費の負担が増す現代社会において、公共経営を実現するための解決策のひとつが、どこか一つの主体に依存するのではなく協働することなのであろう。しかし一方で、新しい協働の模索は、これまでに築いてきたつながりを見直すことにもつながる。協働とは、過去のしがらみ・利害を断ち切ることができるか、ということとも関係してくる。新しい協働を実現することへの難しさや痛みは、そうしたところにあると思われる。

そして求心力の衰弱という後者の指摘については、これは本論の主張する広域自治体のコミュニティ政策と大いに関係する。それは、政府と住民とを媒介する中間的集団の内に、民主的な両者の接近様式、すなわち市民の声が政治に届く仕組みを見出すことを期待できるからである。中間的集団との関係が弱いということは、（地方）政府と住民とがむき出しのままに相対することを意味し、それは広範な大衆行動が惹起される危険性をもはらんでいる¹⁰⁰。個人（家族）と政府の間の中間的集団という存在に改めて着目することで、中間的集団との関係構築を図り、そこから課題を拾い上げ政策形成につなげていくことが可能となる。広域自治体のコミュニティ政策は、市民を協働の相手としてみるだけではなく、「自治体と市民との間の中間的関係の構築」、すなわち政策形成という観点での、地方自治の強化を図るという意味を持つ。

これまでの議論から、広域自治体のコミュニティ政策の役割は、従来から行ってきた「基礎自治体のコミュニティ政策の補完」の他に、「広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること」という二つがあるといえる（図表2-8）。

図表2-8 実施主体別コミュニティ政策の役割

実施主体	コミュニティ政策
国	(a) 国全体の観点での、地方・地域政策 (b) 地方公共団体のコミュニティ政策の補完
広域自治体 (都道府県)	(c) 広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること (d) 基礎自治体のコミュニティ政策の補完
基礎自治体 (市区町村)	(e) 居住地域・生活の場における、多様な集団と行政との協働による地域運営

(出所) 筆者作成

広域自治体のコミュニティ政策は「自治体と市民との協働」という目的だけではなく、「自治体と市民との間の中間的関係の構築」「コミュニティ型問題処理方式の多面展開」という目的のために必要である。そうすることにより広域自治体のコミュニティ政策は、多様な集団と広域自治体との相互作用により、県政機能の更なる発揮に寄与するであろう。現代の共同性は、閉じられた地域の中からは生まれにくい。個々の住民の一つひとつのニーズに、小さなエリアの中で問題解決を図ろうとするだけではなく、「逆転した共同性」という現実に鑑み、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことが、広域自治体のコミュニティ政策には可能なのである。

金が投入されたことなどを指す。津久井稲緒（2010）「企業の社会的責任のコンフリクト」『日本経営倫理学会誌』第17号
¹⁰⁰ 大衆社会は多元的社会とは異なり、エリートが非エリートの影響を受けやすく、非エリートがエリートによる動因に操縦されやすい社会制度をいう。「William Kornhauser (1959) *The Politics of Mass Society*, Free Press. (辻村明訳 (1961) 『大衆社会の政治』創元社)

第3章 条例等と総合計画にみるコミュニティ政策

本章では、広域自治体のコミュニティ政策の現状を、条例等と総合計画により分析することを試みる。

条例等と総合計画は、わが国の地域主権、地方分権を進める過程において現われたものの一つである。佐々木（1999）によれば、地方分権推進の価値は、第一に、生活実感に沿った手作りの地域づくりを目指すため、第二に、公共サービスの消費者（地域住民）に対する価値の創造すなわち消費者利益の拡大につながるため、第三に、東京一極集中ではなく分散型地域の形成に寄与することができるために、認められる¹⁰¹。

以上のような地方分権の価値¹⁰²に鑑み、条例等や総合計画を用いて分析を行うことで、それらには特徴的な「地域づくり」を見ることができると考えられる。なお、本章の一部については、2012(H24)年8月、第26回自治体学会広島大会に於いて研究発表を行っている¹⁰³。

3-1 条例等にみる広域自治体のコミュニティ政策

広域自治体の条例等（条例、規則、告示、規定、議決、訓令、指針を含む。以下、「条例等」とする）をもとに、各都道府県がコミュニティ政策をどのように捕捉しているか、分析を行った。

分析の方法は、(財)地方自治研究機構が提供する「法制執務支援システム」¹⁰⁴の「地方公共団体の例規集」を用いて、各都道府県の条例等の中から、「コミュニティ」という語句を含むものを抽出する。続いて、抽出された語句が、どのような政策目的の内に使用されているのか、その意味を考察するものである。

なお、「地方公共団体の例規集」は、例規集を公開している地方公共団体の例規集のウェブページへのリンクから構成されており、このうち例規内の用語検索が可能であったのは、20の都道府県¹⁰⁵についてであった。従って本分析は、この20の都道府県について行うこととした。

(1) 条例等の中の「コミュニティ」

上記の方法により、20の都道府県の「地方公共団体の例規集」の中から、「コミュニティ」という語句を含む条例等を抽出したところ、その総数は140件であった（図表3-1）。

¹⁰¹ 佐々木信夫（1999）『地方分権と政治学』勁草書房

¹⁰² 地方自治の存在根拠や正当化理由には、独自性と多様性の価値、自己決定欲求、効率性確保手段、公共的・政治教育啓発手段、市民的義務の啓発、人権保障・圧制抑制など、様々なものが考えられる。小滝敏之（2005）『地方自治の歴史と概念』公人社

¹⁰³ 2012(H24)年8月、第26回自治体学会広島大会（研究発表セッションA）にて研究発表を行っている。発表の機会を与えていただいた学会と、研究発表セッションで有益な意見を多数頂戴したコメンテーターと会場に、この場を拝借し感謝の意を表したい。多くの示唆をいただいたおかげで、本論考を深めることができた。

¹⁰⁴ (財)地方自治研究機構「法制執務支援システム」 <http://hosei.rilg.or.jp/rilg/main/index.asp> 2012(H24)年5～7月にアクセス。

¹⁰⁵ 対象都道府県数は20。北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県。

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (1/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
北海道 (平成24年2月29日現在) 抽出数 5	規則 北海道行政組織規則	第13条の2 経済部経営支援局の中小企業課の分掌事務	(14) コミュニティビジネス及びソーシャルビジネスの育成及び振興に関する事。
		改正附則1条-2項 出先機関の職員の処遇を内部組織の相当の職員とする。	農政部農政課(バイオマス・ニッポン総合戦略、農業・農村コンセンサス形成、農業・農村の多面的機能、農業農村整備の企画調整、優良田園住宅及び新農村コミュニティ形成に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。) 農政部農村整備課(優良田園住宅及び新農村コミュニティ形成に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。)
	告示	不在者投票を行うことができる病院等の指定	「介護老人保健施設コミュニティホーム白石」など、施設の名称。
	告示	個人演説会等の施設の指定	「あけぼのアート&コミュニティセンター」など、施設の名称。
	告示	北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式(農政部)	元気な地域づくり推進事業実施計画書の注意書 2 農村振興支援事業にあつては、農村振興整備支援、美しいむらづくり支援、美の田園復興支援及びコミュニティビジネス支援の別に区分して記載することとし、当該区分を事業種目欄に() 書すること。
	告示	補助金等の交付に関する権限の委任	農政部所管 53 農業・農村 コミュニティ産業起業・育成モデル支援事業
岩手県 (平成24年3月1日現在) 抽出数 5	規則 岩手県知事部局行政組織規則	1 広域振興局経営企画部、経営企画部 地域振興センターの分掌事務(第20条—第22条関係) 19 コミュニティ対策に関する事。	経営企画部にあつては、広域振興圏域のコミュニティ対策に関する事務を併せて処理する。
		第8条の6 政策地域部 地域振興室の分掌事務	(8) コミュニティ対策に関する事。
	規則 自治振興基金条例施行規則	公共施設等の整備事業 その他アからカまでに掲げる事業に準ずる事業	コミュニティ対策施設 コミュニティ施設の新設
	規則 岩手県事務委任及び代決専決規則	第22条の5 政策推進室 地域振興室の分掌事務について、県北沿岸・定住交流課長専決事項	(4) コミュニティ対策に関する事。
	条例 岩手県文化芸術振興基本条例	前文	ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域
	告示	個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の指定	「盛岡市コミュニティ防災センター」など、施設の名称。
宮城県 (平成23年12月28日現在) 抽出数 2	規則 行政組織規則	第十三条 環境生活部各課室の分掌事務—共同参画社会推進課	七 コミュニティ対策に関する事。
	規定 道路占用料規程	第二条 占用料を徴収しない占用物件	二十 高齢者等が多数利用する施設の周辺、コミュニティ—道路、遊歩道、道の駅等に設置される営利を目的としないベンチ及び上屋で、広告物の添加がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの
福島県 (平成23年12月28日現在) 抽出数 3	規則 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則	前文	南会津郡下郷町/コミュニティセンター/館長、双葉郡楡葉町/コミュニティセンター/所長
	条例 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	前文	わたしたちが生まれ、育ち、学び、営むこの福島県が、だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、わたしたちの共通の願いである。しかしながら、経済や環境問題等のグローバル化、急速な少子高齢化、急激な技術革新など社会情勢が大きく変化し、経済的合理性の追求が優先される中、安全や安心を脅かす様々なものに対する危機意識の不足や社会生活の場における規範意識、互いに支え合う場である地域コミュニティの機能及び企業における安全意識の低下等を背景に、災害、事故、暴力、詐欺等が発生し、また、形を変
	条例 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	前文	このような中、本県においては、地域コミュニティ—機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根深いため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。
埼玉県 (平成24年1月1日現在) 抽出数49	規則 埼玉県行政組織規則	第七条の二 県民生活部各課—NPO活動推進課の事務	三 NPO活動及びコミュニティ活動に関する施策の総合的企画及び調整に関する事。
	告示 (43本)	公職選挙法の規定により公営施設指定	「高鼻コミュニティセンター」など、施設の名称。
	告示	公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定	「戸田ケア コミュニティそよ風」など、施設の名称。
	告示 (2本)	旅館業法施行条例第一条の二第四号に該当する施設の指定	「新座市東北コミュニティセンター」など、施設の名称。
	告示	埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程	入札参加資格申請書の希望業務欄「集会場・コミュニティセンターの建築関連コンサルタント」
	条例 さいたまスーパーアリーナ条例	第二条 スーパーアリーナの業務	— スタジアム、メインアリーナ、ホール、コミュニティアリーナ、ロッカー室、多目的室、楽屋、控室、特別観覧室、観覧室、当日券売場及び駐車場並びに附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関する事。
		第五条 利用制限	ロッカー室、多目的室、楽屋、控室、特別観覧室、観覧室及び当日券売場は、スタジアム、メインアリーナ、ホール又はコミュニティアリーナの利用に付随して利用する場合のほかは、利用することができない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。
	別表	コミュニティアリーナの利用料金 備考 九 スタジアム、メインアリーナ、ホール及び コミュニティアリーナの利用について空調調設備を使用した場合は、利用料金のほかに、その実費相当額を徴収する。	

(出所) 筆者作成

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (2/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
千葉県 (平成23年 12月27日現在) 抽出数 6	告示 公職選挙法の規定により、個人演説会を開催できる施設を指定		「千葉市中央コミュニティセンター」など、施設の名称
	告示 市町村振興特別交付金交付要綱	別表 交付金充当対象事業	五 コミュニティ施設
	告示 犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針	第二 企画、計画及び設計の考え方 二 基本原則	2 居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る(領域性の強化)。
	告示 旅館業法施行条例に基づく施設の指定		「千葉中央コミュニティセンター」など、施設の名称。
	告示 千葉県市町村営住宅建設事業補助金交付要綱	第一条 趣旨	知事は、市町村営住宅の建設を促進するため、市町村(千葉市を除く。以下同じ。)が行う農山漁村向集合住宅建設事業、低所得者向低家賃住宅建設事業、母子世帯向住宅建設事業、老人世帯向住宅建設事業、心身障害者向住宅建設事業、同和向公営住宅建設事業、木造公営住宅建設事業、コミュニティ公営住宅建設事業、高齢化対応住宅建設事業及び住宅地区改良事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、千葉県補助金等交付規則(以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該市町村に補助金を交付する。
	告示 林業関係事業補助金交付要綱	第二条 補助金の額 別表 林道事業 林道の改良	八 コミュニティ公営住宅建設事業 国庫補助事業のうち、フォレスト・コミュニティ総合整備事業(居住環境基盤整備との組合せによらない居住地森林環境整備に係る事業のうち、森林管理道改良に係る事業に限る。)にあつては、上記事業費の百分の五十(千葉市が行う事業にあつては、百分の三十一)以内。
東京都 (平成24年3 月15日現在) 抽出数 3	条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例	附 則(昭和五十八年条例第四号)	2 基準財政需要額は、昭和五十八年度に限り、この条例による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例第十条の規定により算定した額に、小学校及び中学校の校舎等の改修事業に要する経費並びにコミュニティ関連施設の整備に要する経費として知事が算定した額を加算した額とする。
		附 則(昭和五十九年条例第七号)	3 基準財政需要額は、昭和五十九年度に限り、新条例第十条の規定により算定した額に、小学校及び中学校の校舎等の改修事業に要する経費並びにコミュニティ施設の整備に要する経費として知事が算定した額を加算した額とする。
		附 則(昭和六〇年条例第九号)	2 基準財政需要額は、昭和六十年年度に限り、この条例による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例第十条の規定により算定した額に、コミュニティ施設の整備に要する経費として知事が算定した額を加算した額とする。
		附 則(昭和六一年条例第九号)	2 基準財政需要額は、昭和六十一年年度に限り、この条例による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例第十条の規定により算定した額に、コミュニティ施設の整備に要する経費として知事が算定した額を加算した額とする。
	条例 東京都営住宅条例	第二条 用語の意義	七 都営コミュニティ住宅 都営住宅のうち、国土交通大臣の承認を受けた密集住宅市街地整備計画に基づく密集住宅市街地整備促進事業(都が施行するものに限る。以下同じ。)の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるため建設し、又は購入したものをいう。
		第三条 設置	六 都営コミュニティ住宅
		第三十五条 期間通算	4 この条例の規定により都営改良住宅、都営再開発住宅、都営従前居住者用住宅、都営コミュニティ住宅及び都営更新住宅(以下「都営改良住宅等」という。)の使用者が引き続き一般都営住宅の使用を許可された場合(一般都営住宅の使用を許可される前に一時的に仮住居に入居した場合を含む。)における第二十八条の規定の適用については、その者が従前の都営改良住宅等を使用していた期間は、その者が新たに使用を許可された当該一般都営住宅を使用している期間に通算する。
		第六十八条 その他の場合の都営再開発住宅の使用等	四 第七十五条に定める都営コミュニティ住宅を使用することができる者
		第七十三条 その他の場合の都営従前居住者用住宅の使用等	四 第七十五条に定める都営コミュニティ住宅を使用することができる者
		第四節 都営コミュニティ住宅の管理 第七十五条 都営コミュニティ住宅の使用上の資格	都営コミュニティ住宅を使用することができる者(第四号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)は、次に掲げる者で、都営コミュニティ住宅の使用を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。
	第七十六条 その他の場合の都営コミュニティ住宅の使用等	知事は、前条の規定にかかわらず、同条に定める者が都営コミュニティ住宅を使用せず、又は使用しなくなった場合においては、次に掲げる者に都営コミュニティ住宅を使用させることができる。 2 前項第六号に掲げる者に都営コミュニティ住宅を使用させる場合の使用上の資格については、第六条第四項の規定を準用する。	
	第七十七条 都営コミュニティ住宅の使用料の決定	都営コミュニティ住宅の使用料の決定については、第五十五条の規定を準用する。この場合において、旧法第十二条第一項及び旧合第四号第三号中「工事費」とあるのは「工事費又は購入費」と、同条第五号中「建設する」とあるのは「建設し、又は購入する」と読み替えるものとする。	

(出所) 筆者作成

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (4/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
	告示	中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱	趣旨 第1 この要綱は、特別農山村、特定農山村地域及び特定農業振興地域の農業集落及び農業生産環境を維持発展させるため、市町村が総合整備事業、生産活動強化事業、地場産業育成事業、交流拠点整備事業、農村景観保全事業及び農村コミュニティ促進事業を行うために支出し、又は補助するに要する経費に対し、予算の範囲内で当該市町村に補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
			第3 補助金交付対象となる経費及び補助率 経費－カ 農村コミュニティ促進事業 補助率－特別農山村又は特定農山村地域において行う事業については2分の1以内、特定農業振興地域において行う事業については3分の1以内
	告示	土地改良事業等補助金交付要綱	事業名と内容－村づくり交付金－2生活環境整備－(2)山村居住環境基盤整備－コ滞在施設整備 (イ) 森林 コミュニティ環境整備 公営の宿泊施設、山村留学施設等の滞在施設周辺の生活環境の整備
	告示	林道事業補助金交付要綱	地域自主戦略交付金事業－森林居住環境整備事業 1 フォレスト・コミュニティ総合整備事業に要する経費
	静岡県 (平成24年01月31日現在) 抽出数5	規則	静岡県行政組織規則
	告示	地域支援推進事業費補助金交付要綱	第2 定義 (2) この要綱において「地域づくり団体」とは、次のいずれかに該当する団体をいう。ただし、指定都市の区域内のみを事業実施地域とする団体を除く。ア 地域社会の健全な発展を目的として、一定の地域の住民により自主的に結成された自治会、町内会等のコミュニティ団体
	告示	土地改良事業等補助金交付要綱	7 農村総合整備統合補助事業 補助率 (1) 採択基準欄の(2)に掲げる事業のうち農村公園緑地整備事業及び集落環境管理施設整備事業、(3)に掲げる事業のうちコミュニティ施設整備事業並びに(4)に掲げる事業にあつては、50パーセント以内
	告示	林業関係事業補助金交付要綱	8 フォレスト・コミュニティ総合整備事業
	条例	浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例	第2条 設置 浜名湖の恵まれた水辺の環境及び景観を生かし、多様なレクリエーションの場並びに産業及び文化の振興、県民交流並びに地域コミュニティの活性化に資する場を提供するとともに、園芸、庭園等に関する文化の発信及び園芸、庭園等に関する活動の場とすることを目的として、浜名湖ガーデンパーク(以下「ガーデンパーク」という。)を浜松市に設置する。 森林を基軸とした居住環境の整備を図るもの
京都府 (平成24年1月1日現在) 抽出数9	告示	フォレスト・コミュニティ総合整備事業補助金交付要綱	「台頭コミュニティセンター」など、施設の名称
	告示	公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があった施設	
	告示	地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱	第1条 趣旨 知事は、平成16年台風第23号により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建に係る補助金の交付事業を行った市町村に対し、当該事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。 (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
	規則	京都府組織規程	第36条の4 安心・安全まちづくり推進課
	告示	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金交付要綱	第3条 交付対象事業 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って行われる地域交流・連携の推進、地域経済の活性化、地域の知的創造、安心・安全対策の推進、地域コミュニティの創造等地域力の再生に資する次に掲げる活動とする。
	告示	京都府元気のある商店街づくり支援事業費補助金交付要綱	補助事業名 1 地域商店街にぎわいづくり支援事業 事業内容 (2) 空き店舗活用にぎわい支援事業 商店街振興組合、事業協同組合、任意団体、協同出資会社、商工会、商工会議所、特定会社、一般財団法人及び事業実行委員会が商店街等の空き店舗を購入し、又は借り受け、新規開業者向け貸店舗、コミュニティ施設（組合事業所を含む。）又はテナントミックスのための誘致店舗として改修し、及び運営する事業
	規定	京都府文書の保管、保存等に関する規程	文書分類表 4セーフコミュニティ（安心・安全まちづくり推進－事業推進－防犯まちづくり）
	告示	市町村自治振興補助金交付要綱	事業区分－7コミュニティ事業
	規定	公職選挙事務執行規程	「介護老人保健施設ケアコミュニティ淀」など、施設の名称
	兵庫県 (平成23年12月22日現在) 抽出数11	告示	市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定
	告示	市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定(2本)	「尾浜コミュニティホール」など、施設の名称
	告示	不在者投票のできる施設の指定	「介護老人保健施設 加西シニアコミュニティ」など、施設の名称
	規則	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	(3) 株式会社北摂 コミュニティ開発センター
	条例	県民ボランティア活動の促進等に関する条例	前文 未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、多くの掛け替えない人命と住み慣れた街並みが失われた。この震災の経験は、これまで築き上げてきた既存の社会システムの脆弱さを気付かせるとともに、来るべき21世紀の社会の在り方を私たちに問い掛けた。他方、家族や地域における身近な人々の助け合いは、コミュニティの大切さを改めて認識する契機ともなった。さらに、県内はもとより、国内外から駆け付けてくれた数多くのボランティアや各種団体の活動のうねりは、新しい時代の芽生えを感じさせ、私たちに明るい希望を与えてくれた。

(出所) 筆者作成

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (5/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
	告示 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針	第2 防犯に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等の基本的な考え方(2)居住者の帰属意識の向上及びコミュニティ形成の促進(領域性の強化)	住宅等に対する居住者の帰属意識が高まるよう、共同住宅の住棟の形態及び意匠、共用部分の管理方法並びに住宅地内の道路及び公園の意匠、管理方法等を工夫する。また、コミュニティの形成が促進されるよう、共同住宅の敷地内の配置計画、動線計画及び住棟計画、共用部分の維持管理計画及び利用計画並びに住宅地内の宅地、道路及び公園の配置計画等を工夫し、共同住宅の共用部分及び住宅地の公園、広場等の利用機会の増加を図る。
		第5 住宅地の構造、設備等 1 住宅地整備の計画(2)住宅地の全体計画	領域性を強化するため、道路、公園及び住宅地内の各住棟の色調を統一するなど、デザインによるイメージの向上等に留意することが望ましい。また、防災の観点から、避難動線の確保及び領域性の強化に努めるとともに、接近の制御を図るため、クルドサック(注6)、ループターン方式(注7)等の導入により、できる限り通過交通を排除することが望ましい。さらに、全体計画の策定においては、領域性を強化するため、住民相互の交流が図られ、コミュニティの形成が促進されるよう、住宅のまとまりに配慮する。
		2 住宅地の設計(2)道路	イ 工作物 植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。また、領域性の強化を図るため、幹線道路と区画道路との接続部におけるハンプ(段差)の設置、地区ごとの舗装の仕上げの工夫、コミュニティ道路の整備等により、地域の一体性を高める演出に配慮することが望ましい。
		第6 居住者等の防犯意識の醸成及び相互連携による取組 4 自主防犯体制の確立等(3)安全で安心な魅力あるまちづくりの推進	高齢化が進展する中、地域の見守りサービス、コミュニティ・ビジネス等の地域活動の展開は、住民相互のふれあいを促進するとともに、地域における監視性を向上させ、防犯性を高めることにつながるため、地域の福祉や景観づくりなど安全で安心な魅力あるまちづくりの活動を推進する。
	告示 旅館業法施行条例に基づき知事が指定する施設		「丸山コミュニティ・センター」など、施設の名称
	告示 (2本)	2 都市景観形成基準(1)建築物等に係る基準	区域 コミュニティロード沿線ゾーン(備考:コミュニティロード沿線ゾーンは社及び木梨の各一部の区域である。)
		豊岡市城崎町城崎温泉地区都市景観形成基準	1 豊岡市城崎町は1400年の伝統をもつ「歴史と文学といで湯のまち」として親しまれてきている。中心に位置する城崎温泉は、東には葎がそよぎ豊かな水をたたえながら静かに流れる円山川、三方には秋祭の舞台として生活の背景となっている緑豊かな山々という、自然に抱かれた温泉地である。温泉街の中央には玄武岩を積み重ねた護岸と昔ながらの石造りの太鼓橋が架かる大谿川が流れ、その川沿いにはしだれ柳や桜並木が続き、木造2・3階の屋並みが独自の景観をつくっている。また、この地区は、それぞれの道路が旅館の廊下のごとく、温泉客が浴衣姿で外湯めぐりを楽しむまじぐるみの温泉であり、和風の旅館街とあいまって、情緒豊かな温泉街をつくっている。 このような伝統的で魅力あるまちなみを保全し創造していくため、町の市街地景観基本計画により定められているゾーンのうち、城崎温泉街を構成する、①JR城崎駅から地蔵湯橋にかけての城崎温泉の玄関口として町民と観光客がふれあう「いで湯のまち コミュニティゾーン」、②地蔵湯橋から鴻の湯までの大谿川に沿っての太鼓橋、柳並木、桜並木と外湯、旅館・店舗などこの地の代表的景観をつくっている「いで湯のまちシンボルゾーン」、③大谿川上流にあつて四季の自然が豊かで、温泉寺や志賀直哉などの文人墨客の面影が残っている「いで湯のまちカルチャーゾーン」を都市景観形成地区とする。 したがって、当地区の景観形成の基本は、山々の「緑」に調和した「和」の温泉とそれに似合うぬくもりのある「温泉情緒」とし、特徴のある通りごとに基準を設定する。
	規定	企業庁組織規程	第5条 総務課の分掌事務
鳥取県 (平成24年3月24日現在) 抽出数2	議決 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	(34) 株式会社北摂 コミュニティ開発センターに関すること。 林道舗装事業(林道開設事業のうち広域基幹として実施した林道又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業のうち森林基幹として実施した林道)
		林道開設事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業(森林基幹)	林道開設事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業(森林管理道のうち利用区域の森林面積が500ヘクタール以上のもの)
	条例 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例	第7条 重点的に取り組む施策(1)安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの	カ 住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネス(県民等が中心となって地域が抱える課題を解決し導こうとする事業をいう。以下同じ。)の創出及び展開を図ること。
		(4)産業の振興に関する施策で次に掲げるもの	エ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
島根県 (平成24年01月01日現在)1	条例 島根県民いきいき活動促進条例	前文	わたしたちのふるさと島根では、先人によってはぐまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体(NPO)等による活動が活発に展開されるようになってきた。本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生きていきいきと暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果た
岡山県 (平成23年12月27日現在)10	訓令 岡山県庁文書保存分類表		コミュニティづくり、コミュニティ活動推進、コミュニティ助成事業、ニューメディアコミュニティ
	規則 岡山県市町村振興資金貸付規則	一般資金一貸付対象事業	一 教育文化施設、厚生福祉施設、保健衛生施設、コミュニティ施設、産業振興施設、スポーツ・レクリエーション施設、土木施設その他知事が特に必要と認めた公共施設等の整備事業
	規則 岡山県行政組織規則	第二十四条 県民生活交通課の事務(県民生活部)	一 コミュニティづくりの促進に関すること。
		第百三十三条 地域政策部の業務(県民局)	ハ コミュニティづくり及び消費者行政に関すること。
		第百三十三条の二 協働推進室の事務分掌(県民局)	十九 コミュニティづくり及びボランティア・NPO活動の推進に関すること。
	告示 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定	補助金等の名称一岡山県公衆浴場設備改善補助金	交付の対象となる事務又は事業の内容一風呂釜、パーナー、煙突、ろ過機、太陽熱利用温水設備、廃タイヤ燃焼器、タイラ張替並びにコミュニティ室の新設及び更新に要する経費

(出所) 筆者作成

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (6/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
岡山県	条例	岡山県防災対策基本条例	近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増加や台風の強度の増大が予測されている。 県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自
	条例	岡山県津山体育館条例	三 器具及び設備
	規則	岡山県児島湖環境保全条例施行規則	第二条 区域
	規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	1 一般廃棄物の排出及び処理の状況並びに処理計画 (2) し尿関係 ア 計画処理区域の状況 3 処理計画の概要 (2) 生活排水処理実施計画
	訓令	岡山県教育委員会文書保存分類表	4 学校教育 5 教育改革 3 特色ある学校づくり
	規則	店舗型風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設を定める規則	「岡山市出石コミュニティハウス」など、施設の名称
	山口県 (平成24年1月1日現在) 抽出数 1	条例	山口県使用料手数料条例
福岡県 (平成24年1月13日現在) 抽出数 3	告示	福岡県安全・安心まちづくり条例第15条第2項の規定に基づく犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	第1 通則 3 防犯の基本原則 (2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上(領域性の強化)
	告示	福岡県安全・安心まちづくり条例第16条第2項の規定に基づく犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	第1 通則 3 防犯の基本原則 (2) 居住者の共同意識の向上(領域性の強化)
	告示	公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定	「小森野校区コミュニティセンター」など、施設の名称
長崎県 (平成24年3月22日現在) 抽出数 9	規則	長崎県組織規則	第11条の2 環境部各課(室)の分掌事務 水環境対策課 (7) コミュニティ・プラントに関すること。
	告示	長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱	第11条の2 環境部各課(室)の分掌事務 廃棄物対策課 (4) し尿処理施設及びゴミ処理施設に関すること(コミュニティ・プラントに係るものを除く。)
	告示	長崎県水産部関係補助金等交付要綱	附 則 2 次に掲げる要綱は、廃止する。 (4) 長崎県 コミュニティ・ビジネス起業化トライ支援事業補助金交付要綱(平成15年長崎県告示第555-2号)
	告示	長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱	漁港漁場課関係 3 漁村コミュニティ基盤整備事業補助金 交付の目的 地域の暮らしや、コミュニティの発展に密接に関連する社会基盤の整備を図り、住民参加型の新しいコミュニティづくりを推進する。
	告示	長崎県農林部関係補助金等交付要綱	長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費(住まい対策拡充等支援事業分)補助金 生活、就労、住宅等の必要な支援を行い、求職中の困窮者等の就労機会の確保を図る。 (2) 社会的包摂・「絆」再生事業 ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者に対する、簡易宿泊所等の借上げによる一時的な宿泊場所の提供その他の援助を行う事業又はコミュニティが弱体化した地域において、社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域 コミュニティの振興を図る事業
	告示	長崎県企画振興部関係補助金等交付要綱	12 農政課、農業経営課、農地利活用推進室、農産園芸課、農産加工・流通室、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係 ー 1 構造改善加速化支援事業補助金 ー (5) 地域活性化支援事業 ー 補助事業の内容、対象経費等 地域住民による合意形成等を通じて、地域特産物の育成等農山村のコミュニティ・ビジネス等により、自ら地域の活性化に取り組む活動に必要な施設等の整備を支援する。 ア モデル集落型 イ 一般型
	告示	長崎県国体・障害者スポーツ大会部関係補助金等交付要綱	地域振興課関係 ー 2 長崎県離島体験滞在交流促進事業費補助金 ー 補助事業の内容、対象経費等 (4) 離島振興施設の耐震化、バリアフリー化推進事業 イ 過去に建設した離島開発総合センター及びコミュニティ・アイランド推進施設において、住民をはじめ他地域からの利用者が安全・安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進するための事業
	規則	長崎県環境影響評価条例施行規則	地域振興課関係 ー 8 地域コミュニティ再生交付金 ー 交付の目的 将来に向けて維持、発展できるような新たな地域コミュニティの仕組みづくりを推進する。
	規則	長崎県立職業能力開発校規則	地域振興課関係 ー 8 地域コミュニティ再生交付金 ー 補助事業の内容、対象経費等 地域コミュニティ再生事業において、モデル地区に選定されたコミュニティ団体が実施する地域活性化に向けた取組みを支援する。
	規則	長崎県立職業能力開発校規則	地域振興課関係 ー 8 地域コミュニティ再生交付金 ー 補助対象者 地域 コミュニティ再生事業において、知事がモデル地区(団体)に選定したもの 生涯スポーツ・レクリエーションの一層の生活化を図り、レクリエーション・スポーツ及び生涯スポーツの愛好者の拡大と組織の拡充を促進し、明るく、健康で活力ある コミュニティをつくることを目的とする。
熊本県 (平成24年4月1日現在) 抽出数 0	なし	なし	オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)を除く。以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業(1日当たりの処理能力が150キログラム以上であるものに限る。)
大分県	規則	大分県市町村振興資金貸付規則	対象施設の算定式 漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラント

(出所) 筆者作成

図表3-1 都道府県条例等における<コミュニティ>言及箇所 (7/7)

都道府県名	条例・規則・告示名	該当箇所	
大分県 (平成24年4月1日現在) 抽出数 6	条例	大分県減災社会づくりのための県民条例	前文
	条例	大分県生活環境の保全等に関する条例	第五十五条 生活排水の適正な処理
	告示	瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画	十 下水道等の整備の促進 2 その他生活排水処理施設の整備
	条例	大分県文化振興条例	前文
	指針	住宅における犯罪の防止に関する指針、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針並びに観光施設等における観光旅行者の安全確保に関する指針	第1 通則 一 3 犯罪の防止に配慮した住宅の考え方 一 (2) 防犯に配慮した企画・計画・設計の基本原則

(出所) 筆者作成

(2) 施設の固有名称

抽出された140件のうち最多であったのは、施設の固有名称として「コミュニティ」という語句が用いられていたもので、71件であった(図表3-1、網掛け部分)。例えば、「戸田ケアコミュニティそよ風」「丸山コミュニティセンター」「コミュニティルーム」など、公職選挙法に関わる施設指定(不在者投票のできる施設の指定、演説会を開催できる施設の指定)、旅館業法上の施設指定、建設工事請負等競争入札の施設名、施設利用料金などで、告示に掲載されて抽出されたものが多かった。わが国では、地域住民の集会所や福祉施設などに「コミュニティ」という名称を用いることが多々見受けられることが、この結果からは得られた。

(3) 条例前文

次に、条例前文に「コミュニティ」という語句が用いられているものが、8件抽出された。

- ① 「岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年3月27日岩手県条例第5号)」
- ② 「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例(平成20年12月24日福島県条例第80号)」
- ③ 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成14年3月26日福島県条例第17号)」
- ④ 「県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年9月25日兵庫県条例第39号)」
- ⑤ 「島根県県民いきいき活動促進条例(平成17年3月25日島根県条例第37号)」
- ⑥ 「岡山県防災対策基本条例(平成20年3月18日岡山県条例第6号)」
- ⑦ 「大分県減災社会づくりのための県民条例(平成21年3月30日大分県条例第31号)」
- ⑧ 「大分県文化振興条例(平成16年3月31日大分県条例第13号)」

これらの条例前文では「コミュニティ」という語句が、支え合い・身近な人々の結びつき・共助等というキーワードと共に使用されていた。これは「コミュニティ」という語句が、「住民組織等の居住生活の場における集団(以下、「居住生活集団」とする)」と捉えられ使用されていると考えることができる。

しかし、8件の条例前文の「コミュニティ」という語句が「居住生活集団」という意味で使用されていることは同様だが、その有り様については必ずしも一致していない。福島県の条例前文¹⁰⁶には比較的こうした居住生活集団が保たれているとされている一方、岡山県¹⁰⁷・大分県¹⁰⁸の条例前文では居住生活集団の衰退が懸念されている。また、兵庫県の条例前文¹⁰⁹には、阪神・淡路大震災がこうした居住生活集団の大切さを改めて認識する契機となったことが示されている¹¹⁰。

いずれにおいても、こうした居住生活集団の形成・活動促進が条例前文に示されるということは、居住生活集団という意味での「コミュニティ」が、広域自治を考える観点からも重要な位置付けとされていることが、明らかになった。

さらに、こうした居住生活集団の形成・活動の重要性が条例前文に示されるということは、団体自治ではなく住民自治の観点から条例を制定しようとする含意と、汲み取ることもできよう。

¹⁰⁶ 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成14年3月26日福島県条例第17号)」

¹⁰⁷ 「岡山県防災対策基本条例(平成20年3月18日岡山県条例第6号)」

¹⁰⁸ 「大分県減災社会づくりのための県民条例(平成21年3月30日大分県条例第31号)」

¹⁰⁹ 「県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年9月25日兵庫県条例第39号)」

¹¹⁰ 現代の共同性は「災害時に“発見”することができる」。田中重好(2007)『共同性の地域社会学』ハーベスト社

(4) 行政組織規則の事務

続いて、行政組織規則の事務に「コミュニティ」という語句が用いられていたものが、11都道府県の15事務において抽出された。ここでは、抽出されたこれらの事務を、先に定義した「広域自治体のコミュニティ政策の役割¹¹¹」の(c)または(d)のどちらに該当するかについて分類を行った(図表3-2)。

図表3-2 行政組織規則におけるコミュニティ関連事務

都道府県名	部局名	業務の概要	事務の役割
北海道	経済部経営支援局中小企業課	福祉など公共サービスの提供や地域課題の解決のため、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの育成・振興 ¹¹²	c
北海道	農政部農村整備課	就農者の育成、集落機能と生産活動が一体化したコミュニティづくりの支援	c
岩手県	広域振興局経営企画部地域振興センター	地域づくり団体・市町村の、地域づくり活動に関する情報収集や団体相互の広域交流	d
岩手県	政策地域部地域振興室	県内各地で実施されている、自分たちの住む地域の活性化のために自主的に取り組む団体の活動事例を紹介するHP「元気なコミュニティ100選」を作成	d
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課	地域コミュニティの課題への対応、住民の行う自主的なコミュニティ活動を推進	d
埼玉県	県民生活部NPO活動推進課 ¹¹³	地域支え合いの仕組みの普及・拡大	d
神奈川県	神奈川県立かながわ県民活動サポートセンターコミュニティカレッジ課	ボランティアやNPOなど、地域で活動する県民のための学びの場「コミュニティカレッジ」を開講	d
長野県	地域政策課	市町村その他の地方公共団体の行財政及びコミュニティの振興	d
静岡県	経営管理部自治局自治行政課	地域コミュニティコーディネーター養成講座の主宰、地域コミュニティ活動の事例収集	d
静岡県	経済産業部商工業局商工振興課	コミュニティビジネス起業支援	c
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課	「セーフ・コミュニティ ¹¹⁴ 」の推進。亀岡市(日本初のWHOセーフコミュニティの認証取得)をモデル地域として、府内全域への拡大化	d
兵庫県	企業庁総務課	第三セクター「株式会社北摂コミュニティ開発センター ¹¹⁵ 」の設置・運営	c
岡山県	県民生活部県民生活交通課	町内会や自治会活動の支援、地域づくりリーダー人材育成講義など	d

¹¹¹ 第二章、「図表2-8 実施主体別コミュニティ政策の役割」

(c) 広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること

(d) 基礎自治体のコミュニティ政策の補完

¹¹² 「現在、道内の多くの地域で、少子高齢化や過疎化が進行し、地域社会や地域経済の維持・発展に影響を与えています。また、行政における財政状況も厳しさを増し、行政だけでは、福祉など公共サービスの提供や地域課題の解決が難しくなっています。そのような中、NPO法人などをはじめとした社会的企業が地域の抱える課題を解決しようとする動きが活発になっており、道内においても、地域の経済活性化や新たな雇用の担い手として、社会的企業への関心が高まっています。本ガイドブックでは、中小企業やNPO法人等が行う地域課題の解決のための取組に対して、道の支援施策や道内で先行する社会的企業の優良事例等を掲載しています。現在、社会的事業に取り組んでいる事業者の皆様も、これから取り組もうとされている皆様にも、本ガイドブックをご活用いただき、今後の事業展開の礎となりますことを期待いたします。」北海道経済部経営支援局中小企業課(2012)『社会的企業支援ガイドブック』(「はじめに」全文)

¹¹³ 現在の名称は、共助社会づくり課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/> 2013(H25)年1月10日アクセス。

¹¹⁴ 「セーフコミュニティ」とは、スウェーデンの地方都市で始まった住民の手で安心・安全な社会をつくらうという運動で、WHO(世界保健機構)がこれを体系化し認証を行っている。

¹¹⁵ ショッピングモール等の用地・施設の、取得・建設・管理。

岡山県	県民局協働推進室	コミュニティ・ボランティア・NPOの活動を、備前・備中・美策の地域ごとに推進	d
長崎県	環境部水環境対策課	コミュニティ・プラント ¹¹⁶ に関すること	d

(注) 事務の役割 (c) 広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること

(d) 基礎自治体のコミュニティ政策の補完

(出所) 筆者作成

分類結果を見ると、(c)が4件、(d)が11件となった。(c)に分類されたものは、産業振興（コミュニティビジネス）に関連するものである。一方の(d)に分類されたものは、町内会や自治会活動の事例収集やそれらの広域交流、リーダー育成、ボランティアやNPO活動の学習支援等である。

この分類結果から、行政組織規則の事務に規定されるコミュニティ政策とは、その多くが「(d)基礎自治体のコミュニティ政策の補完（以下、「基礎自治体の補完」とする）」であること、また少数見受けられた「(c)広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること（以下、「広域コミュニティ政策」とする）」については、産業振興（コミュニティビジネス）を推進していることが、明らかとなった。

(5) その他

その他、広域自治体の条例等に「コミュニティ」という語句が用いられていたものには、「コミュニティ道路（宮城県、兵庫県）¹¹⁷」「コミュニティ住宅（千葉県、東京都）¹¹⁸」「コミュニティディベロップメント論（長野県）¹¹⁹」「森林コミュニティ（長野県、静岡県、京都府、鳥取県）¹²⁰」「コミュニティスクール（岡山県）」「コミュニティアイランド（長崎県）¹²¹」があった。

3-2 総合計画にみる広域自治体のコミュニティ政策

総合計画は、行政運営の総合的な指針となる、自治体が作成する計画である。首都圏の1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）が作成する最新の総合計画をもとに、各都県がコミュニティ政策をどのように捕捉しているかについて、分析を行った¹²²。

分析の方法は、各都県の総合計画から「コミュニティ」という語句を含む箇所を抽出し、それぞれがどのような文脈で使用されているのか、またそれが、先に定義した「広域自治体のコミュニティ政策の役割」の(c)または(d)のどちらに該当するか、分類を行ったものである¹²³。

¹¹⁶ 市町村が事業主体の汚水処理施設。環境省の管轄。

¹¹⁷ 「歩行者の通行を優先させるため、車両速度を抑制するハンプ・クランクや歩行者を物理的に分離するための縁石等を整備した道路」兵庫県交通安全対策会議（2011）『兵庫県交通安全計画』平成23年6月、p. 11

¹¹⁸ 「都営コミュニティ住宅：都営住宅のうち、国土交通大臣の承認を受けた密集住宅市街地整備計画に基づく密集住宅市街地整備促進事業（都が施行するものに限る）の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に使用させるため建設し、又は購入したものをいう」東京都「東京都営住宅条例（1997（H9）年10月16日条例第77号）」

¹¹⁹ 長野県看護大学大学院博士前期課程授業科目。

¹²⁰ 「フォレストコミュニティ：森林を基軸とした居住環境の整備」京都府「フォレストコミュニティ総合整備事業補助金交付要綱（2002（H14）年12月18日京都府告示第644号）」

¹²¹ 離島開発総合センターの整備事業「コミュニティアイランド推進事業」。わが国では、(S28)年に議員立法として「離島振興法」が成立し、(S48)年に「離島開発総合センター」予算が確保された。(財)日本離島センター(2010)『島の将来を考える研究会の報告書』平成22年7月

¹²² 東京都「2020年の東京」2011（H23）年12月、千葉県「輝け！ちば元気プラン」2010（H22）年8月、埼玉県「安心・成長・自立自尊の埼玉へ」2012（H24）年6月、神奈川県「かながわグランドデザイン基本構想」2012（H24）年3月、「かながわグランドデザイン実施計画プロジェクト編」2012（H24）年3月、「かながわグランドデザイン実施計画主要施策・計画推進編」2012（H24）年3月。

¹²³ 第二章、「図表2-8 実施主体別コミュニティ政策の役割」

その結果、1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）が作成する総合計画には、総数59件の「コミュニティ」という語句が使用されており、その内21件が(c)、37件が(d)、1件は分類せず（計画書の読み方の事例として掲載されていたため）となった（図表3-3）。

分類結果を見ると、総合計画には「(d)基礎自治体の補完」に分類される計画が多い。都県別には、東京都は(c)が多く、千葉県・埼玉県は(d)が計画のほとんどを占めており、神奈川県は(c) (d)共に9件ずつであった。「(d)基礎自治体の補完」に分類されたもののうち、総合計画上でコミュニティという語句がイメージしているのは、「居住地区の住民ネットワーク」が多くを占める。従来型のコミュニティ政策が、住民組織の促進・活用に比重を置いてきことから考えれば、当然の結果といえよう。

しかし、コミュニティのイメージを「居住地区の住民ネットワーク」と捉えた場合であっても、政策の役割は、(c) (d)のどちらにも置くことができる。例えば、東京都の[3. 発掘・育成したアスリートが地域スポーツに貢献する「東京アスリート・サイクル」を形成]と[4. 防災隣組の構築]は、いずれもコミュニティのイメージを「居住地区の住民ネットワーク」と捉えているが、前者は(c)、後者は(d)に分類される。「居住地区の住民ネットワーク」を、いかに広域課題と結び付けていくかが、広域自治体のコミュニティ政策の課題といえよう。

3-3 小括

本章では、広域自治体のコミュニティ政策について、各都道府県の条例等と総合計画をもとに現状分析を行った。自治体にとって、条例等や総合計画を作ること、保有することは、地方自治の存在根拠や正当化理由を満たすことにつながり、地域主権、地方分権を進めるうえで重要な意味を持つ。

分析結果は、広域自治体の条例等や総合計画などの文書上に規定されたコミュニティ政策とは、主に「居住地域の住民ネットワークの推進」を指し示していることが明らかになった。これは、居住生活集団という意味での「コミュニティ」が、広域自治を考える観点からも重要な位置付けとされている、と理解することができる。

しかし、先に示した「実施主体別コミュニティ政策の役割¹²⁴」に照らしてみると、居住生活集団への施策は「(d)基礎自治体の補完」が中心であり、「(c)広域コミュニティ政策」についての施策は、少数に留まっていた。地域主権、地方分権を進めるためには、広域課題と居住生活集団を結びつけて考える視点、さらに多様な集団の形成・推進に資する視点を、広域自治体のコミュニティ政策においては明確に示していく必要がある。

また、居住生活集団と共に、多様な集団の形成・推進を行うためには、一般に「コミュニティ政策」という言葉から連想される、居住生活、隣近所という既成概念からの脱却が必要となる。これは、行政も県民も相互に必要となる。そのため、条例等や総合計画にコミュニティという言葉を使用する際には、どのようなコミュニティをイメージして使っているのかを、明示していく必要もある。

(c) 広域にわたる観点での、多様な集団と行政との相互作用を通じて、県政機能の発揮を図ること

(d) 基礎自治体のコミュニティ政策の補完

¹²⁴ 第二章、「図表2-8 実施主体別コミュニティ政策の役割」

図表3-3 総合計画にみるコミュニティ政策 (1/2)

東京都「2020年の東京」2011(H23)年12月					
	使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
1	スマートコミュニティ	都営住宅跡地のスマートコミュニティモデル事業	c	エネルギーの効率的制御可能エリア	34
2	スマートコミュニティ	同上	c	同上	45
3	地域コミュニティ	発掘・育成したアスリートが地域スポーツに貢献する「東京アスリート・サイクル」を形成	c	居住地区の住民ネットワーク	63
4	相互支援のコミュニティ形成	防災隣組の構築	d	同上	86
5	コミュニティサイト	ソーシャルメディアを活用した帰宅困難者対策	c	インターネット上の人々の結びつき	87
6	地域コミュニティ施設	コミュニティの普及拡大のため容積率緩和	c	施設名	101
7	コミュニティサイクル	新たな都市生活スタイル確立のためICT技術活用による自転車の利用拡大	c	自転車移動できる都市空間	154
8	産業コミュニティ	産業集積の維持・促進	c	企業集積地区	158
9	多摩・産業コミュニティ	同上	c	同上	165
10	コミュニティサイト	外国人旅行者数増加のためのソーシャルメディアの活用	c	インターネット上の人々の結びつき	167
11	親子コミュニティカフェ	子育て支援施設	d	駅ナカ、駅チカの利用できるカフェ	179
12	地域コミュニティ	発掘・育成したアスリートが地域スポーツに貢献する「東京アスリート・サイクル」を形成	c	居住地区の住民ネットワーク	231
13	地域コミュニティ	防災隣組の構築	d	同上	237
千葉県「輝け！ちば元気プラン」2010(H22)年8月					
	使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
14	地域コミュニティ	高齢化に伴う医療・福祉ニーズの増加をふまえた、地域における支え合いの確立	d	居住地区の住民ネットワーク	10
15	地域コミュニティ	同上	d	同上	10
16	地域コミュニティ	県内の多様な主体が力を合わせ、人口減少社会へ対応	c	同上	12
17	地域コミュニティ	地域コミュニティを再生し、安全で豊かな暮らしを実現	d	同上	39
18	地域コミュニティ	同上	d	同上	40
19	地域コミュニティ	同上	d	居住地区、小・中学校区域の住民ネットワーク	44
20	地域コミュニティ	掲載内容の読み方(例として掲出)	—	—	60
21	地域コミュニティ	安全な地域社会づくりのため、地域住民の支え合いを促進	d	居住地区の住民ネットワーク	62
22	地域コミュニティ	同上	d	同上	97
23	地域コミュニティ	同上	d	同上	97
24	コミュニティ	同上	d	同上	97
25	地域コミュニティ	同上	d	同上	97
26	コミュニティ・ソーシャルワーカー	支え合う地域コミュニティの再生	d	同上	98
27	地域コミュニティ	同上	d	同上	98
28	コミュニティ福祉活動	同上	d	同上	98
29	地域コミュニティ	同上	d	同上	98
30	地域のコミュニティ	学校を核とした地域教育力	d	居住地区、小・中学校区域の住民ネットワーク	130
31	地域コミュニティ	同上	d	居住地区の住民ネットワーク	131
32	地域コミュニティ	商店街等には、地域コミュニティの担い手としての役割と、商業機能の充実の二つが期待されている	d	商店街等	159
33	地域のコミュニティ	豊かな住生活	c	居住環境	191

(出所) 筆者作成

図表3-3 総合計画にみるコミュニティ政策 (2/2)

埼玉県「安心・成長・自立自尊の埼玉へ」2012(H24)年6月				
使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
34 地域コミュニティ	地域コミュニティの弱体化	d	居住地区の住民ネットワーク	目次
35 地域コミュニティ	同上	d	同上	12
36 地域コミュニティ	同上	d	同上	12
37 地域コミュニティ	地域コミュニティを軸とした支え合い	d	同上	13
38 コミュニティ	住民組織が少ない、コミュニティが希薄	d	同上	43
39 コミュニティ	地域助け合い、コミュニティの構築	d	同上	43
40 地域コミュニティ	支え合う地域コミュニティの構築	d	同上	97
41 コミュニティ活動	NP0・大学等、多様な主体による地域支え合いの仕組の拡大	d	近隣エリアの多様な主体のネットワーク	238
神奈川県「かながわブランドデザイン実施計画」2012(H24)年3月				
使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
42 地域コミュニティ	くらしの安全・安心のため、地域コミュニティを再生	d	居住地区の住民ネットワーク	12
43 居住コミュニティ	住みやすい住まい・まちづくり	d	同上	27
神奈川県「かながわブランドデザイン実施計画」2012(H24)年3月				
使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
44 コミュニティカレッジ	ボランティア活動人材の育成	c	NP0人材	36
45 地域コミュニティ	地域コミュニティの弱体化による子育て不安	d	居住地区の住民ネットワーク	52
神奈川県「かながわブランドデザイン実施計画主要施策・計画推進編」2012(H24)年3月				
使用例	どのような文脈で使われているか	政策の役割	コミュニティのイメージ	該当頁
46 福祉コミュニティ	福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着	c	地域福祉コーディネーター、民生委員、児童委員	19
47 福祉コミュニティ	同上	c	地域福祉コーディネーター、民生委員、児童委員等の人材	20
48 地域教育コミュニティ	県立学校施設の開放や施設・人材を活用した各種講座の開催	c	生涯学習を実践する人々	23
49 地域教育コミュニティ	同上	c	地域教育コミュニティ	27
50 コミュニティ・カレッジ	新しい公共を担う多様な担い手の推進	c	ボランティア人材	30
51 居住コミュニティ	多世代近居まちづくり、県営団地活性化	d	居住地区の住民ネットワーク	32
52 地域のコミュニティ	住み慣れた地域コミュニティを確保しながら市街地活性化	c	同上	35
53 居住コミュニティ	多世代近居まちづくり、県営団地活性化	d	同上	35
54 居住コミュニティ	居住コミュニティの創出	d	県営阿久和団地の住民	38
55 コミュニティ形成	県立福祉大学の取組み	d	横須賀市民	45
56 福祉コミュニティ	福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着	c	地域福祉コーディネーター、民生委員、児童委員	61
57 居住コミュニティ	多世代近居まちづくり、県営団地活性化	d	居住地区の住民ネットワーク	61
58 福祉コミュニティ	障害者の地域生活を支える	c	地域福祉コーディネーター、民生委員、児童委員	62
59 居住コミュニティ	多世代近居まちづくり、県営団地活性化	d	居住地区の住民ネットワーク	62

(出所) 筆者作成

第4章 神奈川県におけるコミュニティ政策の検討

広域自治体のコミュニティ政策は、「自治体と市民との協働」「自治体と市民との間の中間的関係の構築」「コミュニティ型問題処理方式の多面展開」という目的のために必要とされており、これを推進することは、地方自治の強化を図るという意味を持つことを、前章までに述べた。特に、「逆転した共同性」という現実に鑑みれば、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことが、広域自治体のコミュニティ政策では可能となる。

ここでは、神奈川県のコミュニティの諸相、市民活動に対する県民意識、コミュニティ政策を概観し、神奈川県におけるコミュニティ政策の推進可能性について検討を行う。

4-1 神奈川県のコミュニティの諸相

(1) 町内会・自治会

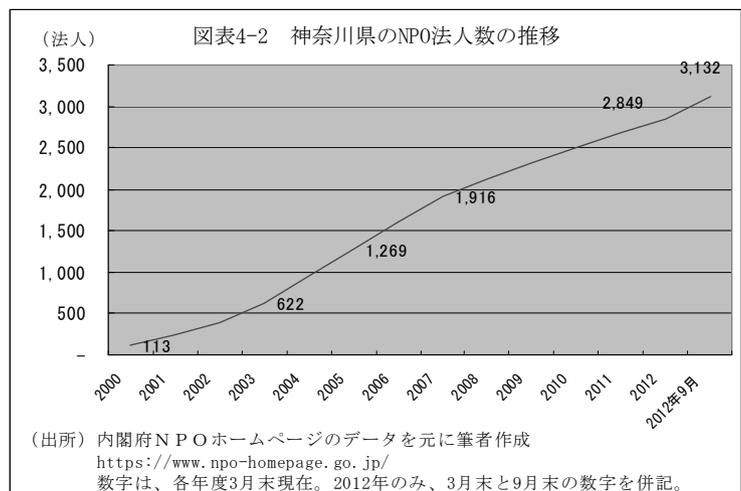
神奈川県のコミュニティの諸相、市民活動に対する県民意識、コミュニティ政策を概観し、神奈川県におけるコミュニティ政策の推進可能性について検討を行う。

(2) NPO

神奈川県における「特定非営利活動法人（NPO法人）」の数は3,132団体で（2012（H24）年9月30日現在、内閣府調べ）、東京都（9,251団体）、大阪府（3,236団体）に次いで、全国で3番目の数となっている（図表4-1、4-2）。

図表4-1 全国のNPO認証数

2012年9月			
東京都	9251	沖縄県	550
大阪府	3236	栃木県	542
神奈川県	3132	大分県	500
北海道	1875	奈良県	446
千葉県	1874	長崎県	434
兵庫県	1860	岩手県	410
埼玉県	1842	山梨県	395
愛知県	1660	山口県	394
福岡県	1634	愛媛県	390
京都府	1255	山形県	382
静岡県	1133	宮崎県	380
長野県	920	和歌山県	358
広島県	788	佐賀県	344
鹿児島県	773	石川県	343
群馬県	758	青森県	342
岐阜県	707	富山県	325
宮城県	680	秋田県	312
福島県	678	香川県	312
茨城県	668	徳島県	303
岡山県	659	高知県	296
熊本県	652	島根県	257
三重県	628	福井県	243
新潟県	597	鳥取県	228
滋賀県	581	計	46327

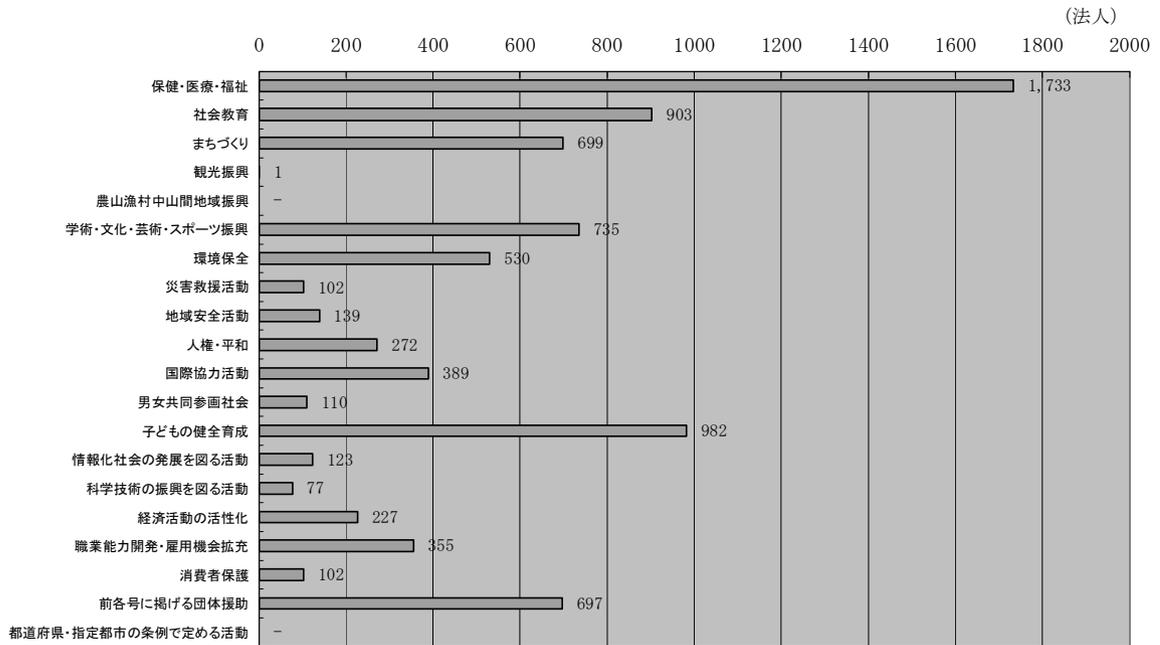


(出所) 内閣府NPOホームページのデータを元に筆者作成
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

¹²⁵ 第1章に全国の「地縁団体の名称別総数一覧」を掲載。

神奈川県におけるNPO法人の活動分野¹²⁶は、「保健・医療・福祉」関連が最も多く、これは全国平均と同様の傾向となっている（図表4-3）。

図表4-3 定款に記載された特定非営利活動の種類(複数回答)2012(H24)年9月30日現在、神奈川県

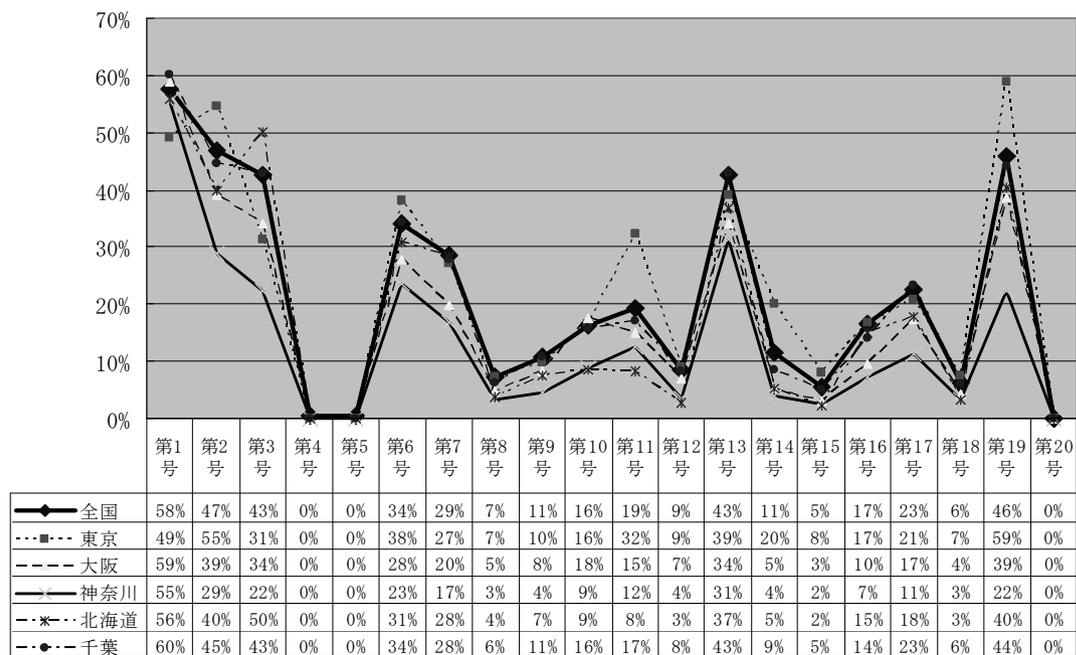


(出所) 内閣府NPOホームページのデータを元に筆者作成
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

神奈川県におけるNPO法人の活動分野と、全国平均、NPO法人認証数の上位4都道府県（東京都、大阪府、北海道、千葉県）との比較では、「第2号：社会教育の推進を図る活動」「第3号：まちづくりの推進を図る活動」「第6号：学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「第7号：環境の保全を図る活動」「第9号：地域安全活動」「第16号：経済活動の活性化を図る活動」「第17号：職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」「第19号：前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」の、8つの活動分野で、神奈川県は低いという特徴を持つ（図表4-4）。

¹²⁶ 活動分野は、20種類ある。各団体は、複数の活動分野を定款に登録するため、合計は100とはならない。各活動分野登録団体数／2012(H24)年9月30日現在の登録団体数。

図表4-4 活動分野別の全国平均比較（2012年9月30日現在）



(出所) 内閣府NPOホームページのデータを元に筆者作成
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

(3) ボランティア団体

神奈川県における「ボランティア団体」とは、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と「ボランティア団体」、「市民活動団体」を含めたものを指し¹²⁷、神奈川県では、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築を目指して、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（平成22年3月26日、条例第1号）」を制定している¹²⁸。この条例に基づいて取り組んだボランティア団体と県との協働は、平成23年度には114事業となっており、多様なボランティア団体との協働が見受けられる¹²⁹。

神奈川県におけるボランティア団体数について一覧できる統計はないが、神奈川県のホームページから、いくつかの情報入手を試みた。

- ▶ かながわ県民活動サポートセンター利用団体情報データベース「KaNa Pioステーション（Kanagawa Pioneer Station）」¹³⁰では、2,345団体の情報を得ることができる。

¹²⁷ 神奈川県における「ボランティア団体」とは、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と「ボランティア団体」、「市民活動団体」を含めたもの、すなわち内閣府の考えるNPO（本論第1章、図表1-3）と同じ範囲をいう。また、ボランティア団体にボランティアを行う個人を含めたものは、「ボランティア団体等」と称している。神奈川県県民局県民活動部NPO協働推進課（2010）『ボランティア団体等と県との協働の推進のための手引き（平成22年4月）』

¹²⁸ 「この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。」神奈川県「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（平成22年3月26日、条例第1号）」、第1条目的。

¹²⁹ 神奈川県ホームページ「ボランティア団体等と神奈川県の協働の取組み（平成23年度）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6187/> 2012(H24)年12月7日アクセス。

¹³⁰ このデータベースは、ボランティア団体相互の連携促進を目的として、サポートセンター利用団体から提出された「利用団体整理票」の記載事項のうち、各団体が公開を了承した事項について掲載するもので、掲載している内容は、自己申告された内容そのまま掲載しているものであり、最新情報とは限らないこと、また、サポートセンターとして各団体を推薦するものではない。神奈川県ホームページ「かながわ県民活動サポートセンター」「KaNa Pioステーション（Kanagawa Pioneer Station）」

- 神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の団体・グループ情報検索画面により調べると、9,701件の団体・グループが登録されている¹³¹。
- 神奈川県教育委員会では、2006(H18)年度から高校生のボランティア活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、高校生が自主的なボランティア活動をするときの拠点施設として、県生涯学習情報センター内に高校生ボランティアセンター（愛称：friends）を開設している¹³²。
- 環境農政局農政部農地保全課のホームページでは、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」により認定された里地里山活動協定に基づき活動する14の団体の情報を見ることができる¹³³。
- 自然環境保全センターのホームページでは、丹沢大山で自然環境の保全に関するボランティア活動をしている団体によるネットワーク「丹沢大山ボランティアネットワーク」（略称：丹沢ボラネット）に参加している34の団体を紹介している¹³⁴。
- 『かながわの安全防災・資料編（平成23年版）¹³⁵』によれば、町内会・自治会等を含む自主防災組織数は7,288団体となっている（2011(H23)年4月1日現在）。また同資料の民間防火組織の現況によれば、神奈川県内の婦人防火クラブは137、幼年消防クラブは155、少年消防クラブは15である（2011(H23)年5月1日現在（婦人防火クラブは2011(H23)年4月1日現在））。
- 教育局支援教育部子ども教育支援課のホームページでは、県内の義務教育の学校に在籍している弱視の児童や生徒のために「拡大教科書¹³⁶」などを製作する、18のボランティア団体を見ることができる。

（４）外国人コミュニティ

神奈川県には、161カ国（出身地）、約16万8千人の外国人住民が暮らしており（図表4-5）¹³⁷、都道府県別では東京、大阪、愛知に続いて、第4位となっている¹³⁸。

（財）かながわ国際交流財団の『外国人コミュニティ調査報告書¹³⁹』は、団体としての形態が整っているコミュニティに限らず同国人同士の活動やネットワークも含めた26の外国人コミュニティに、生活上の課題や東日本大震災時の状況等について、ヒアリング調査を行ったものである。同調査によれば、1995(H7)年の阪神淡路大震災では「災害弱者」としての外国人被災者の存在がクローズアップされたが、2011(H23)年3月に起きた東

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100486/p17402.html> 2013(H25)年2月27日アクセス。

¹³¹ 神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」ホームページ「団体・グループ情報検索画面」

<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/group.html> 2013(H25)年2月22日アクセス。

¹³² 神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」ホームページ「神奈川県高校生ボランティアセンター」

http://www.planet.pref.kanagawa.jp/k_vol/k_vol_top.htm 2013(H25)年2月22日アクセス。

¹³³ 神奈川県環境農政局農政部農地保全課ホームページ「里地里山の保全等の活動団体の紹介」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p327323.html> 2013(H25)年2月22日アクセス。

¹³⁴ 神奈川県自然環境保全センターホームページ「丹沢大山ボランティアネットワーク参加団体」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p4823.html#member> 2013(H25)年2月22日アクセス。

¹³⁵ 神奈川県（2012）『かながわの安全防災・資料編』平成23年版消防年報

¹³⁶ 「拡大教科書」とは、ひとり一人の弱視の程度に合わせて、手書きやパソコンなどにより、通常の教科書（検定済教科書）の

文字や図表・イラストなどを拡大したもの。教育局支援教育部子ども教育支援課のホームページ「ボランティア団体の紹介」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6681/p20483.html> 2013(H25)年2月21日アクセス。

¹³⁷ 神奈川県県民局くらし文化部国際課ホームページ「県内外国人登録者統計」

<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p412624.html> 2013(H25)年2月22日アクセス。

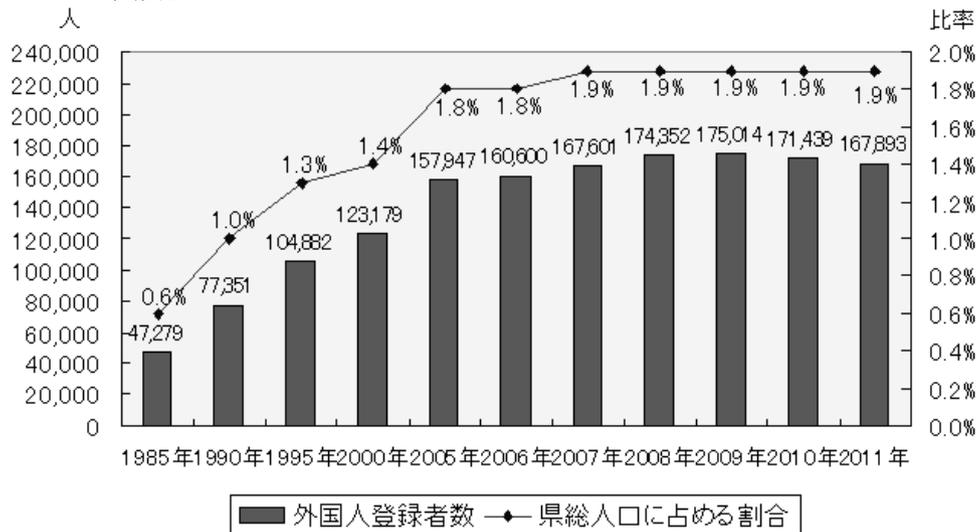
¹³⁸ 東京40万5千人、大阪20万6千人、愛知20万人。法務省ホームページ「登録外国人統計統計表」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html 2013(H25)年2月22日アクセス。

¹³⁹ （財）かながわ国際交流財団（2012）『外国人コミュニティ調査報告書—ともに社会をつくっていくために—』（財）かながわ国際交流財団

日本大震災では、神奈川県内の外国人が被災地への「支援活動」に積極的に関与していたことが明らかになったと示されている。また、東日本大震災をきっかけに「外国人住民の日本社会への帰属意識に変化が見られた」ことが述べられており、「第二の故郷」あるいは「自分が生まれ育った場所」である「日本社会への連帯の感覚を強めている人々がいる」ことが示唆されたという。

図表4-5 外国人登録者数の推移と県民比



(注) 各年12月31日現在のデータ

(出所) 神奈川県県民局暮らし文化部国際課ホームページ「県内外国人登録者統計」

<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p412624.html>

この他、神奈川県内の外国人留学生数は、7,828人となっている（2012(H24)年5月1日現在）¹⁴⁰。

(5) 経済団体

神奈川県内には地域の企業、事業者、経営者等を組織する、(社)神奈川県商工会議所連合会、(社)神奈川県経営者協会、(社)神奈川県経済同友会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会などの経済団体があり、地域社会の発展に貢献している。

(6) 公益法人

新公益法人制度（2008(H20)年12月1日施行）¹⁴¹における神奈川県内の公益法人数は、239件（全国では9,339件）となっている（2012(H24)年12月12日現在）¹⁴²。

また、神奈川県ホームページ「公益法人一覧表」には、373件の公益法人が所管室の内訳ごとに掲載されている。同資料によれば、政策局6件、総務局10件、安全防災局8件、県民局33件、保健福祉局138件、商工労働局49件、県土整備局45件、企業庁5件、警察本部7件、教育局72件となっている¹⁴³。

¹⁴⁰ 神奈川県内の大学、大学院、短期大学、大学校、専修学校（専門課程）、高等専門学校において教育を受ける外国人留学生で、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定める「留学」の在留資格により在留する者。神奈川県県民局暮らし文化部国際課「平成24年度神奈川県内大学等在籍留学生調査結果」

¹⁴¹ 民による公益の増進を目指して、2001(H13)年度以降、公益法人制度の改革が行われ、2008(H20)年12月1日に「新公益法人制度」が施行された。一般社団・財団法人のうち、認定法に認められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて、公益社団・財団法人となる。2013(H25)年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行う必要がある。

¹⁴² 「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」 https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html 2012(H24)年12月12日アクセス。

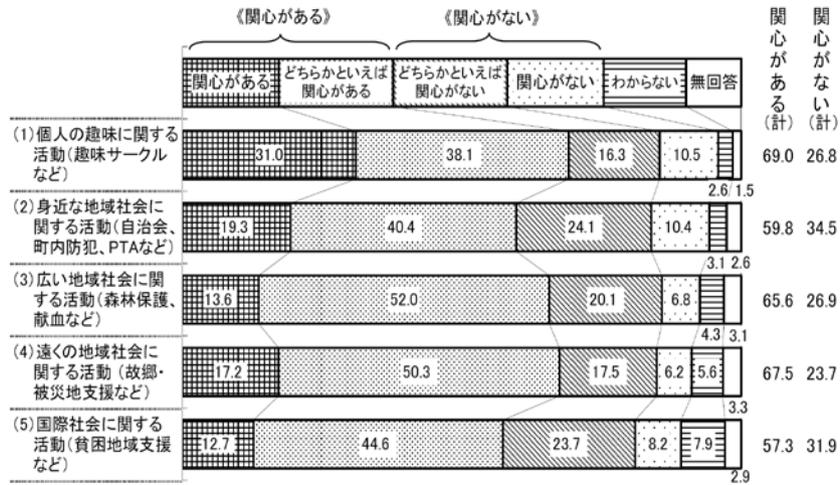
¹⁴³ 神奈川県ホームページ「公益法人一覧表」 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41102/> 2013(H25)年2月22日アクセス。

4-2 市民活動に対する県民意識

神奈川県が実施した「県民ニーズ調査」¹⁴⁴で、5つの市民活動への関心について尋ねたところ、いずれの活動についても「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた《関心がある》は5割を超え、特に、〔(1)個人の趣味に関する活動〕〔(3)広い地域社会に関する活動〕〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕(それぞれ69.0%、65.6%、67.5%)では、6割を超えた(図表4-6)。

神奈川県民の市民活動への関心は、5つの活動全てにおいて高く、広い分野に関心を寄せているといえる。

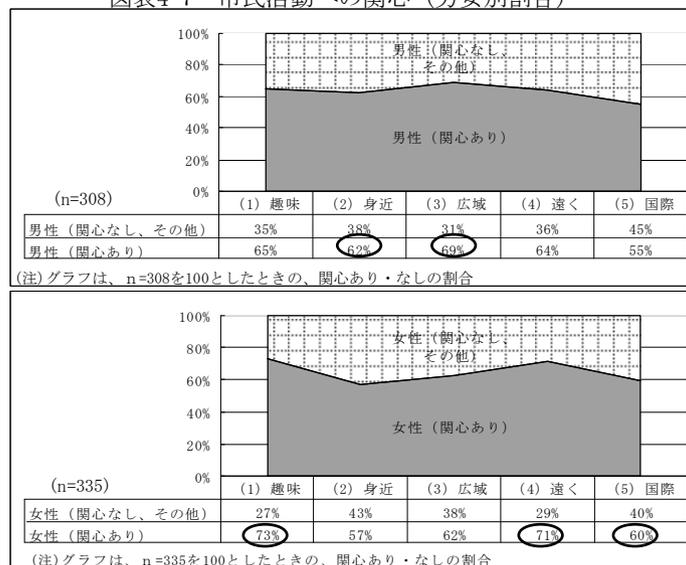
図表4-6 市民活動への関心 (n=646) (%)



(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」

市民活動への関心について男女別割合の比較を行ったところ、〔(1)個人の趣味に関する活動〕〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕〔(5)国際社会に関する活動〕は、男性よりも女性のほうが高い関心を持っている(それぞれ女性73.0%、71.0%、60.0%)。また、〔(2)身近な地域社会に関する活動〕〔(3)広い地域社会に関する活動〕は、女性よりも男性のほうが高い関心を持っている(それぞれ男性62.0%、69.0%) (図表4-7)。

図表4-7 市民活動への関心(男女別割合)



(注) 丸印は、各活動ごとに男女比較で高いもの。

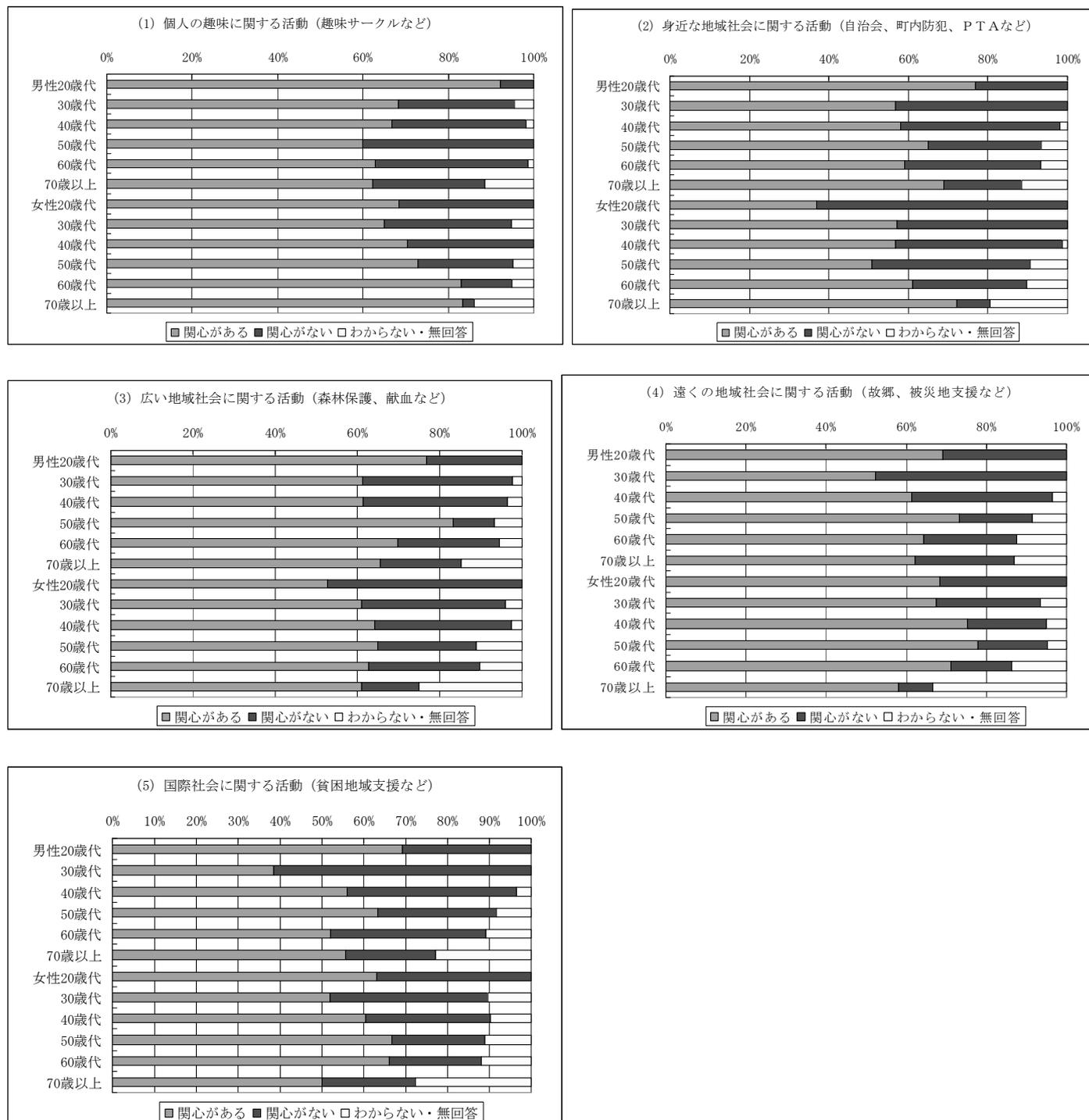
(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」をもとに筆者作成

¹⁴⁴ 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」

各市民活動への関心について男女別・年代別の比較を行った結果は、以下のとおりである（図表4-8）。

〔(1)個人の趣味に関する活動〕は、20歳代男性と、60～70歳代女性の関心が高い。女性は、年代が上がるにつれて関心が高まる傾向にある。〔(2)身近な地域社会に関する活動〕は、20・50・70歳代男性と、70歳代女性の関心が高い。〔(3)広い地域社会に関する活動〕は、20・50歳代男性の関心が高い。〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕は、20・50歳代男性と、40～60歳代女性の関心が高い。〔(5)国際社会に関する活動〕は、20歳代男性と、50～60歳代女性の関心が高い。

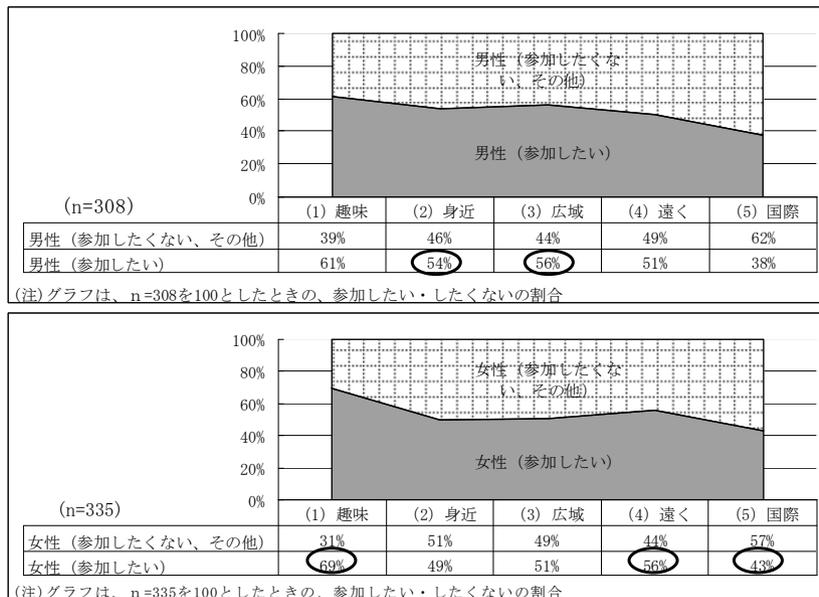
図表4-8 市民活動への関心（男女別・年代別の比較）



〔出所〕神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」を元に筆者作成

市民活動への参加意向について男女別割合の比較を行ったところ、〔(1)個人の趣味に関する活動〕〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕〔(5)国際社会に関する活動〕は、男性よりも女性のほうの参加意向が高い（それぞれ女性69.0%、56.0%、43.0%）。また、〔(2)身近な地域社会に関する活動〕〔(3)広い地域社会に関する活動〕は、女性よりも男性のほうの参加意向が高い（それぞれ男性54.0%、56.0%）（図表4-9）。市民活動への関心と参加意向の男女比は、両者共に、〔(1)個人の趣味に関する活動〕〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕〔(5)国際社会に関する活動〕は、女性のほうが高く、〔(2)身近な地域社会に関する活動〕〔(3)広い地域社会に関する活動〕は、男性のほうが高いという結果であった。

図表4-9 市民活動への参加意向（男女別割合）



(注) 丸印は、各活動ごとに男女比較で高いもの。

(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」をもとに筆者作成

市民活動に参加しているか、今後参加したいと思うか、5つの活動について尋ねたところ、いずれの活動についても「現在、参加していないが、今後は参加したい」が最も多く、〔(3)広い地域社会に関する活動〕と〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕（それぞれ46.1%、46.0%）では4割台となり、〔(1)個人の趣味に関する活動〕と〔(5)国際社会に関する活動〕（それぞれ39.3%、33.7%）でも3割を超えた（図表4-10）。

これらの結果は、多くの県民が、様々なレベルでの市民活動に関心を寄せており、また今後参加をしたいと考えていることを示している。特に、〔(3)広い地域社会に関する活動〕と〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕には、関心・参加意向の両方で高い結果が出ており、広域の問題意識を持つ県民が多いことが、特徴といえる¹⁴⁵。

神奈川県のコミュニティ政策推進にあたっては、広域の問題意識を持つ県民が多いということをふまえて、県民の関心・参加意向を行動に変えていくことが求められよう。

¹⁴⁵ 〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕への関心・参加意向の高さは、2011(H23)年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、寄付やボランティアに対する関心が高まったことも要因のひとつといえよう。

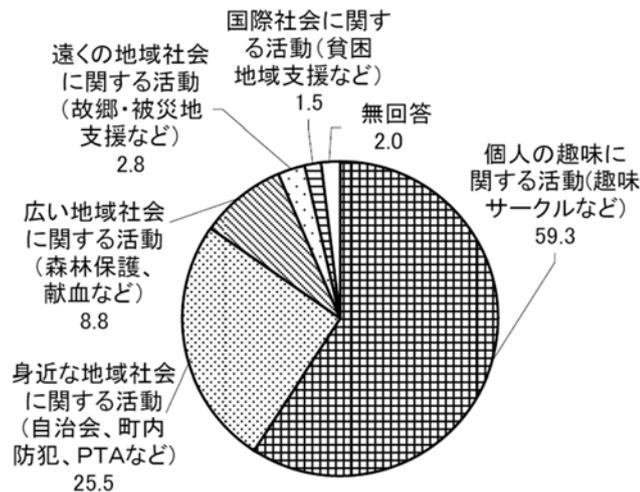
図表4-10 市民活動への参加状況と今後の参加意向 (n=646) (%)

	現在、参加しており、 今後も参加したい	現在、参加しているが、 今後は参加したくない	現在、参加していない が、今後は参加したい	現在、参加しておらず、 今後は参加したくない	わからない	無回答
(1) 個人の趣味に関する 活動(趣味サークル など)	26.0	39.3	18.9	12.7		
(2) 身近な地域社会に 関する活動(自治会、 町内防犯、PTAなど)	23.7	3.4	27.6	24.9	16.9	3.6
(3) 広い地域社会に関 する活動(森林保護、 献血など)	7.3	46.1	21.8	18.6		5.9
(4) 遠くの地域社会に 関する活動(故郷・ 被災地支援など)	7.3	46.0	18.9	22.4		5.1
(5) 国際社会に関する 活動(貧困地域支援 など)	6.8	33.7	26.6	27.2		5.4
	0.2					

(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」

続いて、最も参加しやすい活動を尋ねたところ、「個人の趣味に関する活動」(59.3%)が約6割で最も多く、次いで「身近な地域社会に関する活動」(25.5%)が2割台であった(図表4-11)。

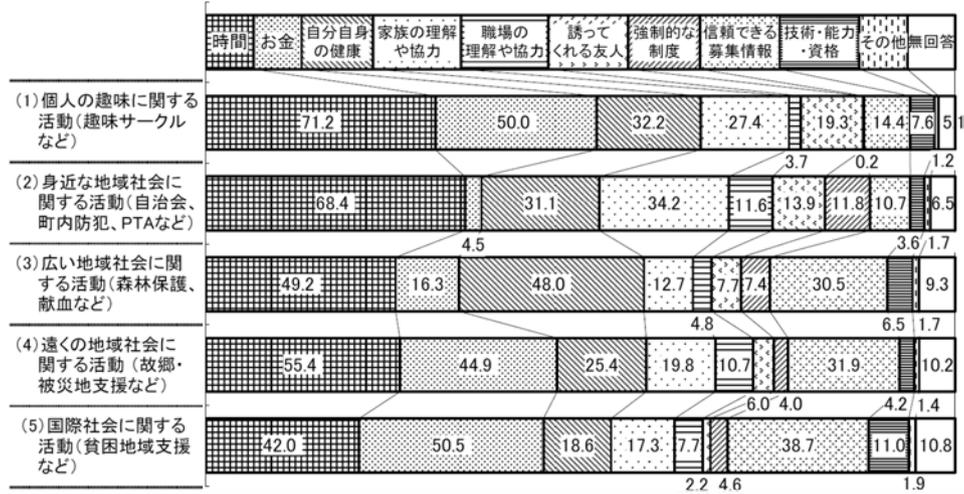
図表4-11 参加しやすいと思う活動 (n=646) (%)



(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」

また、市民活動に参加するために必要だと思うものを、5つの活動について、複数回答(3つまで)で尋ねたところ、[(1)個人の趣味に関する活動]、[(4)遠くの地域社会に関する活動]、[(5)国際社会に関する活動]では、「時間」(それぞれ71.2%、55.4%、42.0%)と「お金」(それぞれ50.0%、44.9%、50.5%)が多かった。[(2)身近な地域社会に関する活動]と[(3)広い地域社会に関する活動]では「時間」(それぞれ68.4%、49.2%)が最も多く、次いで、[(2)身近な地域社会に関する活動]では「家族の理解や協力」(34.2%)が3割台で、[(3)広い地域社会に関する活動]では「自分自身の健康」(48.0%)が4割台であった(図表4-12)。

図表4-12 活動に参加するために必要なもの (n=646) (%)



(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」

さらに、5つの活動ごとに、市民活動に参加するために必要だと思うもの、回答数の多い上位3つに丸をつけた(図表4-13)。こうしてみると、全ての活動について、時間が必要とされていることが窺える。そして特徴的なのが、[(3) 広い地域社会に関する活動]、[(4) 遠くの地域社会に関する活動]、[(5) 国際社会に関する活動]では、「信頼できる募集情報」(それぞれ30.5%、31.9%、38.7%)が、その他の活動に比して必要とされている。

図表4-13 活動に参加するために必要なもの(複数回答) (n=646)

上段: 実数
下段: %

	全体	時間	お金	自分自身の健康	家族の理解や協力	職場の理解や協力	誘ってくれる友人	強制的な制度	信頼できる募集情報	技術・能力・資格	その他	無回答
(1) 個人の趣味に関する活動(趣味サークルなど)	646	460	323	209	177	24	125	1	93	49	8	33
	100.0	71.2	50.0	32.2	27.4	3.7	19.3	0.2	14.4	7.6	1.2	5.1
(2) 身近な地域社会に関する活動(自治会、町内防犯、PTAなど)	646	442	29	209	221	75	90	76	69	23	11	42
	100.0	68.4	4.5	31.1	34.2	11.6	13.9	11.8	10.7	3.6	1.7	6.5
(3) 広い地域社会に関する活動(森林保護、献血など)	646	318	105	310	82	31	50	48	197	42	11	60
	100.0	49.2	16.3	48.0	12.7	4.8	7.7	7.4	30.5	6.5	1.7	9.3
(4) 遠くの地域社会に関する活動(故郷・被災地支援など)	646	358	290	164	128	69	39	26	206	27	9	66
	100.0	55.4	44.9	25.4	19.8	10.7	6.0	4.0	31.9	4.2	1.4	10.2
(5) 国際社会に関する活動(貧困地域支援など)	646	271	326	120	112	50	14	30	250	71	12	70
	100.0	42.0	50.5	18.6	17.3	7.7	2.2	4.6	38.7	11.0	1.9	10.8

(注) 丸印は、各活動ごとの、参加するために必要なもの上位3つ。

(出所) 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」をもとに筆者作成

これらのことから推測されるのは、神奈川県には広域の問題意識を持つ県民が多いものの、信頼できる募集情報が得られず、実際の参加を躊躇している県民が存在する、ということである¹⁴⁶。

信頼できる募集情報が少ないのか、情報の周知がなされていないのか、情報へのアクセスが遮断されているのか、様々な要因が考えられるが、神奈川県のコミュニティ政策が、基礎自治体のコミュニティ政策の補完にだけ注力してきたことはなかったか、考えてみる必要がある。神奈川県は、これまでも県民のボランティア活動等の市民活動の推進を積極的に行ってきたが、身近な地域社会に関する、狭域の問題意識を持つ県民ニーズには応えてきたが、広域の問題意識を持つ県民ニーズをキャッチする体制となっていたか、広域の問題意識を行動に変える政策を行ってきたか、再考が求められよう。

4-3 神奈川県のコミュニティ政策

(1) 神奈川県のコミュニティ政策のはじまり

神奈川県の過去の総合計画¹⁴⁷から、神奈川県がコミュニティ政策を大きく打ち出した時点を捉えようとするならば、1973(S48)年11月に策定の『神奈川県新総合計画¹⁴⁸』（津田文吾知事）を挙げることができよう。当時の総合計画の位置付けは、国土総合開発法制定公布に伴い全国で策定された[総合開発計画]とされているが、そこに「人口の適正規模と産業の適正配置の方向を明らかにし、自然の尊重と人間性の回復を基調とした「福祉優先の豊かな地域社会の実現」をめざすものである」と述べられているように、人口や産業などの適正数を示し¹⁴⁹つつ「福祉優先」という観点を打ち出している点が新しい。

同計画の問題意識は、「これまでの高度経済成長の過程のなかで、経済合理性を追求するのあまり、人間を尊重する施策が立ち遅れたことは否めない事実である。人が人として尊重され、人間らしさを取り戻す“人間性の回復”が大きな課題となっている。¹⁵⁰」という文章に表れているように、昭和44年に国民生活審議会が作成した『コミュニティ生活の場における人間性の回復—¹⁵¹』と同様の問題意識にある。すなわち、国民生活審議会コミュニティ問題小委員会が、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任制にもとづいて、多様化する各種の住民要求と相違を実現する集団たるコミュニティづくり」を、その解として示したものである。これは、わが国のコミュニティ政策が、巨大開発方式を打ち出した新全国総合開発計画と、国民生活審議会が作成した『コミュニティ生活の場における人間性の回復—¹⁵²』という報告の二つを両輪として推進してきたことと同様の動きである。国主導かつ実施主体は基礎自治体という、わが国で一般的に捉えられるコミュニティ政策の中で、神奈川県は、居住生活に関わる比較的狭域の課題について推進される、基礎自治体のコミュニティ政策の補完的役割を担ってきたといえる。

(2) 神奈川県のコミュニティ政策に関わる先行調査

神奈川県では、地域課題解決に向けて、また地域の実情を踏まえた様々な政策形成を支援するため、1977(S52)年より庁内に政策研究組織を設けて研究が行われてきた¹⁵³。現在ホームページ上で紹介されている

¹⁴⁶ 個人の趣味に関する活動や、身近な地域社会に関する活動については、信頼できる募集情報へのニーズはそれほど高くない。

¹⁴⁷ 神奈川県の総合計画は、1955(昭和29)年「第一回総合開発計画」に始まる。

¹⁴⁸ 神奈川県(1973)『神奈川県新総合計画』昭和48年11月、p.4

¹⁴⁹ 当時の総合計画は、国土総合開発法制定公布に伴い、全国で策定された「総合開発計画」を指していることから、人口や産業などの適正数という点が問題とされていた。

¹⁵⁰ 神奈川県(1973)『神奈川県新総合計画』昭和48年11月、p.4

¹⁵¹ 国民生活審議会(1969)『コミュニティ生活の場における人間性の回復—』国民生活審議会調査部会

¹⁵² 国民生活審議会(1969)同上書

¹⁵³ 神奈川県の政策研究は、1977(S52)年に発足の「公務研修所」から始まり、1980(S55)年に「自治総合研究センター」を創設し、現在は、2010(H22)年に設置された「政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～」に引き継がれている。過去の研究蓄

126本の研究蓄積のうち、コミュニティ政策に関わる研究としては、以下のものが挙げられる。

ア. 市民ニーズの汲み取り、市民参加という観点

- 『住民参加と県行政』1978(S53)53年7月
- 『地域特性と住民意識』1980(S55)年8月
- 『地域社会と住民運動』1985(S60)年9月
- 『行政手続と住民参加に関する研究』1986(S61)年3月
- 『神奈川の地域構造と生活圏』1998(H10)年3月

イ. 協働という観点

- 『県政への市町村参加の理論と実態』1980(S55)年8月
- 『地域と大学の連携』1989(H1)年9月
- 『地方自治と市民ボランティア活動』1992(H4)年9月
- 『参加型社会におけるNPOの役割』1998(H10)年3月
- 『新たな地域福祉の推進について』2001(H13)年3月
- 『NPOとの協働の新たな展開』2008(H20)年3月

ウ. 外国人コミュニティの研究

- 『開かれた地域社会に向けて—神奈川に在住する外国人との共生—』2002(H14)年3月

(3) 総合計画上のコミュニティ政策

神奈川県総合計画は、「県政運営の総合的・基本的指針として、神奈川の将来のあるべきすがたを描き、それに向けて県がどのような政策を展開するのか、県民の皆さんにお示しするもの¹⁵⁴」である。現在は『かながわグランドデザイン』という名称で、基本構想（目標年次：2025(H37)年）と実施計画（計画期間：2012(H24)～2014(H26)年度の3年間）が示されている¹⁵⁵。

総合計画を用いた分析は第3章で行ったが、ここでは、コミュニティに関して具体的にどのような文脈で記載されているのか、概覧する。

ア. 『かながわグランドデザイン／基本構想¹⁵⁶』全59ページの文中には、「コミュニティ」という語句が2箇所用いられている。

① 地域コミュニティ（該当頁：12ページ）

基本的視点8項目の内の一つ「くらしの安心・安全を確保します」の中で用いられている（傍線筆者）¹⁵⁷。

積は神奈川県ホームページで見ることができる。神奈川県 政策局 総合政策部 総合政策課 横浜西駐在事務所 政策研究・大学連携センター ～シンクタンク神奈川～ ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7282/>

¹⁵⁴ 神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4895/p14184.html> 2012(H24)年4月アクセス。

¹⁵⁵ 2012(H24)年度以前は「神奈川力構想」（2007年7月策定）という名称で、概ね20年後の2025(H37)年を展望した「基本構想」と、2007(H19)年度から2010(H22)年度までの4年間における県の取り組みを示した「神奈川力構想・実施計画」を策定・推進してきた。

¹⁵⁶ 神奈川県『かながわグランドデザイン／基本構想』2012(H24)年3月。

目標年次を2025(H37)年として、政策の基本目標や方向性が示されている。

¹⁵⁷ 基本的視点8項目は、決意表明形式で示されている。(1)神奈川からエネルギー政策を転換します(2)環境と共生した持続可能な社会づくりを進めます(3)くらしの安全・安心を確保します(4)地域に活力を生み出します(5)少子化、高齢化への対応を進めます

人と人とのつながりが弱くなっていることなどにより、子ども、若者、子育て家庭、高齢者など様々な世代で個人の孤立が問題となっています。こうした中で発生した東日本大震災では、特に社会的に弱い立場にある人たちが避難する際に困難に直面するなど、課題が浮き彫りになりましたが、一方で、地域や家庭のつながりの大切さを見直す動きも出てきています。また、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染により、食品や土壌等から放射性物質が検出されるなど、生活をとりまく環境に不安が生じています。

このため、県は、地震防災対策の抜本的な見直しを行い、大規模地震や津波などに備えた安全で安心な地域社会づくりをさらに強化します。あわせて、様々な施策を通じた地域コミュニティの再生や、くらしの安全・安心の確保などに取り組みます。

② 居住コミュニティ（該当頁：27ページ）

7つの政策分野⁵⁸の内の一つ「県土・まちづくり」の中における、政策の基本方向4つ⁵⁹の内の一つ「美しく住みやすい住まい・まちづくり」において、用いられている（傍線筆者）。

- ・ 県民やNPOなど多様な担い手の参画により、神奈川の持つ貴重で多様な自然や歴史的・文化的な景観の保全・創造・修復を図るとともに、みどり豊かで調和のとれた都市景観を実現します。
- ・ 生活基盤の充実を図るとともに、防災や防犯、福祉、環境などに配慮したまちづくりを推進します。
- ・ 安全・安心で心豊かなくらしを実現する住まいと居住コミュニティづくりを展開するとともに、建築物の安全性の確保にも取り組みます。

イ. 『かながわグランドデザイン／実施計画／プロジェクト編⁶⁰』全56ページの文中には、「コミュニティ」という語句が、2箇所用いられている。

③ コミュニティカレッジ（該当頁：36ページ）

6つの柱⁶¹の内の一つ「人を引きつける魅力ある地域づくり」の中における、プロジェクト「NPOの自立的活動と協働の推進」において、用いられている（傍線筆者）。

- ・ NPOが地域の課題解決に向けて安定した活動ができるようにするため、寄附者が税制上の優遇を受けられる「県指定NPO法人制度」を推進するとともに、NPOに対する寄附文化の醸成に取り組みます。
- ・ NPOの持続的な組織運営を支援するため、地域課題の解決や活性化に向けた活動に関する学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」における人材の育成など、NPOの活動基盤の強化に向けた取り組みを推進します。

④ 地域コミュニティ（該当頁：52ページ）

「プロジェクトをとりまく状況」として、プロジェクトの背景や、課題となっている状況を示す統計データなどについてまとめられたものの内、6つの柱の内の一つ「次世代を担う心豊かな人づくり」をとりまく状況として、用いられている（傍線筆者）。

(6)豊かさの質的充実を支援します(7)県民との協働・連携を強化します(8)地域主権を実現し、広域連携の強化など広域自治体としての責任を果たします。

⁵⁸ 7つの政策分野とは、以下のものを指す。(1) エネルギー・環境 (2) 安全・安心 (3) 産業・労働 (4) 健康・福祉 (5) 教育・子育て (6) 県民生活 (7) 県土・まちづくり。

⁵⁹ 「県土・まちづくり」における政策の基本方向4つとは、以下のものを指す。(1) 次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり (2) 総合的な交通ネットワーク形成の推進 (3) 美しく住みやすい住まい・まちづくり (4) 地域の特性を生かした地域づくり。

⁶⁰ 神奈川県『かながわグランドデザイン／実施計画／プロジェクト編』平成24年3月。

2025(H37)年を目標年次とした「基本構想」の実現に向けて、2012(H24)～2014(H26)年の3年間に取り組む27のプロジェクトを、6つの柱ごとに示したもの。

⁶¹ 6つの柱とは、以下のものを指す。(1) 神奈川からのエネルギー政策の転換 (2) 災害に強く安全で安心してくらしを営むまちづくり (3) いのちが輝き誰もが自分らしくくらしを営む社会づくり (4) 次世代を担う心豊かな人づくり (5) 人を引きつける魅力ある地域づくり (6) 神奈川のポテンシャルを生かした活力創出

子どもを生み、育てることに不安を持つ県民の割合

核家族化、地域コミュニティの機能の弱体化による社会のつながりの希薄化や厳しい経済情勢の影響などにより、子どもを生み、育てることに不安を持つ県民の割合が多くなっています。

2011年度の県民ニーズ調査によると、56.4%の県民が「子どもを生み育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」との設問に「そう思う」と答えています。

ウ. 『かながわグランドデザイン／実施計画／主要施策・計画推進編¹⁶²』全87ページの文中には、「コミュニティ」という語句が、14箇所、6の主要施策数が示されている（同じ主要政策が、分野ごと、地域ごとに、複数ページにわたり掲載されているため）。

⑤ 福祉コミュニティ（該当頁：19、20、61、62ページの4箇所）

7つの政策分野の内の一つ「健康・福祉」、27のプロジェクトの内の一つ「高齢者が生き生きとくらせる社会づくり」の中において、用いられている。（傍線筆者）

福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着

- ・ 地域福祉コーディネーターの育成や専門性向上のための研修などの実施
- ・ 民生委員・児童委員に対する研修の実施

⑥ 地域教育コミュニティ（該当頁：23、27ページの2箇所）

7つの政策分野の内の一つ「教育・子育て」の中において、用いられている。（傍線筆者）

地域社会の教育力の活性化の推進—地域教育コミュニティづくりの推進

- ・ 県立学校の学習施設や体育施設の開放
- ・ 県立学校の施設や人材を活用した各種講座の開催

⑦ コミュニティカレッジ（該当頁：30ページ）

7つの政策分野の内の一つ「県民生活」の中において、用いられている。（傍線筆者）

ボランティア活動の推進

—ボランティア活動の充実に向けた支援と多様な主体による新たな協働の推進

- ・ 「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した補助や「県指定NPO法人制度」の推進などを通じたボランティア団体への支援
- ・ かながわコミュニティ・カレッジを通じた地域の課題解決や活性化に取り組む人材育成などのボランティア活動への支援
- ・ NPOなどと県との協働、NPOと企業などの協働・連携の促進、大学などからの提案による事業の実施

⑧ 居住コミュニティ（該当頁：32、35、38、61、62ページの5箇所）

7つの政策分野の内の一つ「県土・まちづくり」、27のプロジェクトの内「高齢者が生き生きとくらせる社会づくり」と「子ども・子育て応援社会の推進」の中において、用いられている。（傍線筆者）

心豊かで安全・安心な住まいづくり

—居住コミュニティの創出に向けた住まいづくり

- ・ 多世代近居のまちづくりの推進
- ・ 県営団地活性化の推進

¹⁶² 神奈川県『かながわグランドデザイン／実施計画／主要施策・計画推進編』2012(H24)年3月。
主要施策は、プロジェクトで取り組むものも含め、県が確実に実施していく施策・事業を体系化し示したもの。

川崎・横浜地域圏における「効率的で良好な市街地形成」の中において、用いられている。（傍線筆者）

居住コミュニティの創出に向けた住まいづくり

- ・ 県営阿久和団地の整備

⑨ 地域のコミュニティ（該当頁：35ページ）

7つの政策分野の内の一つ「県土・まちづくり」の中において、用いられている。（傍線筆者）

地域の個性を生かした市街地の整備

— 良質な都市型住宅の供給と住環境の整備

- ・ 密集市街地などの防災性の向上を図り、快適な居住環境の創造、多様で良質な都市型住宅を供給するための市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の促進
- ・ 住み慣れた地域のコミュニティを壊すことのない良質な住宅の供給の促進
- ・ 道路や公園などの公共空間の確保による落ち着いた雰囲気の清潔な住環境整備の促進

⑩ コミュニティ形成（該当頁：45ページ）

三浦半島地域圏における「県立保健福祉大学などの取組み」の中において、用いられている。（傍線筆者）

横須賀市にある県立保健福祉大学及び大学院では、市民参加のもとコミュニティ形成に参加する開かれた大学とするため、地域に根ざした教育的資源を有効に活用し、地域や関係団体との連携による人材の養成や健康増進に役立つ食などの研究、公開講座の開催などの取組みを進めます。

（4）各課のコミュニティ事業

ここでは、神奈川県ホームページ上に得られる情報の範囲で、コミュニティ政策について考察を行う。

まず、神奈川県ホームページ上に公開の「平成23年度 歳入歳出当初予算見積書」から、コミュニティ政策関連の事業を抽出した（図表4-14）¹⁶³。

図表4-14 予算見積書にみる神奈川県コミュニティ事業（平成23年度 歳入歳出当初予算見積書）

	細々事業名	事業の概要・内容のうち、関係箇所の抜粋	所管
1	地域県政総合センター運営費	内容イ 地域行政の円滑な運営を図るため、管内市町村との連携を密にし、地域コミュニティ活動の推進を行うとともに…。	政策局一経理課
2	地域産業振興推進事業費	内容オ 地域におけるコミュニティビジネスの振興。	商工労働局一産業活性化課
3	かながわ県民センター維持管理費	前年度からの変更事項 コミュニティカレッジ課の移転に伴う増。	県民局一NPO協働推進課
4	コミュニティカレッジ事業費	事業目的 地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成等を行う県民の新たな学びの場として「かながわコミュニティカレッジ」を運営する。	県民局一NPO協働推進課
5	市民的相互圏形成に関する実践的研究事業費（大学発政策提案）	内容ア ケア・コミュニティ研究会の設置。 内容イ ケア・コミュニティづくりの詳細なケーススタディ	保健福祉局一地域保健福祉課
6	地域子育て活動支援事業費（市町村事業）	内容 地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため…。	保健福祉局一次世代育成課
7	地域福祉コーディネーター養成事業費	事業効果 地域の様々な課題を受けとめ、ネットワークで解決するコーディネーターの機能充実、普及啓発、育成により、各地域に応じた「地域コミュニティづくり」の推進が図られる。	保健福祉局一地域保健福祉課

¹⁶³ 神奈川県ホームページ—神奈川県予算見積書公開システム

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/1103/johoteikyou/html/2012/001/buka-kensaku.html> 2012(H24)年4月11日アクセス。

8	当事者支援推進事業費 (福祉コミュニティづくり促進事業費)	事業目的 障害者や外国籍県民等が、地域において、生き生きとその人らしい自立した生活を送ることができるよう、当事者本人の課題解決能力の向上に向けたプログラムの開発等を行う。	保健福祉局一地域保健福祉課
9	サービス情報提供システム推進事業費負担金	事業内容 情報提供システム「かながわ福祉情報コミュニティ」の運用のための負担金。	保健福祉局一介護保険課
10	隣保館運営費補助	事業目的 地域社会全体における開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、福祉の向上や人権意識の啓発を図る。	保健福祉局一地域保健福祉課
11	安全・安心まちづくり団体ネットワーク事業費	事業目的 県民総ぐるみの安全で安心なまちづくりを推進するため、地域で活動している自主防犯活動団体の活動事例の発表や意見交換をするとともに、自主防犯活動の活動参加者の固定化に対応するため、新規活動者の参加を促進する「地域別防犯コミュニティ講座」を開催する。	安全防災局一暮らし安全交通課
12	団地整備費	事業効果 住環境の維持向上、地域コミュニティの醸成に資する。	県土整備局一公共住宅課

(出所) 神奈川県「平成23年度 歳入歳出当初予算見積書」を元に筆者作成。
 神奈川県ホームページ-神奈川県予算見積書公開システム (2012(H24)年4月11日アクセス)
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/1103/johoteikyoku/html/2012/001/buka-kensaku.html>

続いて、神奈川県のホームページのサイト内検索サービスを使い「コミュニティ事業」という語句を条件として検索を行った¹⁶⁴ (図表4-15)。

図表4-15 ホームページにみる神奈川県のコミュニティ事業

	コミュニティ事業	概要	所管
1	スポーツコミュニティ情報の発信	バスケットボール・バレーボール・サッカーなどのスポーツコミュニティ(地域クラブチーム)をHPで紹介	教育委員会 教育局 一生涯学習部 スポーツ課 一体育センター
2	コミュニティ助成事業	対象は自治会、町内会、NPO等。住民の自主的なコミュニティ活動へ宝くじ収益金から助成金配布。集会施設の建設、掲示板・防犯等の整備、緑化推進の種子・苗木・備品購入、イベント費用等。	政策局 一政策調整部 特定政策推進課
3	コミュニティビジネス支援	地域課題解決のための地域密着型ビジネス(コミュニティビジネス)の創出支援。セミナー・交流会の開催、起業相談、専門家派遣等。	商工労働局 一産業部 産業活性化課
4	コミュニティビジネス支援	コミュニティビジネス事業者のためのアドバイザー派遣。	県民局 一県民活動部 県民課 一(財)神奈川産業振興センター
5	企業等連絡協議会 かながわドリームアシストコミュニティ	企業・大学・専門学校・NPO等が有する人材やノウハウ、施設等を、学校教育活動(部活動等)に活用させてもらうための、県教育委員会と企業等の協定。	教育委員会 教育局 一教育指導部 保健体育課
6	神奈川県住生活基本計画の改定	神奈川県住生活基本計画の4視点のうちの1つが、「地域・団地コミュニティの再生」である。まちづくりリーダーを育成。	県土整備局 一建築住宅部 住宅計画課
7	かながわコミュニティカレッジ	地域の課題解決や地域活性化を担う、NPO等地域に密着した活動を行う県民の皆さん向けの学びの場。地域人材の育成拠点。学長は堀田力氏。コミュニティパパスクール、多文化ソーシャルワーク実践者講座、DV被害者支援講座、移動サービスボランティア要請講座、健康づくり地域普及員養成講座、コミュニティビジネス講座等。	県民局 一県民活動部 NPO協働推進課

¹⁶⁴ 神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/> 2011(H23)年12月2日アクセス。2013(H25)年1月に同じ方法で検索を行ったところ、「かながわスマートエネルギー構想推進検討会」(環境農政局一新エネルギー・温暖化対策部一太陽光発電推進課)に関するページが数件抽出されている。

8	地域別防犯コミュニティ講座	自主防犯活動団体の新規参加者を促進する。空き巣、振り込め詐欺、不法投棄等の防犯。	安全防災局 —安全安心部 暮らし安全交通課
9	地域福祉コーディネーター養成	障害があっても高齢になっても誰もが地域の中で安心して暮らし続けることができる、社会的孤立にならない、共に生き共に支え合う福祉コミュニティづくり。課題解決に動くキーマンの養成研修。	保健福祉局 —地域保健福祉部 地域保健福祉課
10	県営住宅等支合い活動	各団地自治会の事業計画を基に助成金配布。	保健福祉局 —福祉・次世代育成部 高齢福祉課

(出所) 神奈川県ホームページを元に筆者作成。神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/> 2011(H23)年12月2日アクセス。

4-4 神奈川県のコミュニティ政策の可能性

神奈川県のコミュニティの諸相、市民活動に対する県民意識、コミュニティ政策の概観をふまえて、本論は、神奈川県のコミュニティ政策の推進にあたりその可能性を、次の二点に見出した。

第一に、その政策の対象となる、団体数の多さである。これは、広域自治体のコミュニティ政策において重要な「自治体と市民との間の中間的関係の構築」を進めることを期待できる。NPO、ボランティア団体、生涯学習に関するグループ、外国人コミュニティなど、神奈川県には多様な集団・団体が、数多く存在する。こうした集団・団体に一人ひとりの県民が多面的・重層的に帰属することで、より多くの県民の声を政治に届けることが期待できる。また、一つひとつの集団・団体に活気があることは、県民が様々な生活場面（居住生活以外の生活面においても）で「コミュニティ型問題処理方式の多面展開」の中に包摂されることを意味する。

しかし、政策対象となる団体数の多さが、コミュニティ政策に活かされているかについては定かではない。神奈川県は、様々な事業の中で多様な集団・団体との協働を図っているが、各部課がつながりを持つ団体は、各課の持つ目的（スポーツ、自然保護、ビジネスなど）と活動が合致した団体がほとんどで、その他の団体との接点や情報に触れる機会は少ないと思われる。「活動の一環としてボランティア活動を行っている」集団・団体は多いことから、各部課の集団・団体情報を共有することと、未発掘の神奈川県内の集団・団体情報を掘り起こしていくことが、今後の課題といえよう¹⁶⁵。

第二に、各集団・団体を構成する、市民活動に積極的な県民の存在である。これは、「逆転した共同性¹⁶⁶」という現実に鑑み、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことが、神奈川県のコミュニティ政策では容易になるという可能性を持つ。特に、神奈川県には広域の問題意識を持つ県民が多いものの、信頼できる募集情報が得にくいことから、実際の参加を躊躇している県民が存在する、という調査結果に着目すれば、これらの県民と多様な集団とのアクセスを容易にしていくことが、各集団の活性化と県政機能の強化につながるものと考えられる。

現代の共同性は、閉じられた地域の中からは生まれない。個々の住民の一つひとつのニーズに、小さなエリアの中で問題解決を図ろうとする基礎自治体のコミュニティ政策の補完だけではなく、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことも、広域自治体のコミュニティ政策の役割と捉え、今後は「(c)広域コミュニティ政策」という観点を、明確に打ち出していく必要があるだろう。

¹⁶⁵ 例えば、コミュニティFMとの関連では、東北エリアは、周波数の空に比較的余裕があったため、臨時災害放送局を27局も立ち上げることができた。しかし、首都圏の場合には、周波数に空が少なく、災害時に急に立ち上げることは難しい。テレビの地デジ化により、空いた周波数を災害用に確保するという試みも試みられているが、広域に渡る災害の場合には、既存のコミュニティFM局を持っている市町村は臨時災害放送局への変更対応ができるが、県内には12局があるのみである。

¹⁶⁶ 今日の共同性は、「居住者すべての人が関わるわけではない」「ボランティアな」ことという意味へと転換している。田中(2007)前掲書、「第二部 共同性の発見」pp.68-139、「第五部 共同性の発現」pp.332-443

終章 広域自治体のコミュニティ政策の可能性

本研究は、一般に議論されている基礎自治体レベルのコミュニティ政策ではなく、「広域自治体（都道府県）のコミュニティ政策」について、検討を行ってきた。

「コミュニティ」という言葉は、日常的に用いられる言葉としても、また、学術的な研究対象としても注目され、その定義は一概には規定され得ないものである。そうした中で、わが国におけるコミュニティ政策は、「伝統的な地域自治組織とは異なる」居住生活の場における「新しい集団づくり（新しい時代の要求に合致した機能を持つ組織）」として講じられてきた。60年代後半から今日まで続くコミュニティ政策の（対象集団）は、「町内会自治会等の地縁集団」から「地縁集団とボランティア団体等を含めた多様な集団」へと拡大した。一方、コミュニティ政策の（対象領域）については、「居住生活」という狭域を一貫して扱ってきた。コミュニティ政策は、居住生活に関わる比較的狭域の課題を政策対象として、主に基礎自治体はその役割の中心を担ってきたのであり、ここでの広域自治体の役割とは、基礎自治体の補完にあったということができる。

60年代から一貫して、コミュニティ政策が、人々の〈生活〉の価値の問い直しを転機として推進されてきたという観点から捉えなおしてみるならば、当時は、公害の顕在化や生活基盤整備の立ち遅れ、共同体の崩壊といった、経済成長に伴う負の随伴の結果が、人々に〈生活〉の価値の問い直しを求めた。そうしたことから、コミュニティ政策は、居住生活に関わる比較的狭域の課題を取り上げてきた。そして現代社会においては、グローバル社会における金融危機や地球規模での自然環境問題・自然災害の脅威、制御不能な経済システム・自然環境が、人々に〈生活〉の価値の問い直しを迫っている。コミュニティ政策の対象を、従来どおり狭域課題（主に居住生活）に限定して今後も進めていってよいのだろうか、ということが本研究を始めるにあたっての問題意識であった。

このような問題意識に立つ本研究は、一般的に議論されている基礎自治体レベルのコミュニティ政策ではなく、「広域自治体（都道府県）のコミュニティ政策」の理論構築を企図するという、全く新しい試みといえる。そのため、本研究では、90年代以降のコミュニティ政策や、それ以前のコミュニティ政策にも通底する論理の探索を注意深く行った。

一般的な基礎自治体のコミュニティ政策は「新しい公共」という考えのもと、「コミュニティ型問題処理方式」を居住地域の中に再び埋め戻そうとするものである。本研究は、この「コミュニティ型問題処理方式」が、居住生活に関する集団の内のみに存在するものではなく、例えば、趣味のサークルや経済団体や企業連合など、多様な団体・集団の内にも存在するという事実に着目している。現代社会には、「狭域（居住生活）」コミュニティ以外にも、多様な団体・集団の内の「コミュニティ型問題処理方式」の機能発揮が求められていると考えるからである。

また、ブルジョアの連帯の体系に依拠しつつこれまでのコミュニティ政策の目的を顧みれば、「義務としての連帯」を強調しているのは、90年代以降の現象でしかなく、わが国でコミュニティ政策が本格的に始まった60年代後半～80年代には、むしろ「事実としての連帯」に目が向けられていた。このことから、コミュニティ政策は「事実としての連帯」と「義務としての連帯」の両方を推進するものであることを指摘した。人々の関心領域が広がり、人々は多様なコミュニティに多面的・重層的に属しているということからすれば、今再び「事実としての連帯」をも推進することが求められていると考えられる。

人は社会的な存在である。人は生きていくために、集団を作り、共同作業を行い、社会をつくる。これまで講じられてきたコミュニティ政策は、ヒト社会の「狭域（居住生活）」課題への対応を目的としてきた。しかし、人々の関心領域は、交通・ITの進化により広がっている。また、人間をトータルなものとして捉えるならば、人々は「狭域（居住生活）」コミュニティのみならず、多様なコミュニティに多面的・重層的に属している。個人（家族）が、「コミュニティ型問題処理方式」を内包した複数の連帯に包摂されることで、多面

的・重層的に多くの人々を包み込むことにつながる。すなわち、地縁集団は居住生活における利害調整・生活充実に貢献し、会社集団は勤労場面の利害調整・生活充実に、経済団体は経済活動における利害調整・生活充実に貢献するのである。

さらに、豊かなソーシャルキャピタルの醸成により自発的な協力を促進することは、コミュニティ政策に通じる考え方であるが、「逆転した共同性」という現実に鑑みれば、現代は、広域での共同性の醸成を図る必要性を高めていることを指摘した。広域的観点でコミュニティ政策を講ずる必要性は、ここにある。

現代社会は多くのボランティアに支えられているのであり、現代の共同性は、閉じられた地域の中からは生まれない。個々の住民のニーズに、小さなエリアの中で問題解決を図ろうとするだけでなく、大きなエリアの中の共同性に訴えていくことが、広域自治体のコミュニティ政策では可能となる。

また、政府と住民とを媒介する中間的集団の内に、民主的な両者の接近様式、すなわち市民の声が政治に届く仕組みを見出すことを期待できる。個人（家族）と政府の間の中間的集団という存在に改めて着目することで、中間的集団との関係構築を図り、そこから課題を拾い上げ政策形成につなげていくことが可能となる。広域自治体のコミュニティ政策は、市民を協働の相手としてみるだけでなく、「自治体と市民との間の中間的関係の構築」、すなわち政策形成という観点での、地方自治の強化を図るという意味を持つのである。

広域自治体のコミュニティ政策には、①基礎自治体を補完するもの、②広域的観点で講ずるもの、があると考えられるが、本研究は主に②について、理論的根拠を積み重ねて考え方や意義を明らかにしてきた。そしてその成果によれば、広域自治体のコミュニティ政策は、「自治体と市民との協働」「自治体と市民との間の中間的関係の構築」「コミュニティ型問題処理方式の多面展開」という目的のために必要とされており、これを推進することは、地方自治の強化を図るという意味を持つことを、示すことができた。

広域自治体のコミュニティ政策は、多様な集団・団体と広域自治体の相互作用により、県政機能のさらなる発揮に寄与するであろう。

最後に、本研究の残された課題について言及する。

上述のように、本論は、広域自治体のコミュニティ政策について、「広域的観点」で講ずるものについて議論を行ってきたため、「基礎自治体を補完する」という観点での考察については扱わなかった。基礎自治体のコミュニティ政策の補完については、現場での実践的事例はあるものの、具体的な内容の検証やその支援の手法等、体系的な研究蓄積は少ない。今後、広域自治体のコミュニティ政策を網羅的、総合的に捉えるためには、こうした活動についても精査を行う必要があるだろう。

また、諸外国のコミュニティ政策の分析についても、本論では扱わなかった。他国については、そもそもの統治のシステムの沿革、現行の制度が異なるため、わが国の市町村、都道府県のカウンターパートが適合するわけではなく、単純に、そのエリア等で切り出して比較することは適当ではない。しかしながら、歴史的背景の相違を踏まえて、コミュニティ政策について検証することは必要であろう。

これらについては、この主題を深めるためにも今後の研究に委ねたい。また、これ以外にも、コミュニティ政策を具体化するために、本論が扱った角度以外からの深めるべき視点があることも認識している。

広域自治体のコミュニティ政策の手法は、現段階では確立されていない。また、その考え方についても、本研究はその端緒についたに過ぎない。しかし、現代の日本社会の状況を考えれば、コミュニティ政策は狭域課題への対応策だけではなく、広域自治体の地方自治強化を図るための戦略として位置づけることが期待できると、思われるのである。

謝 辞

本研究の推進にあたり、多くの方々よりご助言とご示唆をいただいたことに、感謝申し上げます。

まず、この研究に取り組むにあたり、名和田是彦先生（法政大学法学部教授）、辻中豊先生（筑波大学副学長）、稲葉陽二先生（日本大学法学部教授）には、それぞれのご専門の知見から、ご助言とご示唆をいただきました。より住民に近いコミュニティの活動実態を把握するため、横浜市港北区役所地域振興課、（社）横浜市港北区社会福祉協議会、大曽根自治連合会、（社）横浜市榑町地域ケアプラザの皆様には、現地で直接お話を伺う機会をいただきました。また多様な観点からコミュニティ政策を思考するため、コミュニティFM局の横須賀エフエム放送局常務取締役鈴木義雄様、河幹夫先生（神奈川県立保健福祉大学教授）、三井逸友先生（嘉悦大学ビジネス創造学部教授）を始め、神奈川県総合計画審議会委員の皆様にも、ご教示をいただきました。その他、（財）かながわ国際交流財団の皆様には、外国人コミュニティに関わる知見をいただきました。横浜市保土ヶ谷区役所の皆様には、大学との協働の観点からお話を伺わせていただきました。

また、2012（H24）年度第26回自治体学会において本研究の一部について、研究発表を行いました。発表の機会を与えていただいた学会と、研究発表セッションで有益な意見を多数頂戴したコメンテーターと会場に、この場を拝借し感謝の意を表します。

研究期間中には、様々なフォーラムや研究会に参加する機会をいただき、大学、企業、NPO、市民団体等、コミュニティに係る活動をされている皆様から先進的な事例を教えてくださいました。

本研究にご理解をいただき、快くご協力をいただいたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書

～「神奈川の文化芸術」「市民活動」についての意識調査～

第I部 調査の概要

1 調査目的

神奈川県では、県民の意識・価値観等の変化や多様化する生活ニーズを把握し、その結果を施策に反映するため、毎年度「県民ニーズ調査」として、県政全般についての「基本調査」と特定のテーマについての「課題調査」を実施している。

今回は、第1回課題調査として、「神奈川の文化芸術」「市民活動」についての意識調査を行った。これらは、それぞれ次の施策等の推進の参考や基礎資料とすることを目的としている。

神奈川の文化芸術：文化資源を活用した地域活性化等を推進するための参考

市民活動：地域コミュニティについての研究の基礎資料

2 調査内容

第1章 神奈川の文化芸術

- (1) 文化芸術の鑑賞状況と鑑賞意向（問1、問1付問）
- (2) 文化芸術を鑑賞するときの不満や不便、鑑賞しない理由（問2）
- (3) 文化芸術の鑑賞料金の値ごろ感（問3）
- (4) 文化芸術の活動（問4、問4付問）
- (5) 最近一年間の文化芸術に関する援助活動（問5）
- (6) 文化芸術に関する援助活動への意識（問6、問6付問1、問6付問2）
- (7) 県立文化施設の利用状況（問7）
- (8) 県立文化施設への要望（問8）
- (9) 文化芸術活動に対する意識（問9）
- (10) 県に取り組んでほしい文化芸術振興策（問10）

第2章 市民活動

- (1) 市民活動への関心（問11）
- (2) 市民活動への参加状況と参加意向（問12、問12付問）
- (3) 活動に参加するために必要なもの（問13）
- (4) 参加しやすいと思う活動（問14）
- (5) 参加しにくいと思う活動（問15）
- (6) 市民活動に参加する意義（問16）
- (7) 一緒に活動をしたい人の世代（問17）
- (8) 一緒に活動をしたい人のつながり（問18）

3 調査設計

- (1) 調査地域 神奈川県全域
- (2) 調査対象 「基本調査」の対象者のうち、「課題調査」の対象者として登録した者
- (3) 標本数（登録者数） 680 標本
- (4) 調査対象者の登録方法 「基本調査」調査票とともに郵送した登録はがきによる登録
- (5) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (6) 調査期間 平成 24 年 10 月 12 日 ～ 10 月 29 日

(参考) 「基本調査」の調査設計

- (1) 調査地域 神奈川県全域
- (2) 調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女（外国籍県民を含む）
- (3) 設計標本数 3,000 標本
- (4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化二段無作為抽出
外国人登録原票からの単純無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配布及び回収
- (6) 調査期間 平成 24 年 8 月 17 日 ～ 9 月 25 日

4 回収結果

設計標本数（登録数）	680 標本
有効回収数	646 標本
有効回収率	95.0 %

5 結果の集計にあたって

- (1) 調査結果の回答比率 (%) の数値は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100% にならないことがある。
- (2) 文中の「n」は「number of case」の略で、質問に対する回答者の総数を表す。
- (3) 《 》は、2 つ以上の選択肢を合わせた場合に用いる。（例えば、「大切だと思う」と「どちらかという大切だと思う」を合わせたものを《大切だと思う》と表現している。）
また、この場合の比率は実際の回答数の合計から算出しているため、個々の選択肢の比率の単純な合計とは値が異なる場合がある。
- (4) 図表中の選択肢は、回答率の高い順に並び替えている場合がある。また、文中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。

6 回答者の属性

(1) 居住地域 (n=646) (%)

横浜	39.0
川崎	13.8
相模原	9.3
横須賀三浦	8.4
県央	9.0
湘南	14.9
県西	5.0

(無回答 0.8)

(2) 性別 (n=646) (%)

男性	47.7
女性	51.9

(無回答 0.5)

(3) 年齢 (n=646) (%)

20～29歳	5.0
30～39歳	18.7
40～49歳	21.4
50～59歳	19.0
60～69歳	20.4
70歳以上	15.0

(無回答 0.5)

(4) 世帯の構成 (n=646) (%)

一人暮らし(単身世帯)	7.9
夫婦のみ(1世代世帯)	25.2
親と子の世帯(2世代世帯)	52.9
祖父母と親と子の世帯(3世代世帯)	8.5
その他の世帯	5.0

(無回答 0.5)

(5) 日中の活動場所 (n=646) (%)

神奈川県内	83.4
神奈川県外	13.9
どちらともいえない	2.0

(無回答 0.6)

(6) 職業区分 (n=646) (%)

自営業主・ 家族従業者	自営業主	5.7
	家族従業者	1.5
勤め・内職	勤め(フルタイム)	39.2
	勤め(パートタイム)	16.1
	内職	0.3
主婦・主夫(職業についていない)		20.0
学生		0.9
無職		11.5
その他		0.8

(無回答 4.0)

(6-1) 有職者の職業内容 (n=406) (%)

自営業主・ 家族従業者	農林水産業	0.2
	商工サービス業	6.4
	自由業	4.2
勤め・内職	経営・管理職	8.1
	専門・技術職	20.7
	事務職	21.9
	教育職	5.7
	技能・労務職	8.4
	販売・サービス職	21.9

(無回答 2.5)

第Ⅱ部 調査結果

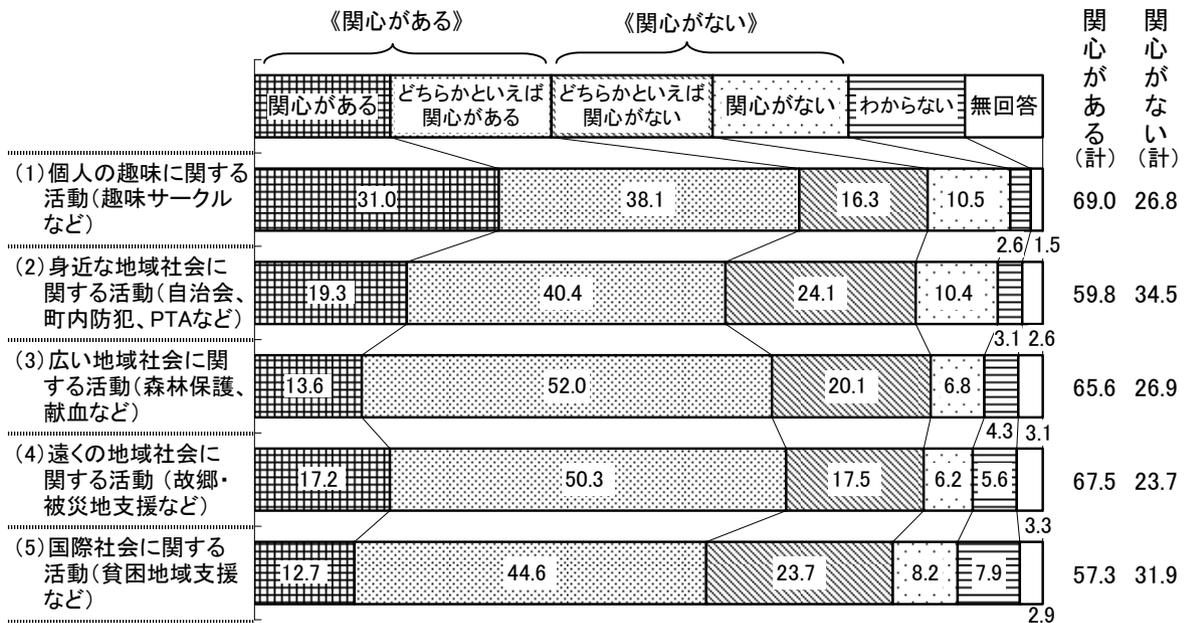
第2章 市民活動（「第1章 神奈川の文化芸術」は省略）

1 市民活動への関心（問11）

「市民活動」には様々な活動があることを説明した上で、市民活動に関心があるか、5つの活動について尋ねた。

いずれの活動についても、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた《関心がある》は5割を超え、[(1)個人の趣味に関する活動]、[(3)広い地域社会に関する活動]、[(4)遠くの地域社会に関する活動]（それぞれ69.0%、65.6%、67.5%）では、6割を超えた。[図表2-1]

図表 2-1 市民活動への関心（n=646）（%）



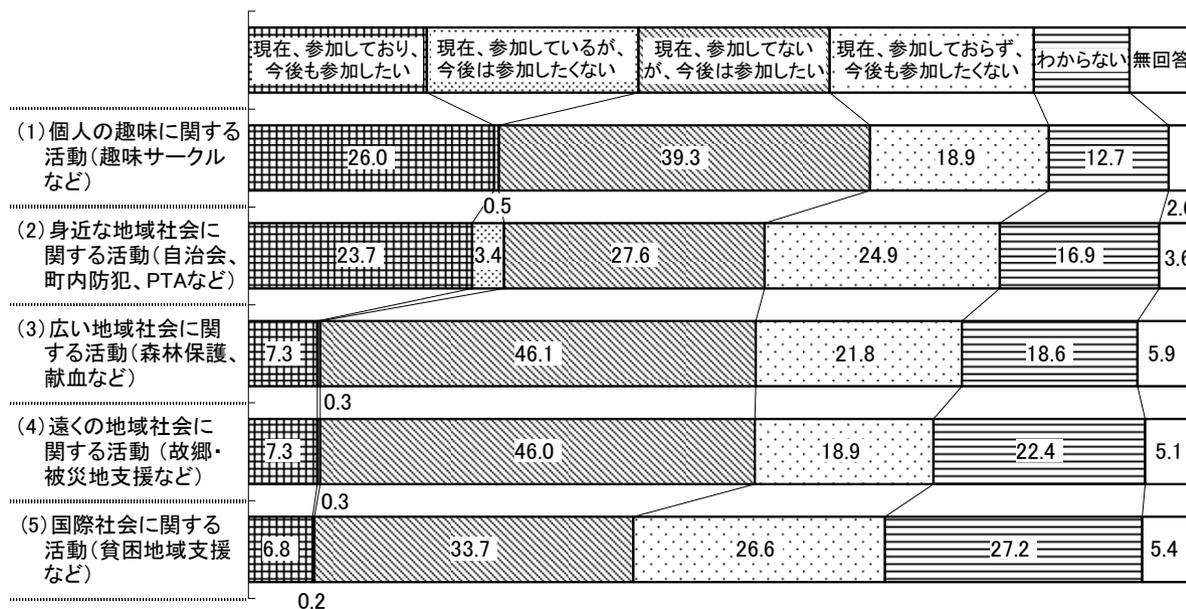
2 市民活動への参加状況と参加意向（問12、問12付問）

(1) 市民活動への参加状況と今後の参加意向（問12）

市民活動に参加しているか、また、今後参加したいと思うか、5つの活動について尋ねた。

いずれの活動についても「現在、参加していないが、今後は参加したい」が最も多く、[(3)広い地域社会に関する活動]と[(4)遠くの地域社会に関する活動]（それぞれ46.1%、46.0%）では4割台となり、[(1)個人の趣味に関する活動]と[(5)国際社会に関する活動]（それぞれ39.3%、33.7%）でも3割を超えた。[図表2-2-1]

図表 2-2-1 市民活動への参加状況と今後の参加意向 (n=646) (%)

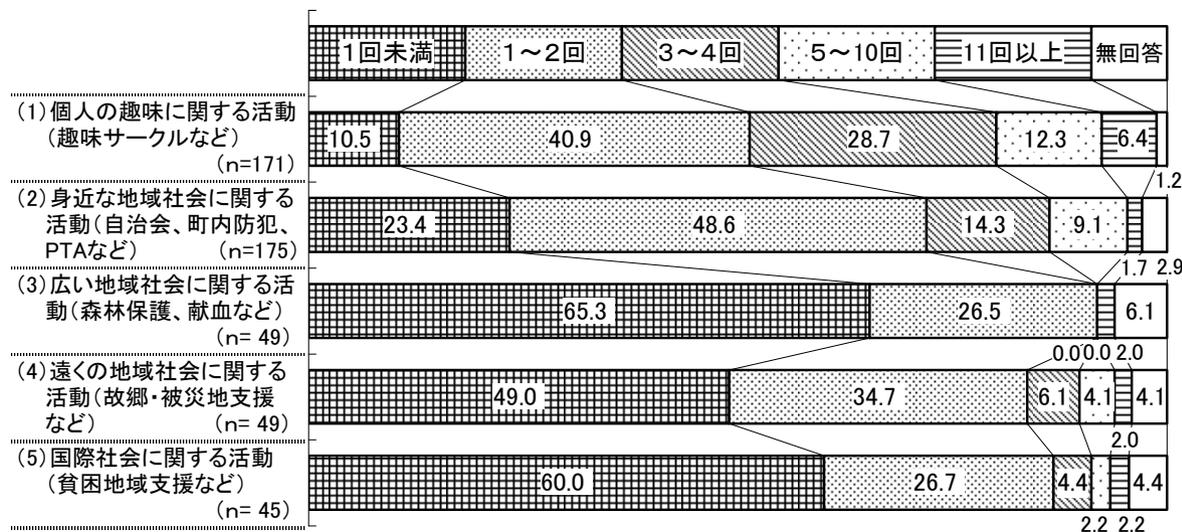


(2) 最近数ヶ月の平均参加回数 (問 12 付問)

市民活動への参加状況 (問 12) で、「現在、活動に参加している」と回答した人 ([(1)個人の趣味に関する活動] 171 人、[(2)身近な地域社会に関する活動] 175 人、[(3)広い地域社会に関する活動] 49 人、[(4)遠くの地域社会に関する活動] 49 人、[(5)国際社会に関する活動] 45 人) に、参加しているそれぞれの活動について、最近数ヶ月での 1 ヶ月あたりの平均参加回数を尋ねた。

[(1)個人の趣味に関する活動] と [(2)身近な地域社会に関する活動] では、「1～2回」(それぞれ 40.9%、48.6%) が最も多く、[(3)広い地域社会に関する活動]、[(4)遠くの地域社会に関する活動]、[(5)国際社会に関する活動] では、「1回未満」(それぞれ 65.3%、49.0%、60.0%) が最も多かった。[図表 2-2-2]

図表 2-2-2 最近数ヶ月の平均参加回数 (%)



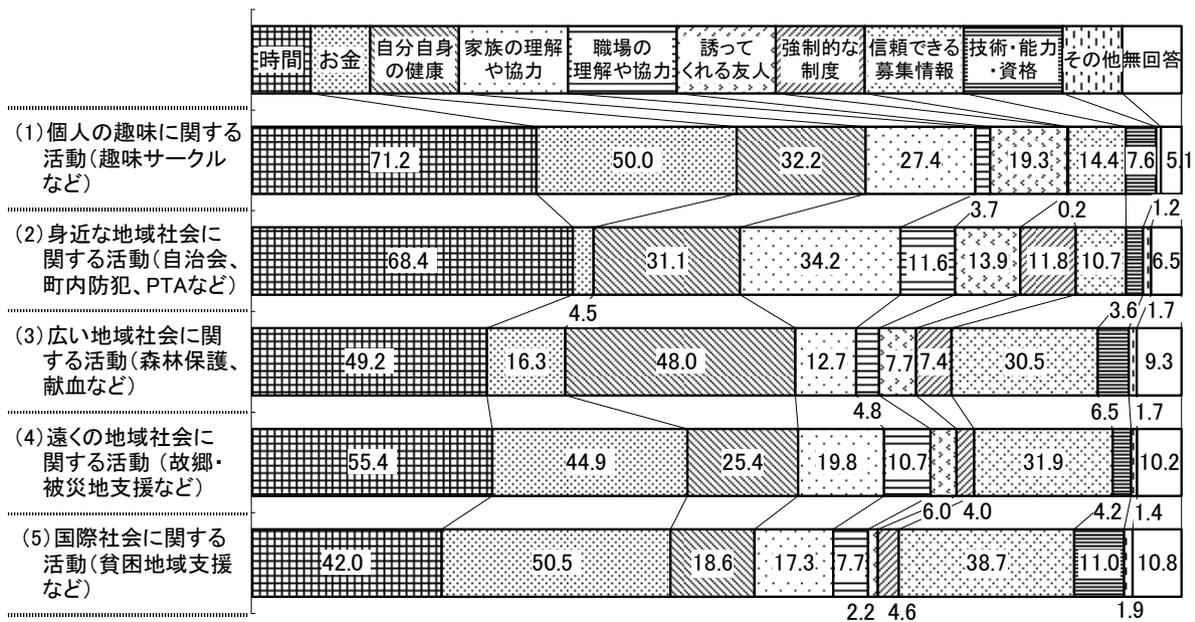
3 活動に参加するために必要なもの（問 13）

市民活動に参加するために必要だと思うものを、5つの活動について、複数回答（3つまで）で尋ねた。

〔(1)個人の趣味に関する活動〕、〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕、〔(5)国際社会に関する活動〕では、「時間」（それぞれ71.2%、55.4%、42.0%）と「お金」（それぞれ50.0%、44.9%、50.5%）が多かった。

〔(2)身近な地域社会に関する活動〕と〔(3)広い地域社会に関する活動〕では「時間」（それぞれ68.4%、49.2%）が最も多く、次いで、〔(2)身近な地域社会に関する活動〕では「家族の理解や協力」（34.2%）が3割台で、〔(3)広い地域社会に関する活動〕では「自分自身の健康」（48.0%）が4割台であった。〔図表 2-3〕

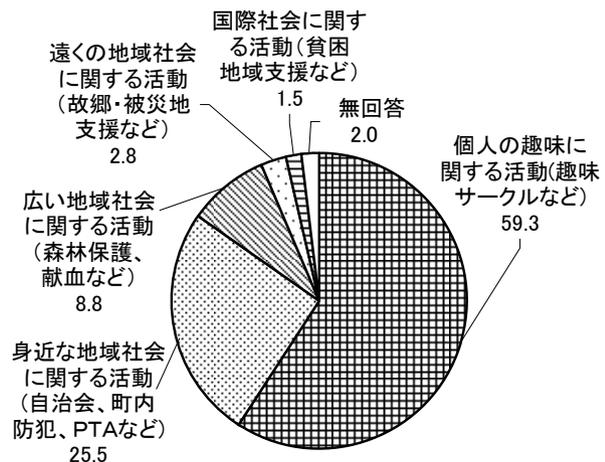
図表 2-3 活動に参加するために必要なもの（複数回答）（n=646）（%）



4 参加しやすいと思う活動（問 14）

最も参加しやすい活動を尋ねたところ、「個人の趣味に関する活動」（59.3%）が約6割で最も多く、次いで「身近な地域社会に関する活動」（25.5%）が2割台であった。〔図表 2-4〕

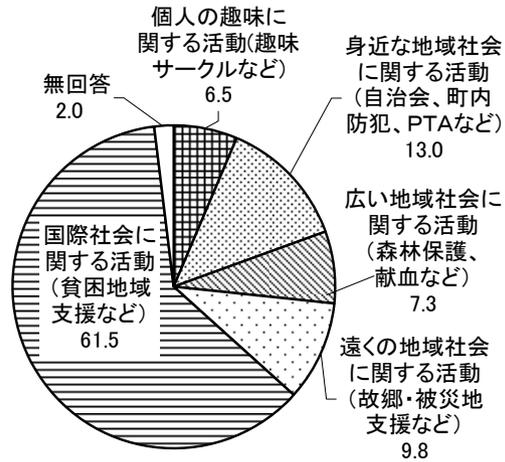
図表 2-4 参加しやすいと思う活動（n=646）（%）



5 参加しにくいと思う活動（問 15）

最も参加しにくい活動を尋ねたところ、「国際社会に関する活動」(61.5%)が約6割で最も多かった。[図表 2-5]

図表 2-5 参加しにくいと思う活動 (n=646) (%)



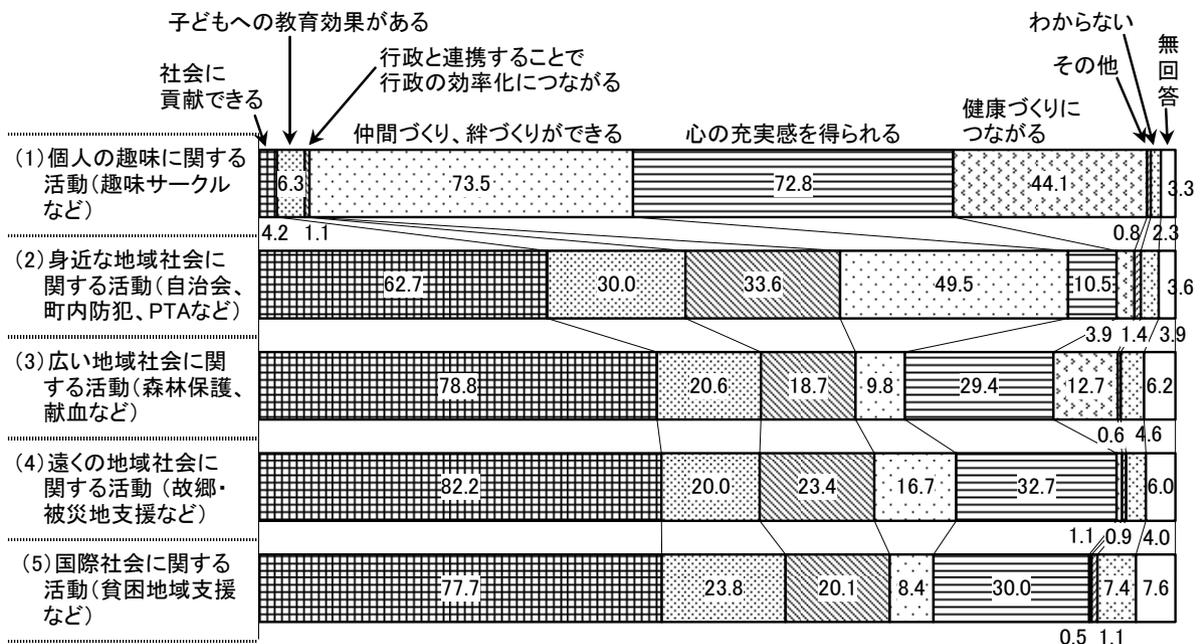
6 市民活動に参加する意義（問 16）

市民活動に参加することにはどのような意義があると思うか、5つの活動について、複数回答（3つまで）で尋ねた。

〔(1)個人の趣味に関する活動〕では、「仲間づくり、絆づくりができる」(73.5%)と「心の充実感を得られる」(72.8%)がともに7割台で多かった。

〔(2)身近な地域社会に関する活動〕、〔(3)広い地域社会に関する活動〕、〔(4)遠くの地域社会に関する活動〕、〔(5)国際社会に関する活動〕では、「社会に貢献できる」(それぞれ62.7%、78.8%、82.2%、77.7%)が最も多かった。[図表 2-6]

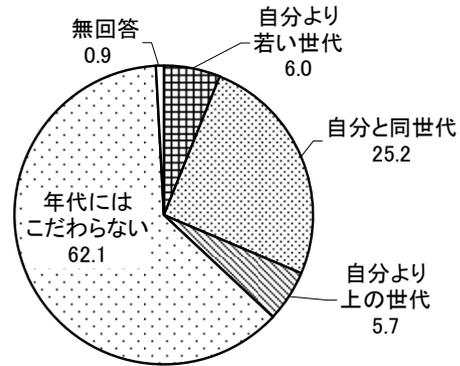
図表 2-6 市民活動に参加する意義 (複数回答) (n=646) (%)



7 一緒に活動をしたい人の世代（問 17）

市民活動をする場合、主にどの世代の人たちと活動をしたいか尋ねたところ、「年代にはこだわらない」（62.1%）が6割台で最も多く、次いで「自分と同世代」（25.2%）が2割台であった。[図表 2-7]

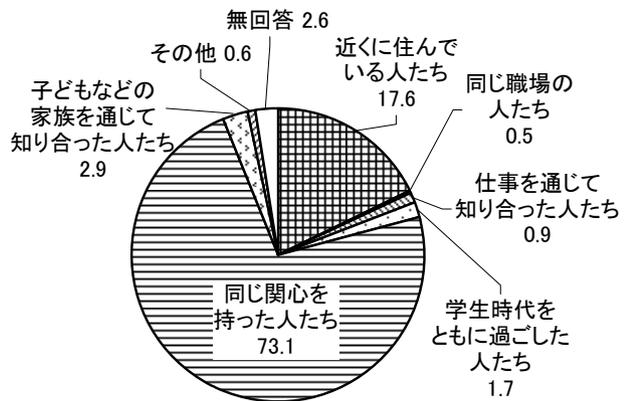
図表 2-7 一緒に活動をしたい人の世代（n=646）（%）



8 一緒に活動をしたい人のつながり（問 18）

市民活動をする場合、主にどのつながりの人たちと活動をしたいか尋ねたところ、「同じ関心を持った人たち」（73.1%）が7割台で最も多く、次いで「近くに住んでいる人たち」（17.6%）が1割台であった。[図表 2-8]

図表 2-8 一緒に活動をしたい人のつながり（n=646）（%）



《主要参考文献》

- Adrian Little (2002) *The Politics of Community* (福士正博訳 (2010) 『コミュニティの政治学』日本経済評論社)
- 青井和夫監修、蓮見音彦編 (1991) 『地域社会学』サイエンス社
- 浅川達人・玉野和志 (2010) 『現代都市とコミュニティ』放送大学教材、放送大学教育振興会
- 浅田繁夫 (2008) 「日本におけるコミュニティFMの構造と市民化モデル」創造都市研究
- 新しいコミュニティのあり方に関する研究会 (2009) 「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」総務省
- 天川晃・稲継裕昭 (2009) 『自治体と政策』放送大学教材、放送大学教育振興会
- 天野圭子・中山徹 (2006) 「コミュニティバス運行取り組み状況に関する研究—全国自治体の実施状況把握と分析—」日本建築学会技術報告集、第23号
- 磯村英一編著 (1983) 『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会
- 井出嘉憲 (1972) 『地方自治の政治学』東大出版会
- 伊奈川秀和 (2010) 『フランス社会保障法の権利構造』信山社
- 稲葉陽二 (2011) 『ソーシャル・キャピタル入門』中公新書
- 稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三 (2011) 『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性—』ミネルヴァ書房
- 今村晴彦・園田紫乃・金子郁容 (2010) 『コミュニティのちから—遠慮がちな—ソーシャル・キャピタルの発見』慶應義塾大学出版会
- 岩崎信彦・矢澤澄子監修 (2006) 『地域社会学講座 第3巻 地域社会の政策とガバナンス』東信堂
- Etzioni, Amitai (2001) *Next: The Road to the Good Society*, New York: Basic Books (小林正弥監訳 (2005) 『ネクスト—善き社会への道』麗澤大学出版会)
- 箴島専・樋口喜昭・吉見憲二・木戸英晶・関野康治・深澤輝彦 (2010) 「県域放送制度と今後のローカル局の経営課題について」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション、No. 60
- 岡野内俊子・津久井稲緒 (2011) 『地域における科学技術政策のあり方に関する研究』平成22年度調査研究報告書、神奈川県政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～
- 大分大学福祉学科研究センター (2011) 「コミュニティカフェの実態に関する調査結果[概要版]」大分大学福祉学科研究センター
- 小滝敏之 (2005) 『地方自治の歴史と概念』公人社
- 重田園江 (2010) 『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』勁草書房
- 加藤榮一・馬場宏二・三和良一 (2004) 『資本主義はどこに行くのか—二十世紀資本主義の終焉』東京大学出版会
- 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 (2011) 「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」文部科学省学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議
- (財)かながわ国際交流財団 (2012) 『外国人コミュニティ調査報告書—ともに社会をつくっていくために—』(財)かながわ国際交流財団
- 神奈川県 (2012) 「平成24年度県民ニーズ調査【第1回課題調査】報告書」
- 神奈川県県民局県民活動部NPO推進課 (2010) 『ボランティア団体等と県との協働の推進のための手引き (平成22年4月)』
- 神奈川県公務研修所 (1978) 『住民参加と県行政』公研かながわ別冊 (B)

- (財)神奈川県市町村振興協会市町村研修センター (2010) 『地域コミュニティの支援施策のあり方—地域コミュニティの活性化—』平成21年度行政課題調査研究報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (2008) 『NPOとの協働の新たな展開』部局協働研究チーム報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (2002) 『開かれた地域社会に向けて』平成13年度部局共同研究チーム報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (2001) 『新たな地域福祉の推進について』平成12年度部局共同研究チーム報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1998) 『神奈川の地域構造と生活圏』研究部報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1998) 『参加型社会におけるNPOの役割』一般研究チーム報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1992) 『地方自治と市民ボランティア活動』平成3年度研究チームB報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1989) 『地域と大学の連携』昭和63年度研究チームB報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1986) 『行政手続と住民参加に関する研究』研究部調査研究報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1985) 『地域社会と住民運動』昭和59年度研究チームB報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1980) 『県政への市町村参加の理論と実態』研究チーム報告書
- 神奈川県自治総合研究センター (1980) 『地域特性と住民意識』研究チーム報告書
- 平成22年度高齢社会における住環境研究事業研究チーム (2011) 『高齢社会における住環境研究事業報告書』平成22年度県民研究員による課題別研究、神奈川県政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～
- 神奈川県保健福祉局・次世代育成部高齢福祉課 (2011) 『孤独死防止対策等調査事業報告書～孤独死ゼロをめざして～』平成22年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「県営住宅における孤立しに関する調査研究事業」
- 金子勇 (2009) 『社会分析—方法と展望—』叢書・現代社会①、ミネルヴァ書房
- 金子郁容・玉村雅敏・宮垣元 (2009) 『コミュニティ科学』勁草書房
- 河合克義 (2009) 『大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立』法律文化社
- 川口清史・田尾雅夫・新川達郎編 (2005) 『よくわかるNPO・ボランティア』やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ、ミネルヴァ書房
- 川島ゆり子 (2007) 「コミュニティ・ケア概念の変遷」関西学院大学社会学部紀要、第103号
- 河西千秋 (2009) 『自殺予防学』新潮社
- 菊池理夫 (2004) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社
- 協働の推進に関する調査研究会 (2011) 『若者のボランティア活動等への参加促進に関する調査報告書』神奈川県県民局県民活動部NPO協働推進課
- 倉沢進・秋元律郎編著 (1990) 『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 経済同友会 (1994) 「新しい平和国家をめざして」
- 栗田暢之 (2011) 「コミュニティ再生と社会福祉—阪神・淡路大震災と以降の災害におけるボランティア活動を手がかりに—」『社会福祉研究』第112号、鉄道弘済会
- 経済企画庁 (2001) 『平成12年度 国民生活白書 ボランティアが深める好縁』
- 小池治 (2007) 「アメリカのネイバーフッド・カウンシル」『月刊自治研』第49巻575号、2007年8月号
- 厚生労働省 (2012) 『平成23年版 厚生労働白書』
- 厚生労働省 (2008) 「地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—」これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書
- 国土交通省 (2012) 『平成23年版 首都圏白書』
- 国土交通省国土計画局総合計画課 (2004) 「地域からの日本再生シナリオ (試論) ～市民自治を基礎に置く戦略的地域経営の確立に向けて～ (「多様な主体による地域づくり戦略研究会」報告書)」国交省HP

- http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/jiritsu-antei_.html, 2012年06月27日アクセス。
- 国土交通省 (1972) 『新全国総合開発計画 (増補版)』昭和44年5月30日 (昭和47年10月31日一部改訂)
- 国民生活審議会調査部会 (1969) 『コミュニティ生活の場における人間性の回復—』国民生活審議会調査部会
- 小林文人・佐藤一子 (2001) 『世界の社会教育施設と公民館—草の根の参加と学び』エイデル研究所
- 斎藤誠 (2012) 『現代地方自治の法的基層』有斐閣
- 佐伯啓思、柴山桂太 (2009) 『現代社会論のキーワード 冷戦後社会を読み解く』ナカニシヤ出版
- 佐々木信夫・外山公美・牛山久仁彦・土居丈朗・岩井奉信 (2011) 『現代地方自治の課題』学陽書房
- 佐々木信夫 (1999) 『地方分権と政治学』勁草書房
- 佐藤進 (1992) 『日本の自治文化』ぎょうせい
- 佐藤竺 (1980) 『コミュニティをめぐる問題事例』学陽書房
- Gerard Delanty (2003) *COMMUNITY* (山之内靖・伊藤茂訳 (2006) 『コミュニティグローバル化と社会理論の変容』NTT出版)
- 清水康之・上田紀行 (2010) 『「自殺社会」から「生き心地の良い社会」へ』講談社
- 社会福祉の動向編集委員会 (2011) 『社会福祉の動向2011』中央法規出版
- すずの会・神奈川県保健福祉部地域保健福祉課 (2009) 『ご近所パワー活用術—すずの会流・福祉活動の手法—』平成19・20年度神奈川県提案型協働事業「地域福祉コーディネーター育成推進事業」
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国ボランティア市民活動振興センター (2011) 『ボランティア活動年報2010』
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2010) 『全国ボランティア活動実態調査報告書』
- 総務省 (2012) 『平成23年度 社会生活基本調査』
- 総務省自治行政局住民制度課 (2011) 『平成22年度地域協働体構想検証事業報告書』
- 総務省自治行政局地域振興室監修、財団法人地域活性化センター編 (2010) 『市町村の活性化新規施策100事例—平成22年度地域政策の動向—』財団法人地域活性化センター
- ソーシャルビジネス研究会 (2011) 「ソーシャルビジネス推進研究会報告書」経済産業省
- ソーシャルビジネス研究会 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」経済産業省
- Donald F. Kettl (2009) *The Next Government of the United States: Why Our Institutions Fail Us and How to Fix Them* (稲継裕昭監訳 (2011) 『なぜ政府は動けないのか』勁草書房)
- Durkheim Emile (1897) (宮島喬訳 (1985) 『自殺論』中央公論社)
- Thomas E. Joiner Jr. et al. (2009) *The Interpersonal Theory of Suicide* (北村俊則監訳 (2011) 『自殺の対人関係論：予防・治療の実践マニュアル』日本評論社)
- Tonnies, F. (1890) *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der Reinen Soziologie* (杉之原寿一訳 (1957) 『改訂版 ゲマインシャフトとゲゼルシャフト—純粹社会学の基本概念』岩波書店)
- 田尾雅夫 (2010) 『公共経営論』木鐸社
- 高田喜義 (1996) 『地域づくりと第三セクター—失敗のない第三セクター活用—』ぎょうせい
- 高橋祥友 (2006) 『自殺予防』岩波書店
- 武智秀之編著 (2004) 『都市政府とガバナンス』中央大学出版部
- 田中重好 (2010) 『地域から生まれる公共性』ミネルヴァ書房
- 田中重好 (2007) 『共同性の地域社会学』ハーベスト社
- 田村紀雄、染谷薫 (2005) 「多様化するコミュニティFM放送」東京経済大学人文自然科学論集第119号 (財)地域活性化センター (2012) 『シティプロモーションによる地域の活性化』地域づくり (別冊)、平成24年1月、

- 財団法人地域活性化センター
- (財)地域活性化センター (2012) 『『道の駅』を拠点とした地域活性化』調査研究報告書、平成24年3月、財団法人地域活性化センター
- (財)地域活性化センター編 (2011) 『平成22年度地域活性化ガイドブック ICTの利活用による地域づくり』財団法人地域活性化センター
- (財)地域活性化センター編 (2011) 『平成22年度地域活性化事例集 シニア世代との協働による地域づくり』財団法人地域活性化センター
- (財)地域活性化センター編 (2009) 『平成20年度地域活性化ガイドブック 地域コミュニティの再生』財団法人地域活性化センター
- 地域社会学会編 (2011) 『新版キーワード地域社会学』ハーベスト社
- (財)地域総合整備財団〈ふるさと財団〉 (2011) 『平成22年度「地域共創ビジネス支援事業」報告書』財団法人地域総合整備財団
- (財)地域総合整備財団〈ふるさと財団〉 (2011) 『平成22年度「地域再生環境整備事業」(新地域再生マネージャー事業)「地域再生人材相談事業」報告書』財団法人地域総合整備財団
- (財)地域総合整備財団〈ふるさと財団〉 (2011) 『平成22年度「e-地域資源活用事業」報告書』財団法人地域総合整備財団
- 地域づくり団体全国協議会 (2011) 『地域づくり団体の資金調達事例集』地域づくり団体全国協議会
- (財)地方自治研究機構 (2010) 『地域コミュニティの再生・再編・活性化方策に関する調査研究Ⅱ』平成22年3月
- 津久井稲緒 (2010) 「企業の社会的責任のコンフリクト」『日本経営倫理学会誌』第17号
- 辻中豊・坂本治也・山本英弘編著 (2012) 『現代日本のNPO政治—市民社会の新局面—』現代市民社会叢書4、木鐸社
- 辻中豊・伊藤修一郎編著 (2010) 『ローカル・ガバナンス—地方政府と市民社会—』現代市民社会叢書3、木鐸社
- 辻中豊・森裕城編著 (2010) 『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会—』現代市民社会叢書2、木鐸社
- 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘 (2009) 『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス—』現代市民社会叢書1、木鐸社
- 土堤内昭雄 (2011) 「社会的孤立を防ぐネットワークづくり」『月刊ガバナンス9月号』No. 125, pp. 44-46、ぎょうせい
- (財)東京市町村自治調査会発行、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)委託 (2012) 『高齢者の社会的孤立の防止に関する調査報告書』平成24年3月
- 東洋大学大学院経済学研究科編著 (2006) 『公民連携白書2006～2007』時事通信社
- 東洋大学大学院経済学研究科編著 (2008) 『公民連携白書2008～2009』時事通信社
- 東洋大学大学院経済学研究科編著 (2009) 『公民連携白書2009～2010』時事通信社
- 東洋大学PPP研究センター編著 (2010) 『公民連携白書2010～2011』時事通信社
- 東洋大学PPP研究センター編著 (2011) 『公民連携白書2011～2012』時事通信社
- Neil Gilbert, Barbara. G (1989) *The Enabling State* (伊部英男監訳 (1999) 『福祉政策の未来—アメリカ福祉資本主義の現状と課題—』中央法規出版)
- 内閣府 (2012) 『平成23年版 自殺対策白書』
- 内閣府 (2011) 『平成22年度 国民生活選好度調査』
- 内閣府 (2011) 『社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書』内閣府政策統括官(経済社会システム担当)委託調査平成23年3月

- 内閣府 (2010) 『平成21年度 国民生活選好度調査』
- 内閣府 (2009) 『平成20年版 国民生活白書』
- 内閣府 (2009) 「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査～市町村アンケート～」平成20年度高齢者福祉に関する調査
- 内閣府 (2007) 『平成18年度 国民生活選好度調査』
- 内閣府 (2004) 『平成15年度 国民生活選好度調査』
- 内閣府 (2007) 「地域における高齢社会対策の現状と課題に関する調査～市町村アンケート～」平成18年度高齢者福祉に関する調査
- 内閣府「新しい公共」円卓会議 (2010) 『「新しい公共」宣言』
- 内閣府公共サービス改革推進室 (2009) 『平成20年度 地方公共団体との研究会報告書～市場化テスト』導入の手引き～』
- 内閣府政策統括官室 (2011) 『地域の経済2011』
- 内閣府大臣官房市民活動促進課 (2010) 『平成21年度 市民活動団体基本調査報告書 (特定非営利活動法人の資金調達に関する調査) 』
- 中田実・山崎丈夫・小木曾洋司・小池忠 (2008) 『町内会のすべてが解る! 疑問・難問100問100答』
- 名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課 (2011) 『市民活動団体との協働の手引書』
- 名和田是彦 (2009) 『コミュニティの自治』日本評論社
- 名和田是彦 (1998) 『コミュニティの法理論』創文社
- 西尾隆編著 (2004) 『住民・コミュニティとの協働』自治体改革第9巻、ぎょうせい
- 西尾勝編 (1993) 『コミュニティと住民活動』21世紀の地方自治戦略10巻、ぎょうせい
- 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会
- 西村茂 (2011) 『住民がつくる地域自治組織・コミュニティ』地域と自治体第34集、自治体研究社
- 似田貝香門監修 (2006) 『地域社会学講座 第1巻 地域社会学の視座と方法』東信堂
- ニッセイ基礎研究所編 (2009) 『図解20年後の日本』日本経済新聞出版社
- 日本政策金融公庫総合研究所 (2011) 『地域産業再生のための「新たなコミュニティ」の生成』日本公庫総研レポートNo. 2011-4、日本政策金融公庫総合研究所
- (財)日本都市センター (2011) 『第9回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会<地域主権改革><効率的な行政運営>』財団法人日本都市センター
- (財)日本都市センター (2011) 『第10回・第11回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会<高齢者福祉のあり方><コミュニティの活性化><コミュニティの再生>』財団法人日本都市センター 洲上俊則・黒田武一郎・満田誉 (1995) 『地域福祉の向上』地方行政活性化講座④、ぎょうせい
- (財)日本都市センター (2004) 『近隣自治の仕組みと近隣政府—多様で主体的なコミュニティの形成を目指して—』財団法人日本都市センター
- (財)日本都市センター (2004) 『英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治』財団法人日本都市センター
- (財)日本都市センター (2003) 『近隣政府への制度設計—法律改正・条例制定に係る主な検討項目—』財団法人日本都市センター
- (財)日本都市センター (2003) 『近隣政府への途—地域における自治システムの創造』日本都市センターブックレットNo. 7、財団法人日本都市センター
- (財)日本都市センター (2002) 『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択—市民と都市自治体との新しい関係構築のあり方に関する調査研究最終報告—』財団法人日本都市センター

- (財)日本都市センター (2001) 『近隣自治とコミュニティ～自治体のコミュニティ政策と「自治的コミュニティ」の展望～』財団法人日本都市センター
- (財)日本離島センター(2010)『島の将来を考える研究会の報告書』平成22年7月
- 農政調査委員会 (2011) 『地域とは何か、地元とは何か—地域アイデンティティの検証—』のびゆく農政—世界の農政—999-1000、農政調査委員会
- Harold L. Wilensky & Charles N. Lebeaux (1965) *Industrial Society and Social Welfare* (四方寿雄監訳 (1971) 『産業社会と社会福祉』(上)(下)、岩崎学術出版社)
- 羽貝正美編著 (2007) 『自治と参加・協働—ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社
- 蓮見音彦・奥田道大編著 (1993) 『21世紀日本のネオ・コミュニティ』東京大学出版会
- Hillery, G. A. Jr. (1955) “Definitions of Community”, *Rural Sociology*, vol. 20, No. 2.
- Park Robert Ezra, E. W. Burgess, R. D. McKenzie (1925) *THE CITY* (大道安次郎・倉田和四生訳 (1972) 『都市人間生態学とコミュニティ論』鹿島出版会)
- Philip Kotler (1982) *Marketing for Nonprofit Organizations* (井関利明監訳 (1991) 『非営利組織のマーケティング戦略—自治体・大学・病院・公共機関のための新しい変化対応パラダイム—』第一法規出版)
- Polanyi. K (1957) *The great transformation : the political and economic origins of our time* (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳 (1975) 『大転換』東洋経済新報社)
- Putnam, Robert D. (2000) *BOWLING ALONE : The Collapse and Revival of American Community* (柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)
- Putnam, Robert D. (1993) *Making Democracy Work: Civic traditions in Modern Italy*, Princeton (河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT出版)
- 人見剛・辻山幸宣 (2000) 『協働型の制度づくりと政策形成』市民・住民と自治体のパートナーシップ第2巻、ぎょうせい
- 広井良典 (2009) 『コミュニティを問い直す—つながり・都市・日本社会の未来』筑摩書房
- 広井良典 (2008) 「これからの地域コミュニティ政策をめぐる課題—全国市町村アンケート調査結果を踏まえて— (前編) アンケート調査結果の概要」『自治体チャンネル』2008 (H20) 年7月号
- 広井良典 (2008) 「これからの地域コミュニティ政策をめぐる課題—全国市町村アンケート調査結果を踏まえて— (後編) アンケート調査結果からの示唆」『自治体チャンネル』2008 (H20) 年8月号
- 広原盛明 (2011) 『日本型コミュニティ政策—東京・横浜・武蔵野の経験—』晃洋書房
- Bourgeois. L (1998) *La solidarite*, Presses Universitaires du Septentrion
- 福田巖 (2009) 「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果について」地方自治制度研究会編『地方自治』4月号、第737号
- 藤沢市 (2008) 『公共施設マネジメント白書—施設を通じた行政サービスの現状と分析—』
- 古城利明監修 (2006) 『地域社会学講座 第2巻 グローバリゼーション/ポスト・モダンと地域社会』東信堂
- ヘルスケア総合政策研究所 (2012) 『医療白書 2011年度版』日本医療企画
- 本間正明・金子郁容・山内直人・大沢真知子・玄田有史 (2003) 『コミュニティビジネスの時代 NPOが変える産業、社会、そして個人』岩波書店
- MacIver, R. M. (1924) *Community: A Sociological Study; Being An Attempt to Set Out The Nature and Fundamental Laws of Social Life, 1917; 3rd ed.* (中久郎・松本通晴監訳 (1975) 『コミュニティ—社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論—』ミネルヴァ書房)
- 増田正・友岡邦之・片岡美喜・金光寛之編著、高崎経済大学地域政策研究センター編集協力 (2011) 『地域政策学

事典』勁草書房

松原治郎 (1978) 『コミュニティの社会学』東京大学出版会

(株)三菱総合研究所 (2010) 『平成21年度 教育改革の推進のための総合的調査研究報告書～我が国の教育投資の費用対効果分析の手法に関する調査研究～』文部科学省委託調査研究

宮川公男・大守隆編著 (2004) 『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社

三好和代・中島克己編著 (2008) 『21世紀の地域コミュニティを考える ー学際的アプローチー』神戸国際大学経済文化研究所叢書11、ミネルヴァ書房

森岡清志編著 (2002) 『パーソナルネットワークの構造と変容』東京都立大学出版会

山口道昭 (2006) 『協働と市民活動の実務』新しい自治がつくる地域社会②、ぎょうせい

山崎丈夫 (2009) 『地域コミュニティ論 [3訂版] ー地域分権への協働の構図』自治体研究社

山下隆資 (2002) 「シルバー人材センターの現状と課題 (2)」香川大学経済論叢、第75巻第1号

山下隆資 (2002) 「シルバー人材センターの現状と課題 (1)」香川大学経済論叢、第74巻第4号

山本啓 (2008) 『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局

横須賀市都市政策研究所 (2012) 『よこすか白書2011』横須賀市都市政策研究所

横浜市政策局政策課 (2012) 『調査季報』Vol. 170、2012年3月、横浜市政策局政策課

Richard Rorty (1987) *Science as Solidarity* (富田恭彦訳 (1988) 『連帯と自由の哲学』岩波書店)

William Kornhauser (1959) *The Politics of Mass Society*, Free Press. (辻村明訳 (1961) 『大衆社会の政治』創元社)